第８期鹿児島市
高齢者保健福祉・
介護保険事業計画

鹿児島市

はじめに

我が国の高齢化は急速に進行しており、本市におきましても、65歳以上の人口は16万人を超え、高齢化率は、およそ28％と非常に高くなっております。

一方で、我が国は世界有数の長寿国であり、また、就業や社会参加への意欲を持ち続ける高齢者も多いことから、高齢期を迎えても、社会に参画し、住み慣れた地域で自分らしく生活することができる地域社会づくりが強く求められております。

このような中、国においては、医療や介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現に取り組むとともに、令和元年には「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の構築を目指すこととしております。

本市におきましても、「第７期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」のもと、地域包括支援センターの機能強化や成年後見センターの設置など、各種施策を着実に推進してまいりました。

そして、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症への対応をはじめ、認知症対策、介護予防等のさらなる充実などを盛り込み、この度、令和３年度から５年度までの３年間を計画期間とする第８期計画を策定いたしました。

今後におきましては、人生100年時代を見据え、国、県をはじめ、関係の方々との緊密な連携のもと、この計画を着実に推進し、誰もが活力に満ち、明るく生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント手続を通じて貴重なご意見・ご協力を賜りました市民の皆様、並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

令和３年３月

鹿児島市長　下鶴　隆央

目　　次

第１編　計画策定の趣旨等

第１章　計画策定の趣旨 …… 2
第２章　計画の位置づけ …… 2
　１　計画の法的位置づけ …… 2
　２　上位計画・関連計画との関係 …… 2
第３章　計画期間 …… 3
第４章　計画の策定・管理体制と情報の公開 …… 3
　１　計画の策定体制 …… 3
　２　計画に関する情報の公開 …… 3
　３　計画の進行管理体制 …… 4

第２編　本市高齢者を取り巻く現状

第１章　高齢者等の現状 …… 6
　１　人口構成の状況 …… 6
　２　要支援・要介護者の状況 …… 7
　３　認知症高齢者の状況 …… 8
　４　高齢者のいる世帯の状況 …… 9
第２章　高齢者の日常生活と社会参加の状況 …… 10
　１　日常生活の状況 …… 10
　２　社会参加の状況 …… 12
　３　老人クラブの状況 …… 13
第３章　認知症に対する認識の状況 …… 14
　１　認知症に対する認識 …… 14
第４章　高齢者の介護の状況 …… 16
　１　主な介護者の状況 …… 16
　２　介護保険サービスの状況 …… 18
　３　高齢者の介護の意向 …… 21
　４　在宅医療の意向 …… 23
第５章　高齢者のいる世帯の住居の状況 …… 25
第６章　高齢者の就業状況 …… 26

第３編　日常生活圏域

第１章　日常生活圏域の設定 …… 30
　１　日常生活圏域の考え方 …… 30

２　日常生活圏域ごとの現状 …… 30
３　圏域別のサービス事業所及び地域包括支援センター設置状況 …… 31
４　圏域別の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 …… 33
第２章　第８期計画における日常生活圏域 …… 34

第４編　施策の体系
第１章　基本的な目標 …… 38
１　生きがいづくり・社会参画の促進 …… 38
２　高齢者の安心・快適な暮らしの確保 …… 38
３　認知症対策・権利擁護の推進 …… 38
４　介護予防・地域支援体制の充実 …… 38
５　介護サービスの充実 …… 38
第２章　重点課題とそれに対する取組 …… 38
施策の体系図 …… 39

第５編　施策の展開
第１章　生きがいづくり・社会参画の促進 …… 42
１　生きがいづくりの推進 …… 42
２　高齢者の社会参画の促進 …… 43
第２章　高齢者の安心・快適な暮らしの確保 …… 45
１　在宅福祉サービスの充実 …… 45
２　安全で住みよい環境づくりの推進 …… 46
３　災害・感染症対策の推進 …… 48
第３章　認知症対策・権利擁護の推進 …… 49
１　認知症の人やその家族への支援の充実 …… 49
２　高齢者の権利擁護の推進 …… 50
第４章　介護予防・地域支援体制の充実 …… 52
１　介護予防・健康づくりの推進 …… 52
２　地域包括ケアの推進 …… 55
３　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 …… 60
第５章　介護サービスの充実 …… 61
１　介護保険対象サービスの提供 …… 61
２　介護サービスの質的向上 …… 63
３　サービス提供のための体制づくり …… 64

第６編　サービスの見込量及び目標量
第１章　各年度の高齢者等の状況 …… 68
１　人口の推計 …… 68
２　被保険者数の推計 …… 68
３　要支援・要介護認定者数の推計 …… 69
第２章　介護保険サービスの見込量 …… 70
１　介護保険サービスの見込量の考え方 …… 70
２　介護保険サービスの見込量 …… 71
第３章　地域支援事業の見込量 …… 72
１　地域支援事業の見込量の考え方 …… 72
２　地域支援事業の見込量 …… 72
第４章　介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み …… 74
１　保険給付費の見込み …… 74
２　地域支援事業費の見込み …… 74
３　市町村特別給付、保健福祉事業及び区分支給限度基準額の引き上げ …… 75
第５章　保健サービスの見込量及び目標量 …… 76
第６章　福祉サービスの見込量及び目標量 …… 78

事業一覧 …… 80
主な用語の解説 …… 104

資料編
・関係法令 …… 112
・鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会設置要綱 …… 115
・鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会設置要綱 …… 118
・高齢者等実態調査の概要 …… 121
・第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定経過 … 123
・介護保険サービス等の見込量及び給付費、保険料の推計 …… 124

（注）本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

第１編　計画策定の趣旨等

1

第１編　計画策定の趣旨等

第１章　計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、平成27（2015）年には団塊の世代が65歳以上となり、高齢者人口は大幅に増加しています。鹿児島市におきましても、令和元年10月１日時点で高齢化率が27%を超えており、今後においても高齢化はさらに進行していく見込みです。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和７（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことから本市では、高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

※団塊の世代：昭和22（1947）年から昭和24（1949）年生まれ
※団塊ジュニア世代：昭和46（1971）年から昭和49（1974）年生まれ

第２章　計画の位置づけ

１　計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の８に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

２　上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「鹿児島市総合計画」との整合性を図った上で策定します。また、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画の策定を行います。

第３章　計画期間

本計画は、３年ごとに見直しを行うこととし、令和３年度から令和５年度までの３か年を第８期計画として、令和２年度に策定します。

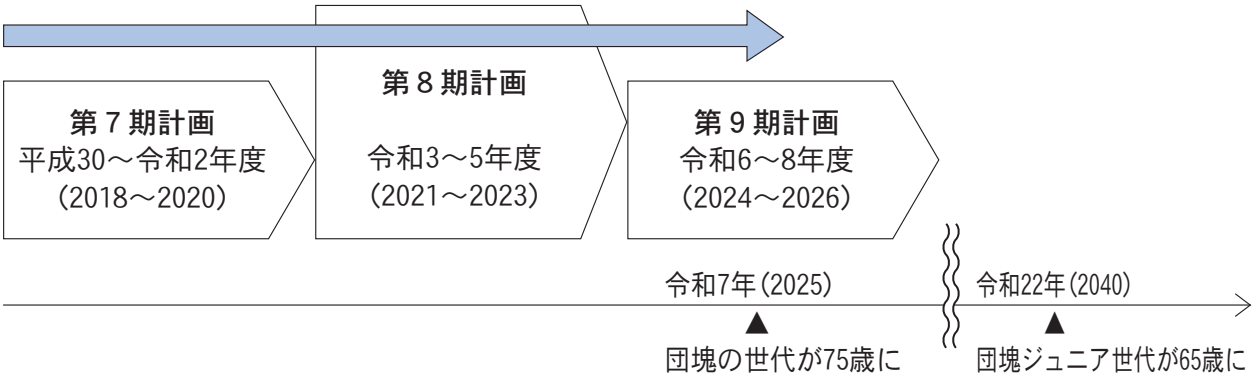

第４章　計画の策定・管理体制と情報の公開

１　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健、福祉、介護など各部門が連携し、総合的に課題への対応を検討するため、庁内に「鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会」（以下「検討・推進委員会」という。）を設置し、計画の策定に向けて検討しました。

また、市民の視点を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係等団体代表及び公募による市民の代表で構成する「鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会」（以下「策定・管理委員会」という。）を設置し、各方面からの意見をいただくとともに、パブリックコメント手続を実施しました。

２　計画に関する情報の公開

地域において、高齢者のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供し、その生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした保健・福祉などの公的サービスだけでなく、市民、町内会などの地域団体、ボランティア団体、ＮＰＯなどの市民活動団体などが協働して、地域の高齢者を支えていく必要があります。

このため、より多くの市民に関心を持っていただけるよう、あらゆる機会を通じて計画に関する情報を積極的に公開し、情報の共有化を進めます。

3　計画の進行管理体制

計画の進行管理については、検討・推進委員会において年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を策定・管理委員会へ報告し、助言を受けることとします。

策定・管理委員会　会議風景

第２編　本市高齢者を取り巻く現状

2

第２編　本市高齢者を取り巻く現状

第１章　高齢者等の現状

１　人口構成の状況

本市の総人口は、平成22年の605,846人から年々増加していましたが、平成26年以降は減少し、令和元年には595,319人となっています。

総人口に対する人口構成別の割合をみると、年少人口（０～14歳人口）は、平成22年の14.1％から令和元年に13.7％（0.4ポイント減）へ、生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成22年の64.7％から令和元年に58.7％（6.0ポイント減）へと減少しています。

一方、高齢者人口（65歳以上人口）は、平成22年の21.2％から令和元年に27.5％（6.3ポイント増）に増加しており、そのうち特に要介護の状態になりやすい75歳以上人口では、平成22年の10.9％から令和元年に13.7％（2.8ポイント増）へと増加しています。

次に本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）27.5％は国の高齢化率28.4％及び県の高齢化率31.9％と比較すると、下回っているものの高齢化は急速に進行しています。

人口構成別状況

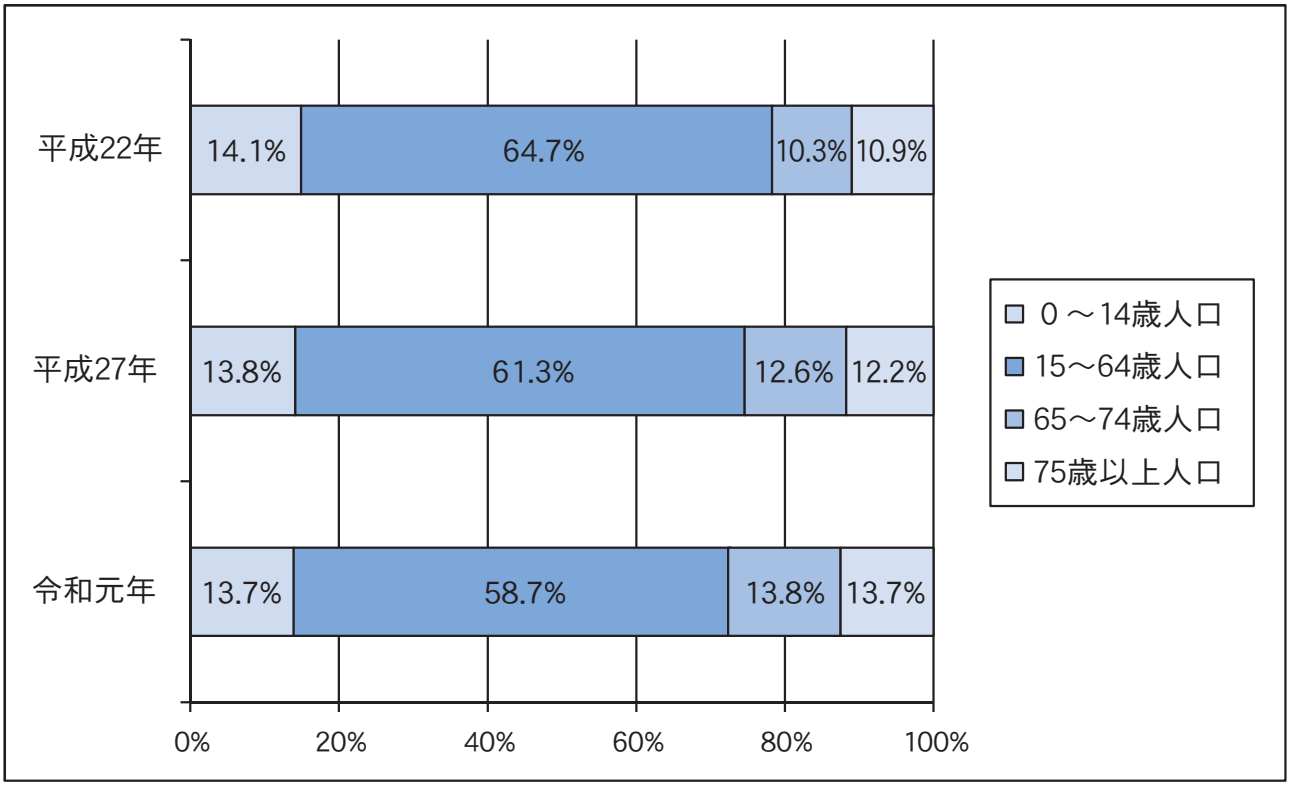

（注）平成22年、平成27年は国勢調査、令和元年は県統計課「鹿児島県の推計人口」

本市の高齢者等の状況と国・県との比較

区　　分		平成22年	平成27年	令和元年
市	総人口（人）	605,846	599,814	595,319
	65歳以上（人）	127,446	145,300	159,917
	65～74歳（人）	62,050	73,645	80,475
	75歳以上（人）	65,396	71,655	79,442
	高齢化率（%）	21.2	24.8	27.5
国	高齢化率（%）	23.0	26.6	28.4
県	高齢化率（%）	26.5	29.4	31.9

（注）平成22年、平成27年は国勢調査、令和元年は県統計課「鹿児島県の推計人口」

2　要支援・要介護者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成27年30,722人、平成30年33,518人、令和２年34,247人となっており、年々増加しています。

また、令和２年の要介護度別の分布は、要介護１が最も多く、次いで要支援１、要支援２となっております。

次に65歳以上の高齢者に対する要支援・要介護認定者の割合である認定率をみると、ここ数年、20%程度で推移しており、国及び県と比較すると、高くなっています。

要支援・要介護認定者数

区　　分	平成27年		平成30年		令和２年	
要　支　援　１	4,280人	13.9%	5,470人	16.3%	5,601人	16.3%
要　支　援　２	5,195人	16.9%	5,227人	15.6%	5,025人	14.7%
小　計　Ａ（要支援）	9,475人	30.8%	10,697人	31.9%	10,626人	31.0%
要　介　護　１	6,733人	21.9%	7,370人	22.0%	7,680人	22.4%
要　介　護　２	4,157人	13.6%	4,353人	13.0%	4,392人	12.8%
要　介　護　３	3,598人	11.7%	3,917人	11.7%	3,939人	11.5%
要　介　護　４	3,226人	10.5%	3,703人	11.0%	4,110人	12.1%
要　介　護　５	3,533人	11.5%	3,478人	10.4%	3,500人	10.2%
小　計　Ｂ（要介護）	21,247人	69.2%	22,821人	68.1%	23,621人	69.0%
合　計（Ａ＋Ｂ）	30,722人	100.0%	33,518人	100.0%	34,247人	100.0%

（注）１　各年９月末現在

２　要支援・要介護認定者数には第２号被保険者数を含む

本市の認定率と国・県との比較

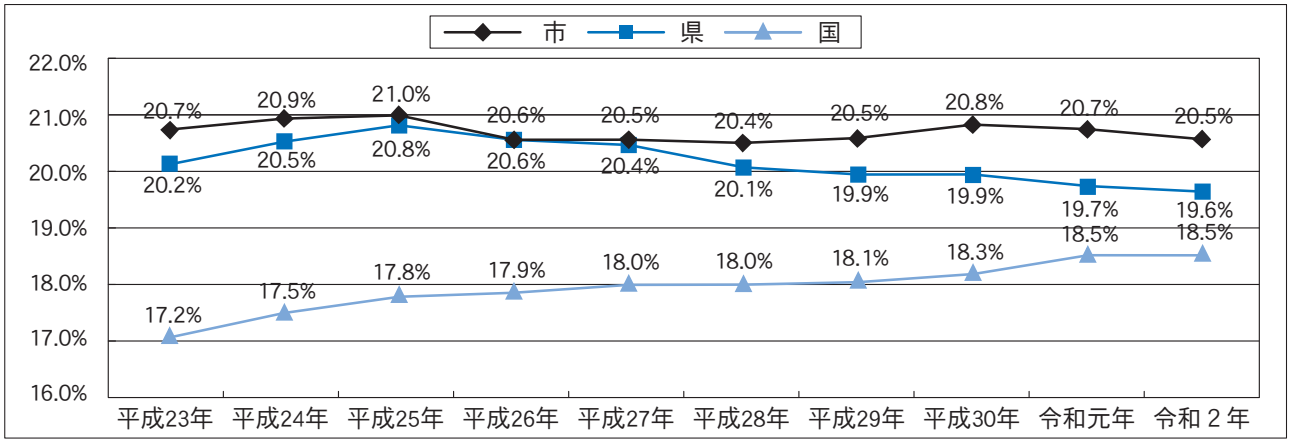

（注）１　各年とも９月末現在
　　２　認定率：要支援・要介護認定者数／第１号被保険者数

3　認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者における認知症高齢者は、平成28年度は20,098人でしたが、令和元年度には21,080人と年々増加しています。また、国において、令和７年には65歳以上の５人に１人が認知症高齢者であると見込んでおり、今後も増加することが予測されます。

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症高齢者数	20,098	20,263	20,412	21,080
65歳以上人口	149,574	153,564	156,767	159,917

（注）１　認知症高齢者数は、介護保険の要支援・要介護認定者における日常生活自立度Ⅱ以上の数
　　２　65歳以上人口は10月１日推計人口

４　高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は、平成27年において総世帯数の35.2％を占めており、そのうち、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合は、それぞれ34.1％、32.2％と、国より高くなっています。

また、本市の総世帯数は平成22年の264,686世帯から平成27年の270,269世帯へと増加していますが、特に高齢者のいる世帯は、83,691世帯から95,005世帯へと大幅な増加となっています。

本市の高齢者のいる世帯の状況と国・県との比較

区　分				平成22年		平成27年	
				世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
市	総世帯数			264,686	100.0	270,269	100.0
		高齢者のいる世帯数		83,691	31.6	95,005	35.2
			ひとり暮らし世帯	27,635	33.0	32,371	34.1
			高齢夫婦世帯	27,007	32.3	30,616	32.2
			その他世帯	29,049	34.7	32,018	33.7
国	総世帯数			51,950,504	100.0	53,331,797	100.0
		高齢者のいる世帯数		19,337,687	37.2	21,713,308	40.7
			ひとり暮らし世帯	4,790,768	24.8	5,927,686	27.3
			高齢夫婦世帯	5,250,952	27.2	5,247,936	24.2
			その他世帯	9,295,967	48.1	10,537,686	48.5
県	総世帯数			729,386	100.0	724,690	100.0
		高齢者のいる世帯数		294,434	40.4	311,133	42.9
			ひとり暮らし世帯	102,443	34.8	110,741	35.6
			高齢夫婦世帯	95,610	32.5	100,929	32.4
			その他世帯	96,381	32.7	99,463	32.0

（注）１　各年とも国勢調査
　　２　端数処理の関係上、構成比の計が合わない場合がある。

第２章 高齢者の日常生活と社会参加の状況

１　日常生活の状況

本市が実施した高齢者等実態調査から、一般高齢者の日常生活の状況についてみると、健康状態としては、最も多いのが「まあまあ健康」で72.4%となっており、次いで「あまり健康ではない」が13.2%、「とても健康」が12.7%などとなっています。

外出の頻度としては、「週２～４回」が43.4%で最も多く、次いで「週５回以上」が43.3%、「週１回」が9.7%などとなっています。

これらのことから、健康状態が良好な高齢者が多く、外出頻度が高くなっていることが分かります。

また、バスや電車を使っての１人での外出の可否については、「している」が86.4%、自分での食事の用意の可否については、「している」が71.5%などとなっています。

健康状態

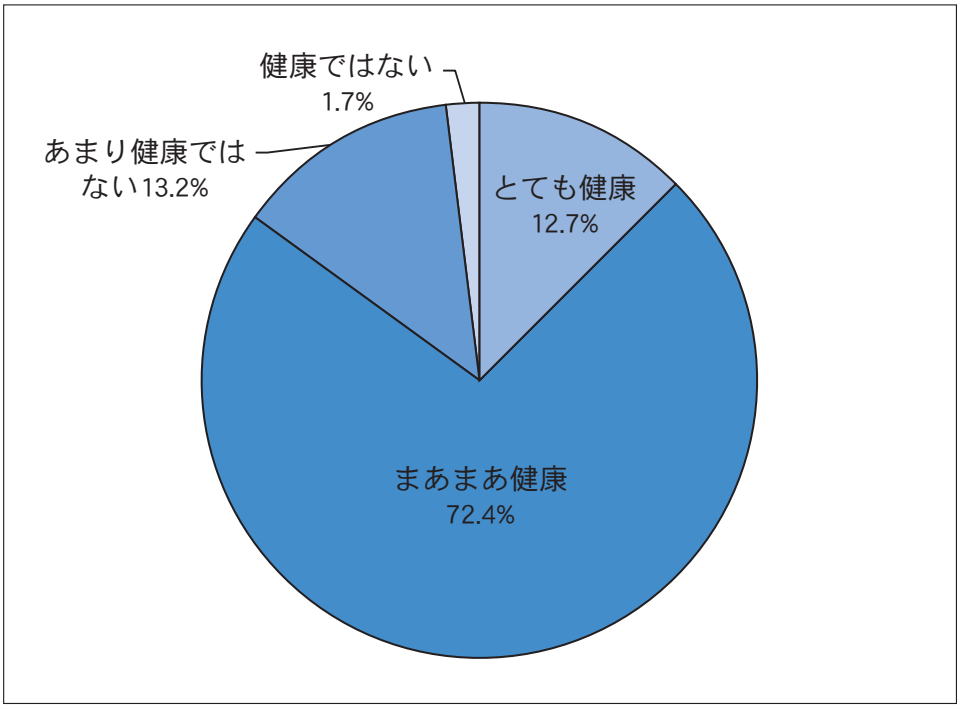

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

外出の頻度

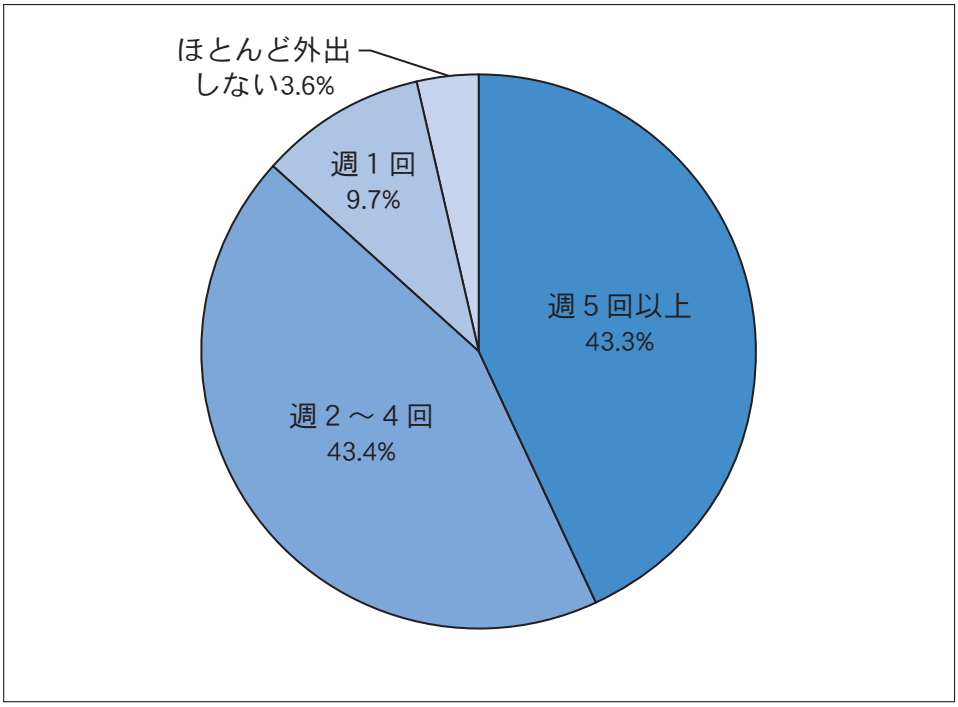

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

バスや電車を使って１人での外出の可否（自家用車でも可）

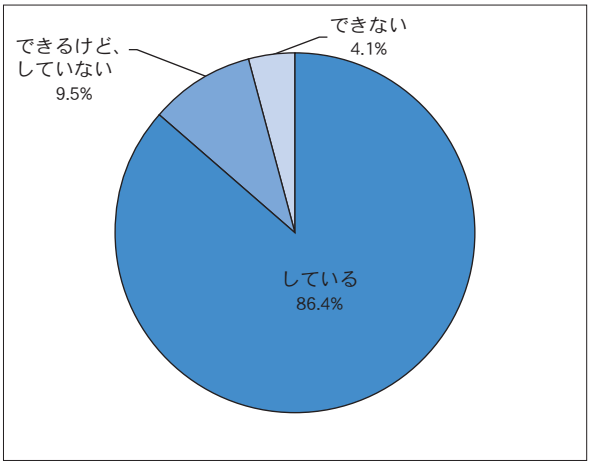

自分での食事の用意の可否

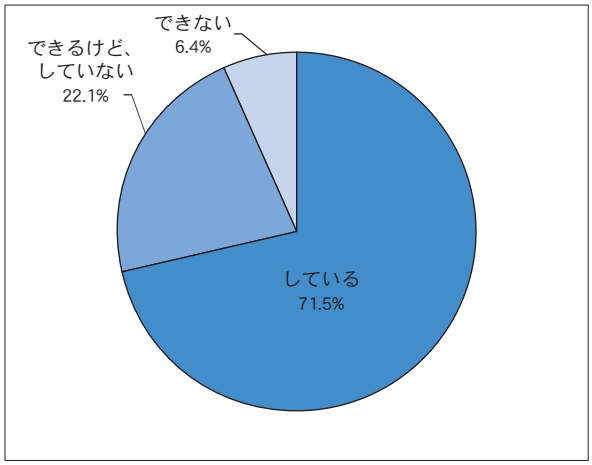

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

2　社会参加の状況

高齢者等実態調査の結果から、一般高齢者の社会参加の状況についてみると、生きがいを感じるときとしては、最も多いのが「子どもや孫など家族との団らんのとき」で54.8%となっており、次いで「趣味やスポーツ・レクリエーション活動に熱中しているとき」が39.6%、「テレビを見たり、ラジオを聞いているとき」が39.5%などとなっています。

一方で、「ボランティアや地域の活動をしているとき」は、9.8% にとどまっており、また、地域活動やボランティア活動の状況からも分かるように、高齢者の社会参加への割合はあまり高くないことが分かります。

生きがいを感じるとき

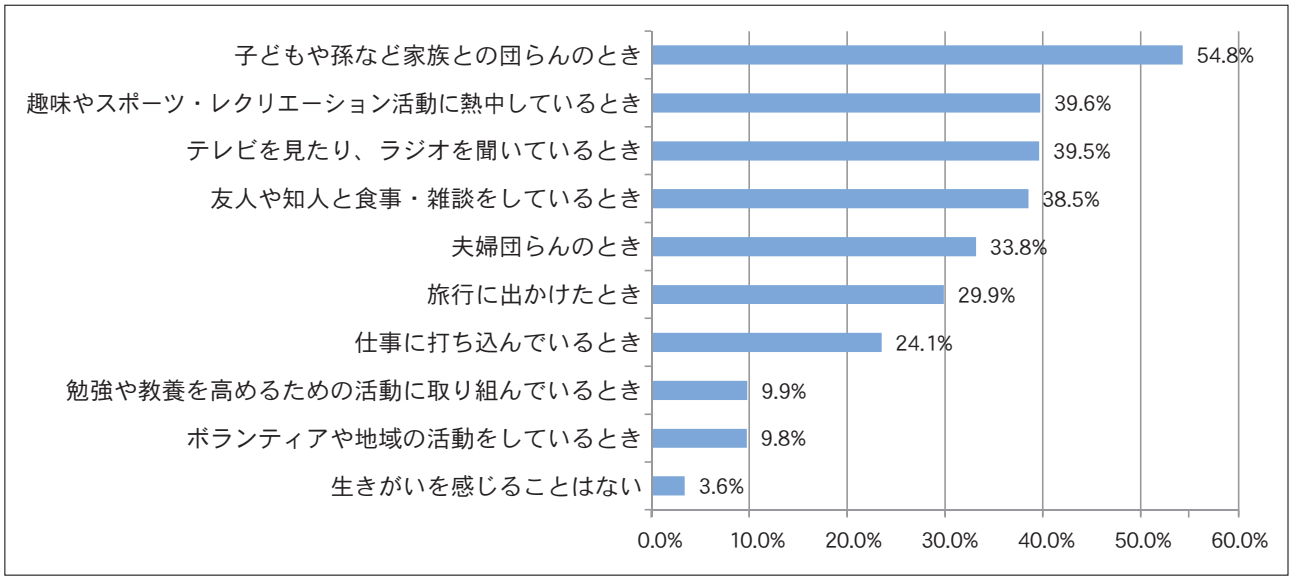

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）複数回答

地域活動やボランティア活動の状況

①町内会・自治会への参加頻度

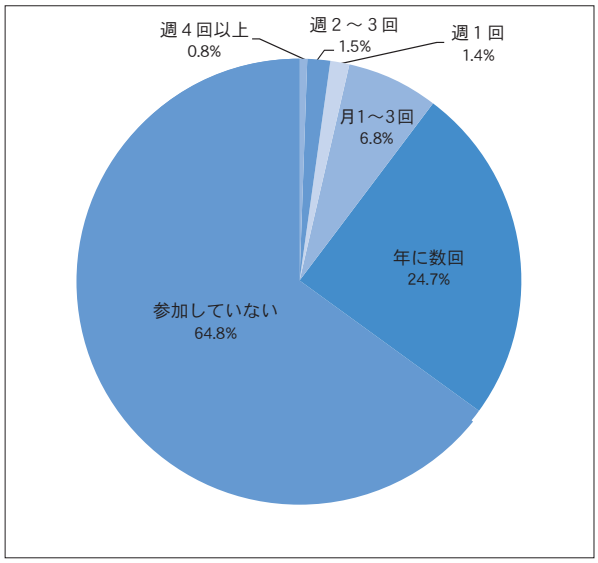

②ボランティアグループへの参加頻度

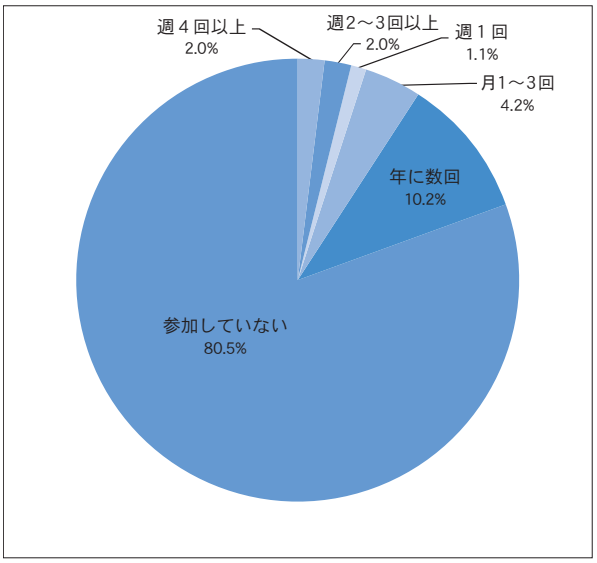

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

3　老人クラブの状況

本市の老人クラブ連合会には、令和２年６月現在309団体、16,469人が加入しています。

連合会では、指導者の研修会、地区の交流研修会、各種スポーツ大会、演芸大会を開催するほか、会員間の融和と情報交換の場として機関紙「老友かごしま」を年１回発行しています。

また、単位老人クラブでは、ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問、ふれあい会食、老人ホームへの慰問などの奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動を行っています。

老人クラブ加入状況推移

区　　分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
老人クラブ数（団体）	317	322	324	319	309
会員数（人）	17,683	17,637	17,391	17,014	16,469

（注）各年とも６月１日現在

第３章　認知症に対する認識の状況

１　認知症に対する認識

高齢者等実態調査の結果では、一般高齢者のうち、認知症に対する不安や心配なことについては、「自分や家族が認知症にならないか心配である」が46.4%となっています。

また、認知症に関して知りたいことについては、「認知症の予防方法」が68.1%となっています。

一方、認知症に関する相談窓口や認知症サポーターの認知度については、「知らない」が44.5%、「聞いたことがない」が65.1%となっており、認知症に関する制度や窓口の周知、正しい理解の促進が必要です。

認知症に対する不安や心配なこと

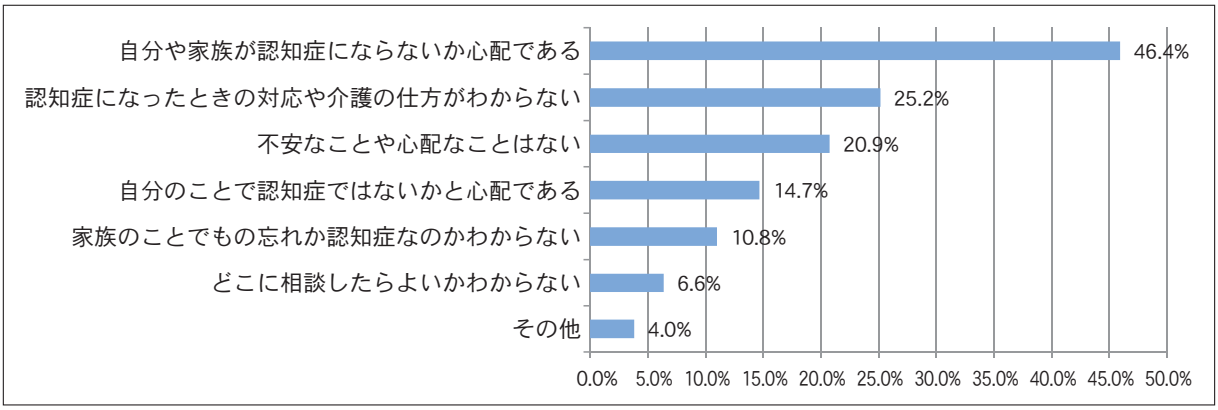

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）複数回答

認知症に関して知りたいこと

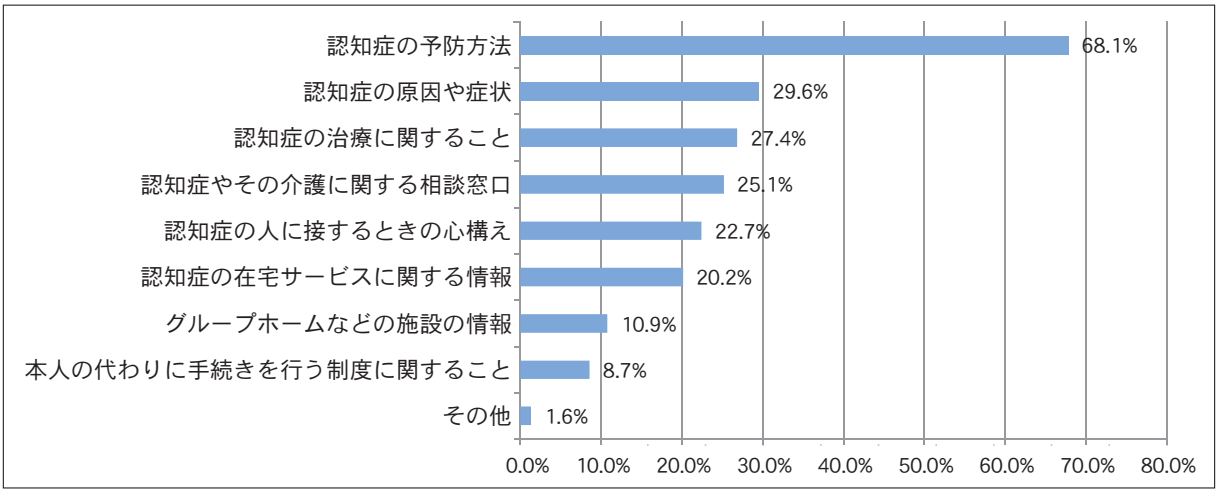

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）複数回答

認知症に関する相談窓口の認知度

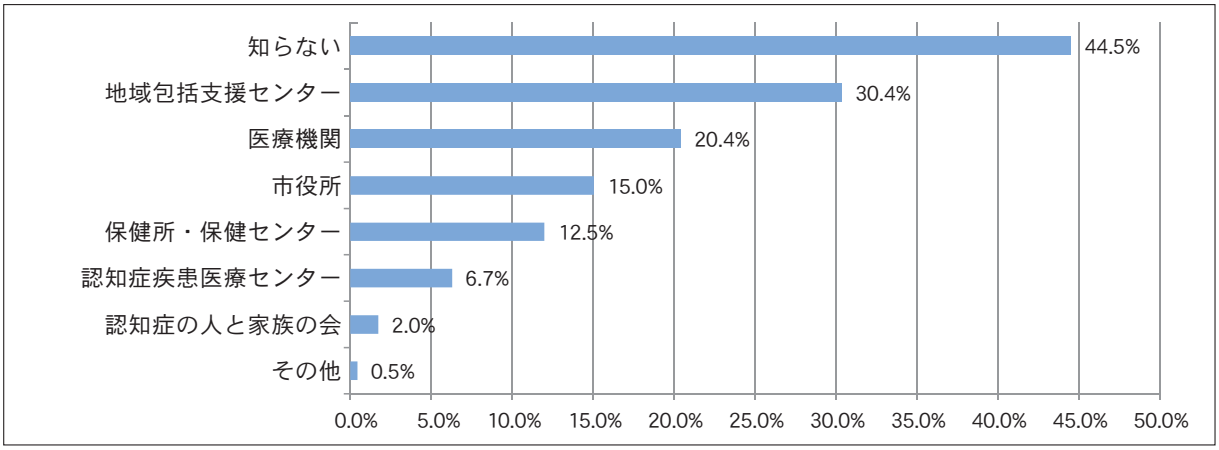

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）複数回答

認知症サポーターの認知度

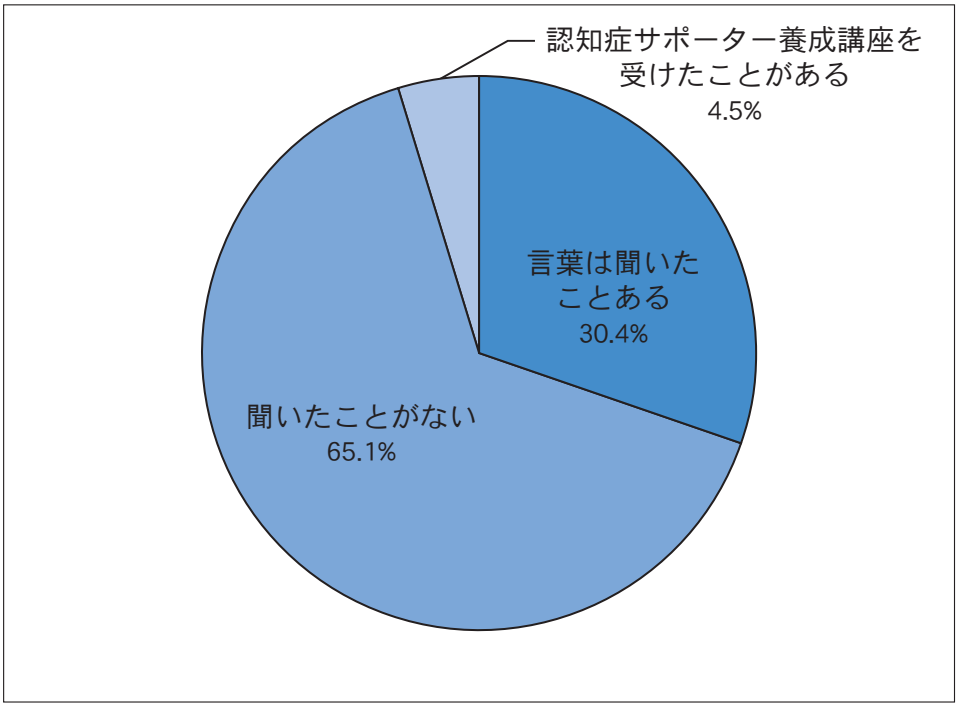

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

第４章 高齢者の介護の状況

１　主な介護者の状況

高齢者等実態調査の結果では、在宅サービス利用者の主な介護者は「子ども又はその配偶者」が52.5%で最も多く、次いで「配偶者」が30.8%、「兄弟・姉妹」が4.8%などとなっています。

次に、主な介護者の年齢は「10代～50代」が36.9%で最も多く、次いで「60代」が32.0%、「70代」が17.7%、「80歳以上」が13.4%となっています。前回調査時と比較すると70代以上の割合が3.3ポイント増加しており、高齢者が高齢者の介護を行ういわゆる「老老介護」がさらに進んでいることがわかります。

主な介護者の今後の介護の場所に対する意向は「介護保険サービス等も利用しながら、在宅で介護したい」が55.2%と最も多くなっており、「家族を中心に在宅で介護したい」が9.9%、「地域の方々の手助けや介護保険サービス等も利用しながら在宅で介護したい」の7.0%と合わせると在宅での介護の意向が７割を超えています。

このことから、介護を行っている家族としても在宅で介護することを希望している方が多いことが分かります。

主な介護者と要介護者の続柄

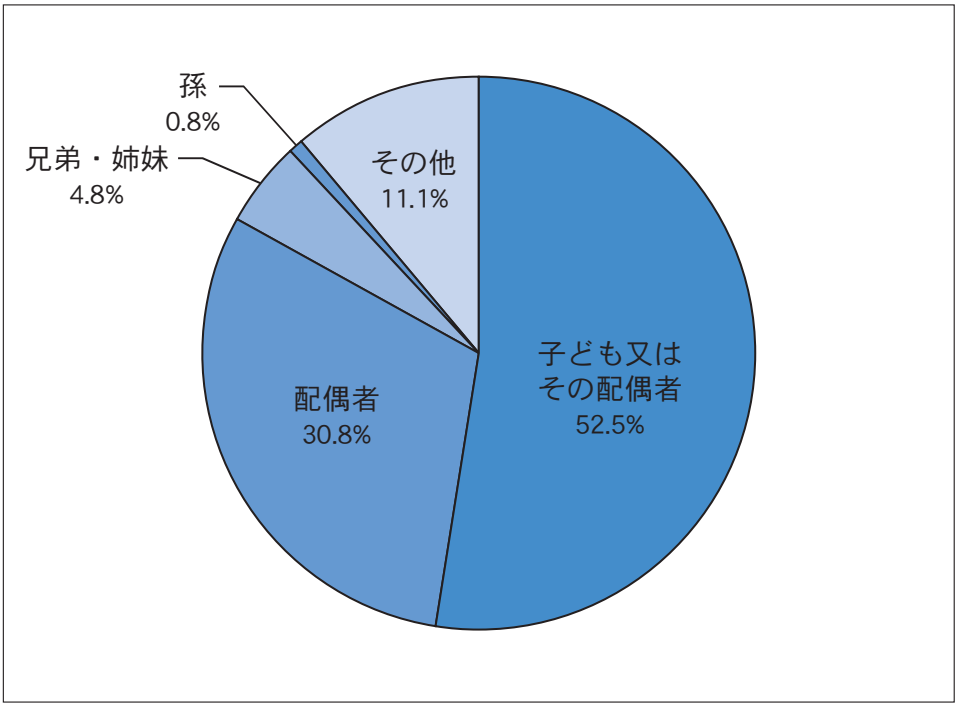

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

主な介護者の年齢

前回結果（平成２９年）　⇨　今回結果（令和元年）

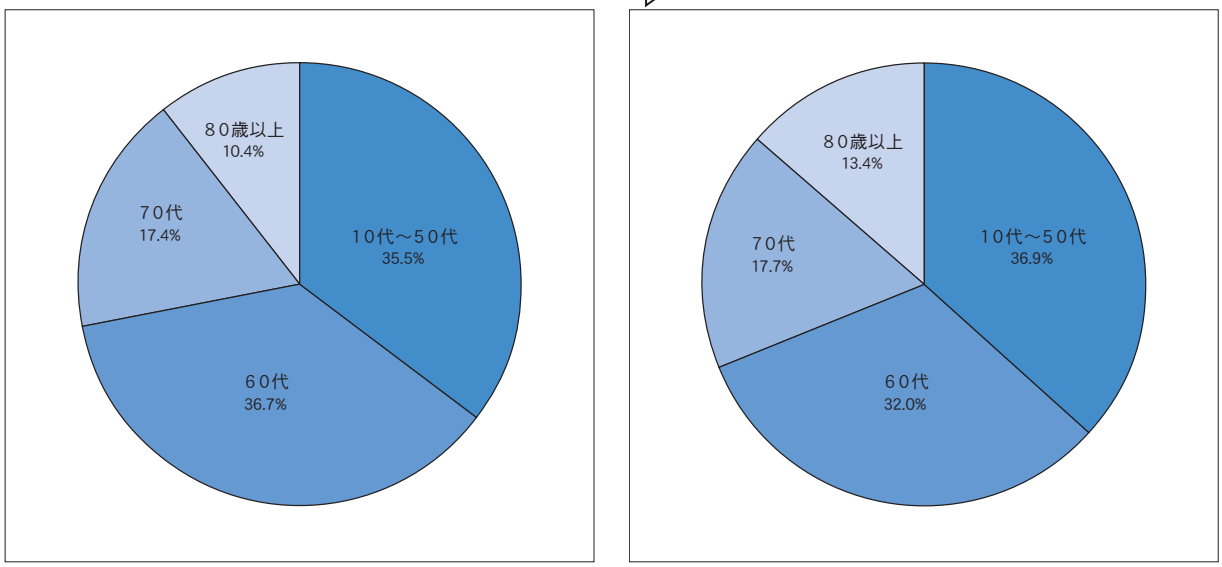

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

主な介護者の今後の介護の場所に対する意向

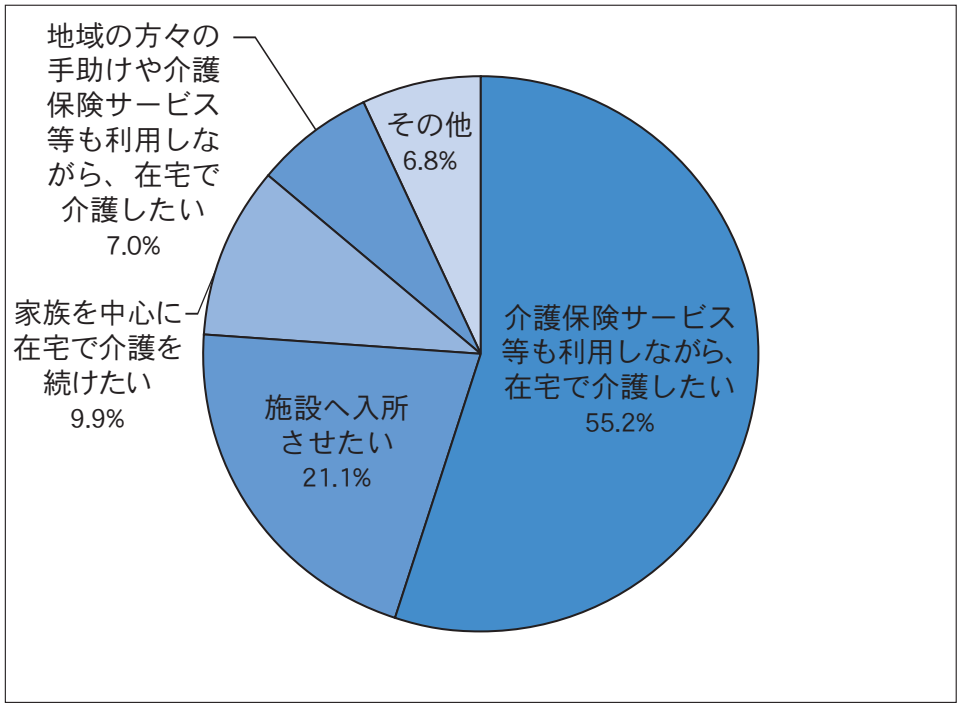

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

2　介護保険サービスの状況

（１）介護保険サービスの利用率の推移

要支援・要介護認定者のうち介護保険サービスを利用している者の割合（サービス利用率）は、令和２年３月末で在宅サービスが55.5%、地域密着型サービスが18.9%、施設サービスが11.5%となっています。

サービス利用者の満足度を高齢者等実態調査の結果からみると、「満足している」、「ほぼ満足している」が85.3%となっています。

また、要支援・要介護認定者でサービス未利用者のサービスを利用していない理由としては「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」が47.3%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が20.2%、「家族が介護をするため必要ない」が18.5%などとなっています。

一方、「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」、「利用料を支払うのが難しい」、「利用したいサービスが利用できない（身近にない）」など、サービスを利用しにくい状況にある方の合計が15.7%となっています。

介護保険サービス利用率の推移

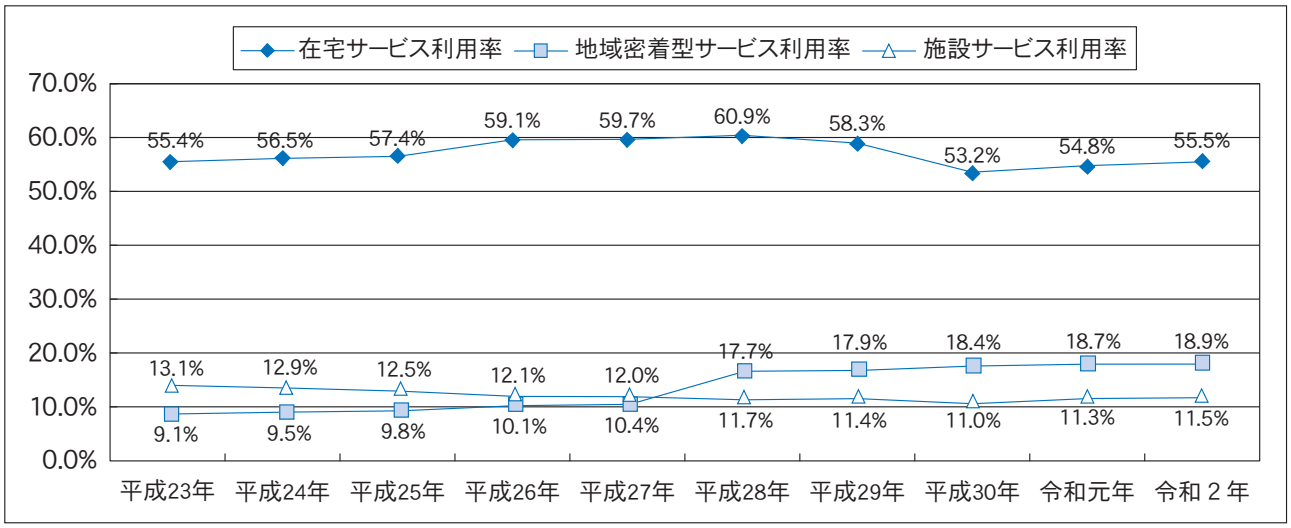

（注）１　サービス利用率：各サービス受給者数／要支援・要介護認定者数

２　サービス受給者数：介護保険事業状況報告各年９月分の数値

３　要支援・要介護認定者数：９月末現在

介護保険サービスの満足度

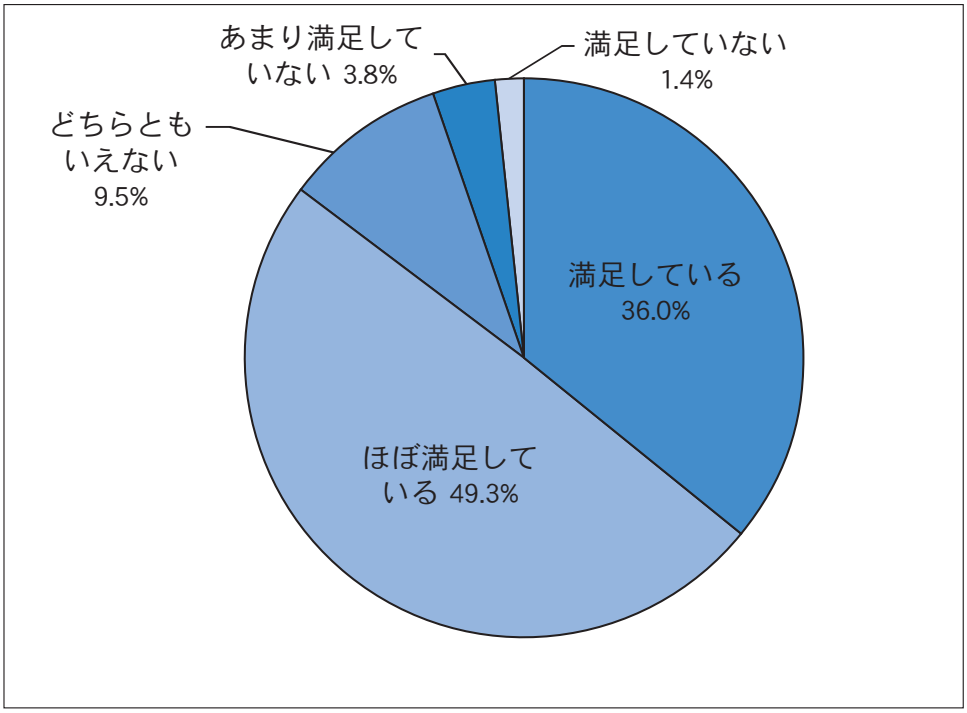

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

要支援・要介護認定者で介護保険サービス未利用者のサービスを利用していない理由

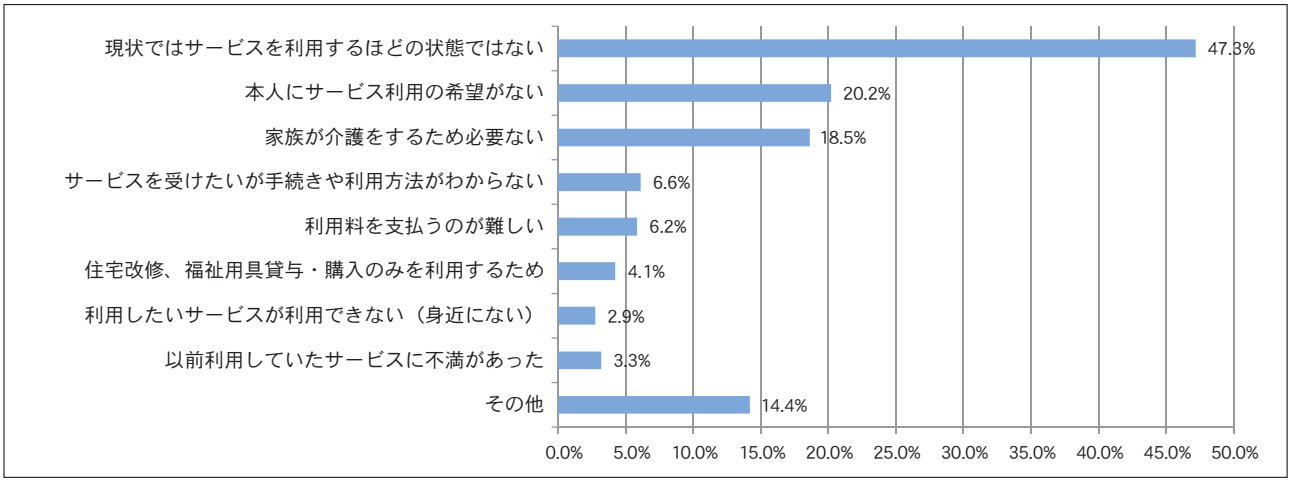

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）複数回答

（２）リハビリテーションサービスの利用率等の推移

リハビリテーションサービスの利用率は、令和元年は、訪問リハビリテーションが4.7%、通所リハビリテーションが15.8% となっており、訪問リハビリテーションは年々増加しておりますが、通所リハビリテーションは平成30年までは、おおむね横ばいに推移し、令和元年が増加しています。

自立支援に取り組むサービスの提供状況について、認定者１万人あたりのリハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数でみると、訪問リハビリテーションでは平成27年度から令和元年度の４年間でほぼ横ばい、通所リハビリテーションサービスの提供状況では、2.7倍になっています。

リハビリテーションサービスの利用率の推移

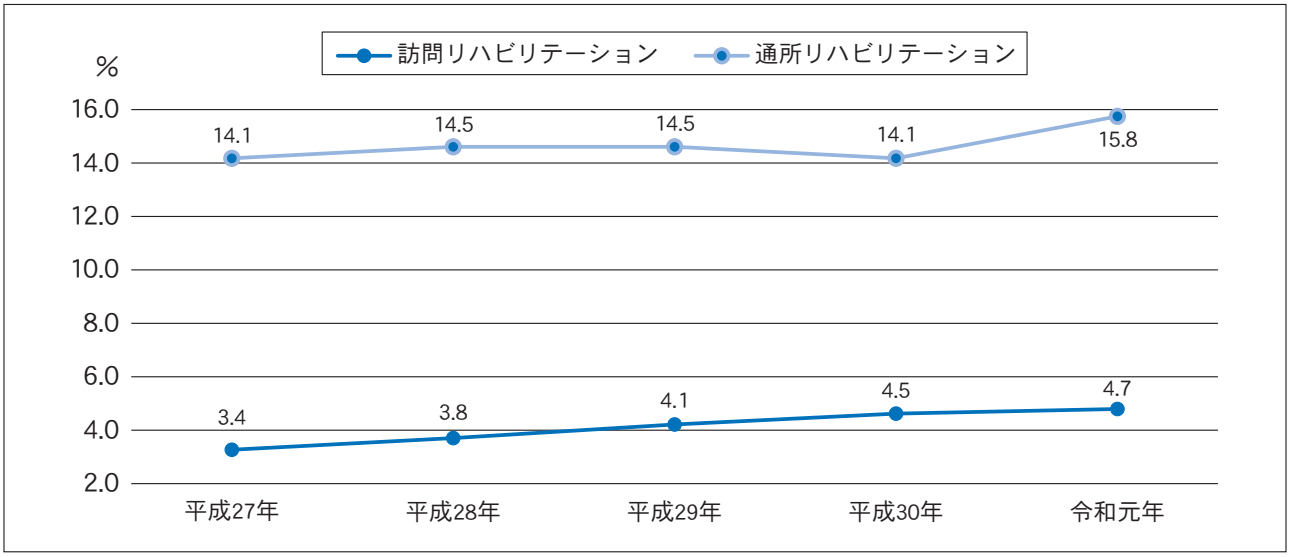

（注）１　【厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報】
２　令和元年は令和２年２月サービス提供分まで
３　サービス利用率：各サービス受給者数／要支援・要介護認定者数

自立支援に取り組むサービスの提供状況（認定者１万対）

（単位：人）

リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
訪問リハビリテーション	11.7	14.5	7.6	11.6	11.3
通所リハビリテーション	98.0	139.1	148.5	240.2	269.3

（注）　【厚生労働省「介護保険総合データベース」及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報】

3　高齢者の介護の意向

（１）一般高齢者の意向

高齢者等実態調査の結果では、自分に介護が必要となった場合の介護に関する一般高齢者の意向は「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」が31.2%、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護を受けたい」が28.1%、「自宅で家族中心の介護を受けたい」が9.7%で、合わせると7割近くの方が在宅での介護を希望しています。

一方「医療機関」や「特別養護老人ホームなどの施設」、「有料老人ホームや高齢者向けの住宅」での介護を希望する方は31.0%となっています。

一般高齢者の意向

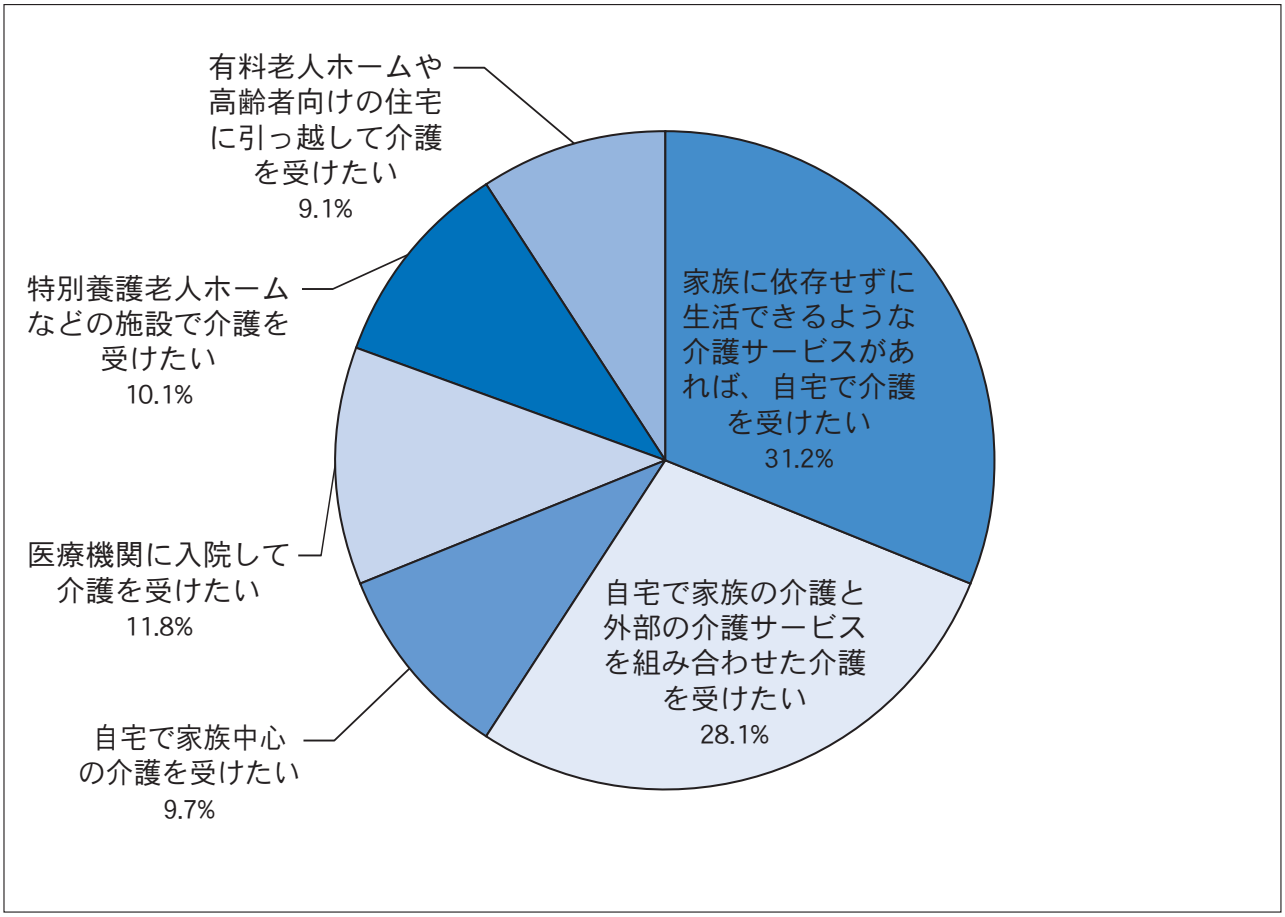

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

（２）在宅サービス利用者の意向

在宅サービスの利用者の意向は「現在の住居にずっと住み続けたい」が74.7%となっています。

一方、「特別養護老人ホーム」や「有料老人ホーム」、「グループホーム」などの施設への入所を希望している方は12.7%となっています。

（３）介護保険サービス未利用者（要支援・要介護認定者で介護保険サービスを利用していない者）の意向

介護保険サービス未利用者の意向は「現在の住居にずっと住み続けたい」が82.2%となっています。

一方、「特別養護老人ホーム」や「有料老人ホーム」、「グループホーム」などの施設への入所を希望している方は7.2%となっています。

介護の意向

在宅サービス利用者の意向

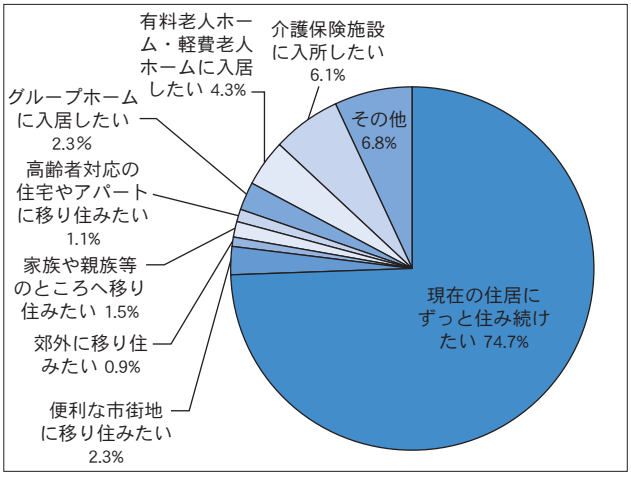

介護保険サービス未利用者の意向

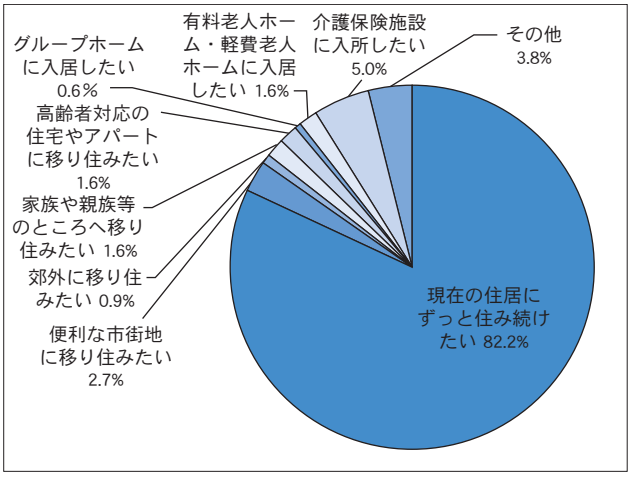

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

４　在宅医療の意向

（１）一般高齢者の意向

高齢者等実態調査の結果では、疾病を抱えていても、住み慣れた生活の場を変えることなく療養していくために必要となる在宅医療に関する一般高齢者の意向は「利用したい」が30.8%、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関が分からない」が15.6%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が10.8%合わせて約６割の方が在宅医療の利用を希望しています。

一方、「利用したくない」の方は6.9%となっています。

一般高齢者の意向

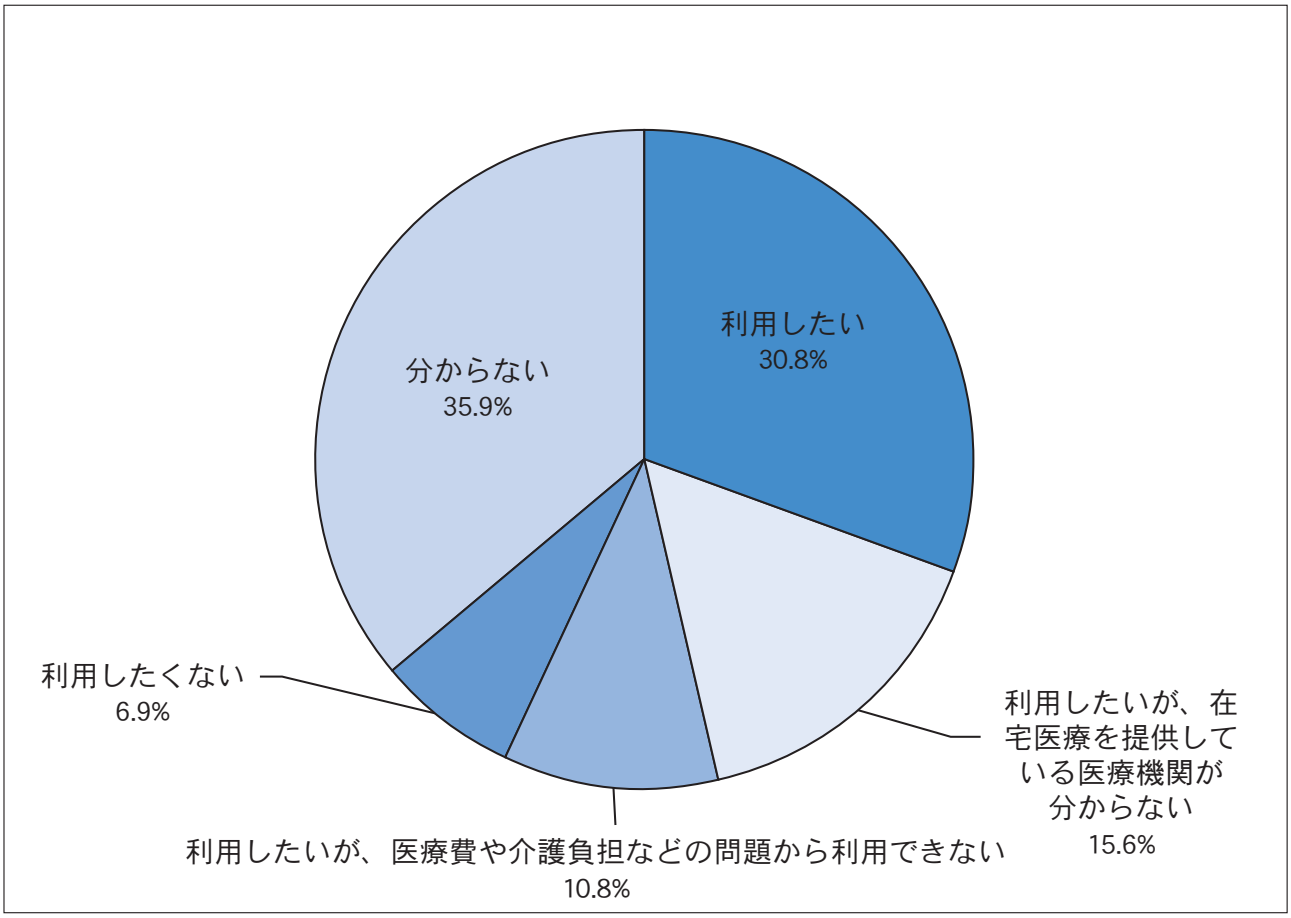

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

（２）在宅サービス利用者の意向

在宅サービスの利用者の意向は「利用したい」が43.6%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が8.8%、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関がわからない」が7.8%で、合わせて約６割の方が在宅医療を希望していますとなっています。

一方、「利用したくない」は7.8%となっています。

（３）介護保険サービス未利用者（要支援・要介護認定者で介護保険サービスを利用していない者）の意向

介護保険サービス未利用者の意向は「利用したい」が29.6%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が9.5%、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関が分からない」が11.0%で、合わせて約５割の方が在宅医療の利用を希望しています。

一方、「利用したくない」の方は10.4%となっています。

在宅サービス利用者の意向

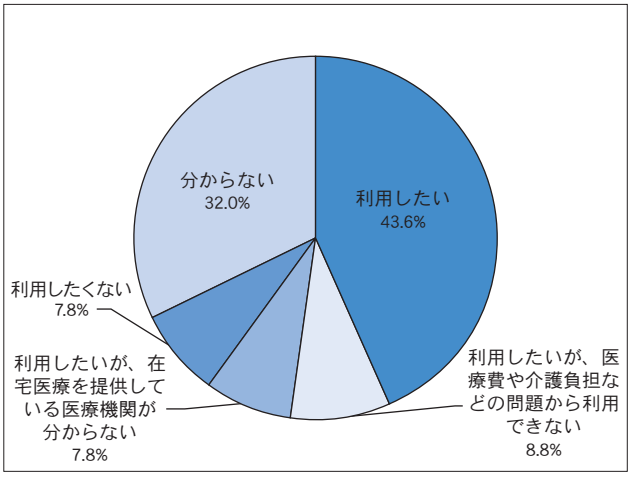

介護保険サービス未利用者の意向

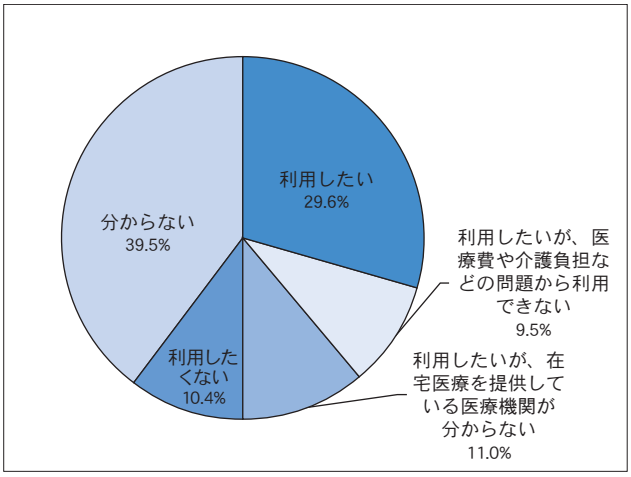

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

第５章　高齢者のいる世帯の住居の状況

住居の状況の推移を本市の全世帯についてみると、平成22年から平成27年まで、各形態ともほぼ同じ割合で推移しており、平成27年では、最も高いのが「持ち家」で53.6%となっており、次いで「民間借家」が36.7%などとなっています。

次に高齢者のいる世帯の住居の状況を高齢者等実態調査の結果でみると、「一般高齢者のいる世帯」が83.6%、「在宅サービス利用者のいる世帯」が70.3%、「介護保険サービス未利用者のいる世帯」が78.5%と、いずれも「持ち家」が最も高くなっています。

本市の全世帯における住居の状況

区　　分	平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
持ち家	世帯 140,057	% 53.0	世帯 144,541	% 53.6
公営・都市機構・公社の借家	15,503	5.9	14,728	5.5
民間借家	94,618	35.8	98,975	36.7
社宅等給与住宅	7,302	2.8	6,151	2.3
間借り	4,033	1.5	2,650	1.0
その他	2,580	1.0	2,598	0.9
総数	264,093	100.0	269,643	100.0

（注）各年とも国勢調査（施設等を除く一般世帯）

高齢者のいる世帯の住居の状況　　（単位：%）

区　　分	一般高齢者のいる世帯	在宅サービス 利用者のいる世帯	介護保険サービス 未利用者のいる世帯
持ち家	83.6	70.3	78.5
民間賃貸住宅	11.5	11.8	9.9
公営賃貸住宅	3.8	6.4	6.0
その他	1.1	11.5	5.6

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

第６章　高齢者の就業状況

本市の高齢就業者（65歳以上の高齢者のうち就業している者）数は増えており、就業者数に占める高齢就業者数の割合も、平成22年の8.1%から平成27年には、10.9%となっています。

一方、本県の状況をみると、就業者数に占める高齢就業者数の割合は、13.5%となっていることから、本市における高齢就業者への依存度は県より低いものの、増加しつつあることが分かります。

次に、高齢者の就業を産業構造別にみると、サービス業、卸売・小売業等第３次産業に従事している者が70.3%と最も多く、次いで建設業、製造業等の第２次産業が16.4%、農林水産業の第１次産業が5.5%となっており、市全体と比較すると、高齢就業者においては第１次産業に従事する割合が高いのが特徴となっています。

また、高齢者等実態調査によると、収入のある仕事をしている人の割合は、前回調査時と比べて、すべての年代で上昇しています。

高齢就業者数の推移

区　　分		市		県
		平成22年	平成27年	平成27年
就業者数（A）（人）		279,730	269,760	753,855
65歳以上の人口（B）（人）		127,446	145,300	479,734
65歳以上の就業者数（C）（人）		22,728	29,294	101,397
	65～74歳	17,679	24,231	76,962
	75歳以上	5,049	5,063	24,435
65歳以上の就業者の割合（C／A）（%）		8.1	10.9	13.5
65歳以上人口に占める就業者数（C／B）（%）		17.8	20.2	21.1

（注）各年とも国勢調査

高齢者の就業状況

（単位：人）

区　分	雇用者	役員	雇人のある業主	雇人のない業主	家族従業者	家庭内職者	不詳	総数(65歳以上)	市全体
第１次産業構成比（%）								5.5	1.3
農業	162	36	57	867	431	0	3	1,556	3,193
林業	8	6	1	3	1	0	1	20	186
漁業	11	2	3	24	3	0	1	44	219
第２次産業構成比（%）								16.4	14.8
鉱業、採石業、砂利採取業	3	8	0	0	0	0	1	12	50
建設業	1,119	857	198	599	116	0	24	2,913	22,014
製造業	1,029	400	75	197	88	85	15	1,889	17,982
第３次産業構成比（%）								70.3	80.2
電気・ガス・熱供給・水道業	18	4	0	2	0	0	0	24	1,424
情報通信業	83	42	4	16	1	0	1	147	5,342
運輸業、郵便業	1,267	117	10	248	10	0	20	1,672	13,985
卸売業、小売業	2,430	1,084	266	840	406	0	26	5,052	52,901
金融業、保険業	224	71	14	63	9	0	1	382	7,977
不動産業、物品賃貸業	423	395	86	362	70	0	12	1,348	5,521
学術研究、専門・技術サービス業	351	232	168	243	95	0	4	1,093	8,813
宿泊業、飲食サービス業	1,181	138	193	306	177	0	23	2,018	17,578
生活関連サービス業、娯楽業	636	105	129	521	186	1	12	1,590	10,344
教育、学習支援業	844	47	56	148	20	0	7	1,122	15,635
医療、福祉	2,329	328	149	107	90	0	15	3,018	47,344
複合サービス事業	37	15	6	1	1	0	0	60	2,400
サービス業（他に分類されないもの）	1,716	256	59	633	68	4	22	2,758	16,417
公務（他に分類されるものを除く）	322	0	0	0	0	0	0	322	10,674
分類不能の産業	445	33	22	464	102	0	1,188	2,254	9,761
総数	14,638	4,176	1,496	5,644	1,874	90	1,376	29,294	269,760
総人口								145,300	599,814

（注）平成27年国勢調査

収入のある仕事をしている人の割合

（単位：%）

区　　分	平成28年	令和元年
65～69歳	46.7	51.9
70～74歳	37.2	43.4
75～79歳	29.4	31.1
80～84歳	22.6	25.5
85歳以上	16.6	23.1

（注）高齢者等実態調査（令和２年２月実施）無回答を除く

すこやか長寿まつり（グラウンド・ゴルフ大会）

第３編　日常生活圏域

3

第３編　日常生活圏域

第１章　日常生活圏域の設定

１　日常生活圏域の考え方

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において定めることとされています。

本市では、総合計画において、地理的条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流範囲等の諸条件を踏まえた地域・地区が設定されており、この設定された地域・地区と日常生活圏域の考え方は概ね一致するものと考えられます。

また、総合計画の地域・地区を参考にするとともに、高齢者人口や面積、地区民生委員・児童委員協議会の地区割り等を考慮して、圏域を設定します。

２　日常生活圏域ごとの現状

（１）圏域別の人口及び高齢化率

圏域別の総人口は、谷山中央圏域が60,989人と最も多く、次いで武・田上圏域が60,333人となっています。高齢者人口では、武・田上圏域が17,771人と最も多く、次いで吉野圏域が14,763人となっています。

また、総人口に占める高齢者数の割合である高齢化率は、30% 以上の圏域が６圏域あり、桜島圏域が49.6% と最も高くなっています。

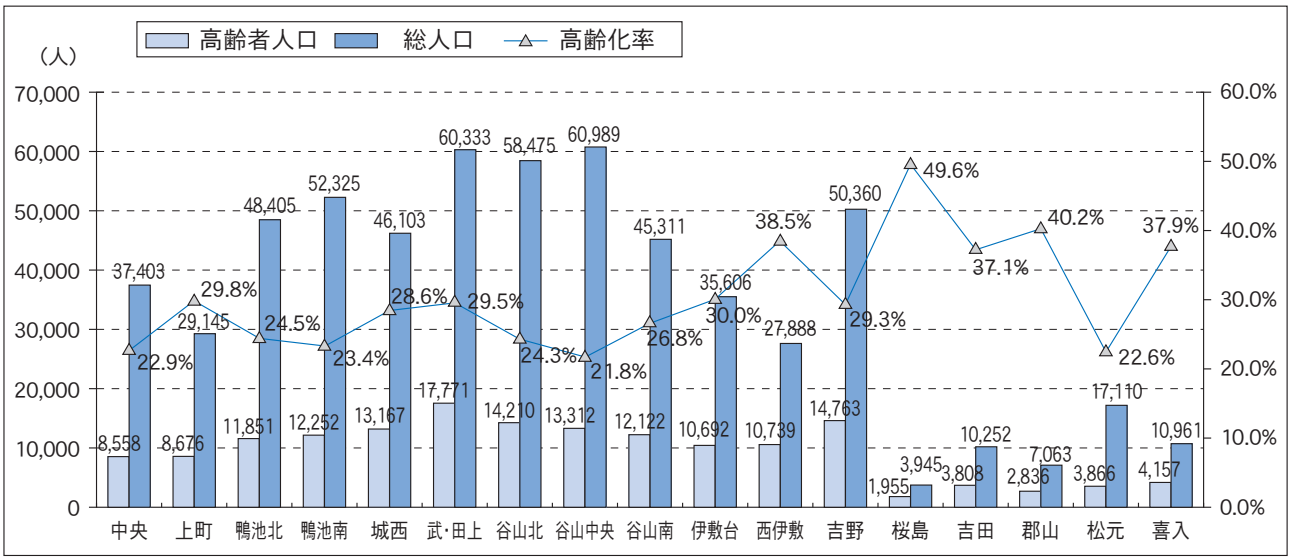

（注）住民基本台帳（令和２年10月１日現在）

（２）圏域別の要支援・要介護認定者数と認定率

圏域別の要支援・要介護認定者数は、武・田上圏域が3,296人と最も多く、次いで吉野圏域が3,068人となっています。

また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合である認定率は、桜島圏域が23.2% と最も高く、次いで鴨池南圏域が23.1% となっています。

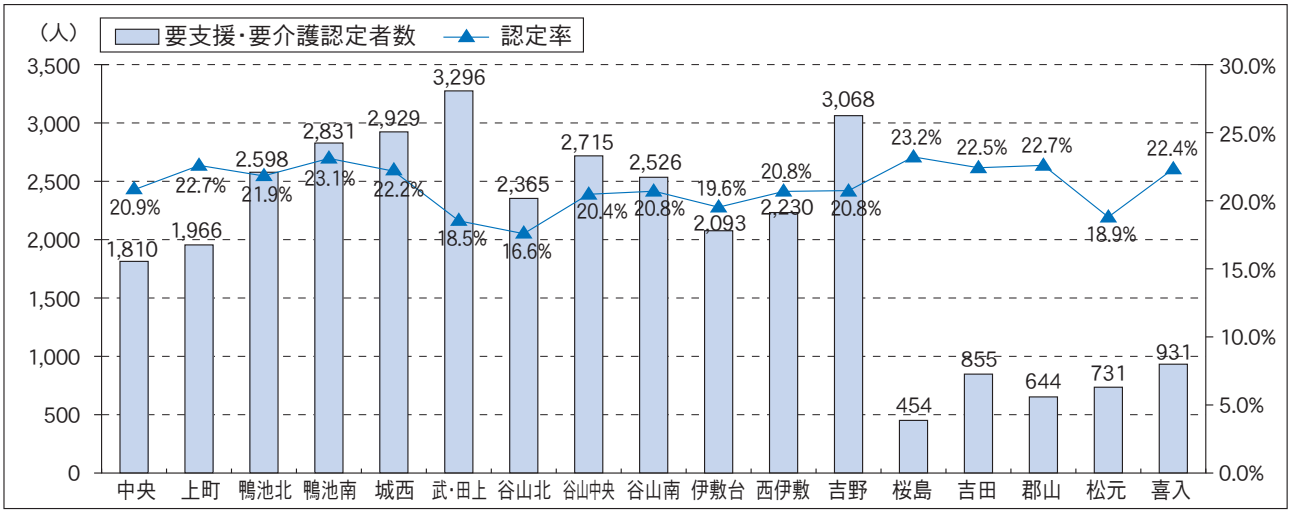

（注）令和２年９月末現在（認定者数には住所地特例対象施設入所者は含まない）

3　圏域別のサービス事業所及び地域包括支援センター設置状況

（１）地域密着型サービス事業所及び地域包括支援センター　　（単位：か所）

	(1)中央	(2)上町	(3)鴨池北	(4)鴨池南	(5)城西	(6)武・田上	(7)谷山北	(8)谷山中央	(9)谷山南	(10)伊敷台	(11)西伊敷	(12)吉野	(13)桜島	(14)吉田	(15)郡山	(16)松元	(17)喜入	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1			2		2	1		2	1		1			1	13
夜間対応型訪問介護					1													1
認知症対応型通所介護		1	3	2	4	1	2	3		3	2	1		1	1			24
小規模多機能型居宅介護		1	2	1	2	2	2	6	1	1	2	3		1	2	3	1	30
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	6	5	10	10	6	9	10	12	11	10	3	14	1	6	5	4	3	125
地域密着型特定施設入居者生活介護			1				1	1										3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）		1				1					1	2		1			1	7
看護小規模多機能型居宅介護	1	2	1	1		1					1	1						8
地域密着型通所介護	14	10	14	13	12	10	21	20	22	7	14	12		3	3	3	2	180
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	20
計	23	22	33	28	26	28	38	45	36	22	26	36	2	14	12	11	9	411

（注）令和２年10月１日現在

（２）介護サービス施設

（単位：か所）

	(1)中央	(2)上町	(3)鴨池北	(4)鴨池南	(5)城西	(6)武・田上	(7)谷山北	(8)谷山中央	(9)谷山南	(10)伊敷台	(11)西伊敷	(12)吉野	(13)桜島	(14)吉田	(15)郡山	(16)松元	(17)喜入	計
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1	2	2	2	1	4	6	3	7	2	4	6	1	1	1	1	2	46
介護老人保健施設（老人保健施設）	1	2	1	1	3	2	1	3		1		3		1			1	20
介護医療院	1							1			1		1	1				5
介護療養型医療施設（介護療養病床）					1	1		1			1							4
計	3	4	3	3	5	7	7	8	7	3	6	9	2	3	1	1	3	75

（注）令和２年10月１日現在

（３）在宅サービス事業所

（単位：か所）

	(1)中央	(2)上町	(3)鴨池北	(4)鴨池南	(5)城西	(6)武・田上	(7)谷山北	(8)谷山中央	(9)谷山南	(10)伊敷台	(11)西伊敷	(12)吉野	(13)桜島	(14)吉田	(15)郡山	(16)松元	(17)喜入	計
訪問介護（ホームヘルプ）	9	9	18	9	16	11	14	15	9	8	11	9	2	4	4	4	5	157
訪問入浴介護	1	1	1				2	2	1		1	1						10
訪問看護	5	4	13	8	10	6	2	11		2	6	7	1	2	1		2	80
訪問リハビリテーション	1			1		1	1	1				1					1	7
通所介護（デイサービス）	5	8	7	7	4	7	9	8	8	7	6	12	1	5	2	3	4	103
通所リハビリテーション（デイケア）	1	1		1			1	2			1							7
短期入所生活介護（ショートステイ）	1	2	2	2	1	3	6	4	6	2	6	6	1	1	1	1	5	50
短期入所療養介護（ショートステイ）								1									1	2
特定施設入居者生活介護		1	5			1	3		3	2		1				1		17
福祉用具貸与	2	1	1	4	2	5	4	8	5	2	2	4		2		1	1	44
特定福祉用具販売	3	1	1	3	2	5	4	8	5	2	1	4		2		1	1	43
居宅介護支援	13	18	21	16	13	12	9	14	11	12	13	12	2	5	4	4	6	185
計	41	46	69	51	48	51	55	74	48	37	47	57	7	21	12	15	26	705

（注）１　令和２年10月１日現在
　　２　みなし指定を除く

（４）介護予防・生活支援サービス事業所

（単位：か所）

	(1)中央	(2)上町	(3)鴨池北	(4)鴨池南	(5)城西	(6)武・田上	(7)谷山北	(8)谷山中央	(9)谷山南	(10)伊敷台	(11)西伊敷	(12)吉野	(13)桜島	(14)吉田	(15)郡山	(16)松元	(17)喜入	計
予防型訪問介護	8	8	15	8	13	10	11	14	6	8	10	8	2	2	3	4	3	133
生活支援型訪問介護	2	4	9	3	1	4	5	5	1	3	5	2		1	1		1	47
予防型通所介護	19	18	19	17	14	15	22	24	25	12	17	19	1	7	5	5	6	245
ミニデイ型通所介護	1	1	3	1	2	2	2	2	2	2	5	4		3	1			31
運動型通所介護	3		2		1	2	1	3	3	3	2	3		1		2	2	28
計	33	31	48	29	31	33	41	48	37	28	39	36	3	14	10	11	12	484

（注）令和２年10月１日現在

４　圏域別の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

（１）施設数

（単位：か所）

	(1) 中央	(2) 上町	(3) 鴨池北	(4) 鴨池南	(5) 城西	(6) 武・田上	(7) 谷山北	(8) 谷山中央	(9) 谷山南	(10) 伊敷台	(11) 西伊敷	(12) 吉野	(13) 桜島	(14) 吉田	(15) 郡山	(16) 松元	(17) 喜入	計
有料老人ホーム	7	8	13	8	4	5	19	19	20	8	7	15	0	5	4	8	9	159
特定施設		1	5				3		2	2						1		14
特定施設以外	7	7	11	8	4	5	17	19	20	6	7	15		5	4	7	9	151
サービス付き高齢者向け住宅	12	1	3	3	5	3	0	3	1	1	4	6	0	0	0	1	1	44
特定施設			1			1												2
特定施設以外	12	1	2	3	5	2		3	1	1	4	6				1	1	42
計	19	9	16	11	9	8	19	22	21	9	11	21	0	5	4	9	10	203

（注）１　令和２年10月１日現在
　　２　特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。
　　３　混合型特定施設は特定施設及び特定施設以外それぞれに重複計上しているため、有料老人ホームの合計とは一致しない。

（２）定員数

（単位：か所）

	(1) 中央	(2) 上町	(3) 鴨池北	(4) 鴨池南	(5) 城西	(6) 武・田上	(7) 谷山北	(8) 谷山中央	(9) 谷山南	(10) 伊敷台	(11) 西伊敷	(12) 吉野	(13) 桜島	(14) 吉田	(15) 郡山	(16) 松元	(17) 喜入	計
有料老人ホーム	195	216	619	233	70	103	412	453	372	105	285	470	0	87	70	171	189	4,050
特定施設		34	197				63		66	34						54		448
特定施設以外	195	182	422	233	70	103	349	453	306	71	285	470		87	70	117	189	3,602
サービス付き高齢者向け住宅	365	27	68	67	116	99	0	112	36	41	106	96	0	0	0	20	27	1,180
特定施設			20			30												50
特定施設以外	365	27	48	67	116	69		112	36	41	106	96				20	27	1,130
計	560	243	687	300	186	202	412	565	408	146	391	566	0	87	70	191	216	5,230

（注）１　令和２年10月１日現在
　　２　特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

第２章　第８期計画における日常生活圏域

第７期計画では、17の日常生活圏域毎に設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域密着型サービス事業所等の整備を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整え、各種取組を推進してきました。

各圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有や地域ネットワークの構築等を行っています。

今後も、令和７（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を見据え、これまで各圏域で行ってきた取組を、より一層推進していく必要があることから、第８期計画においても、引き続き17の日常生活圏域を設定し、各圏域の実情に応じた各種取組を推進します。

【第８期計画における日常生活圏域図】

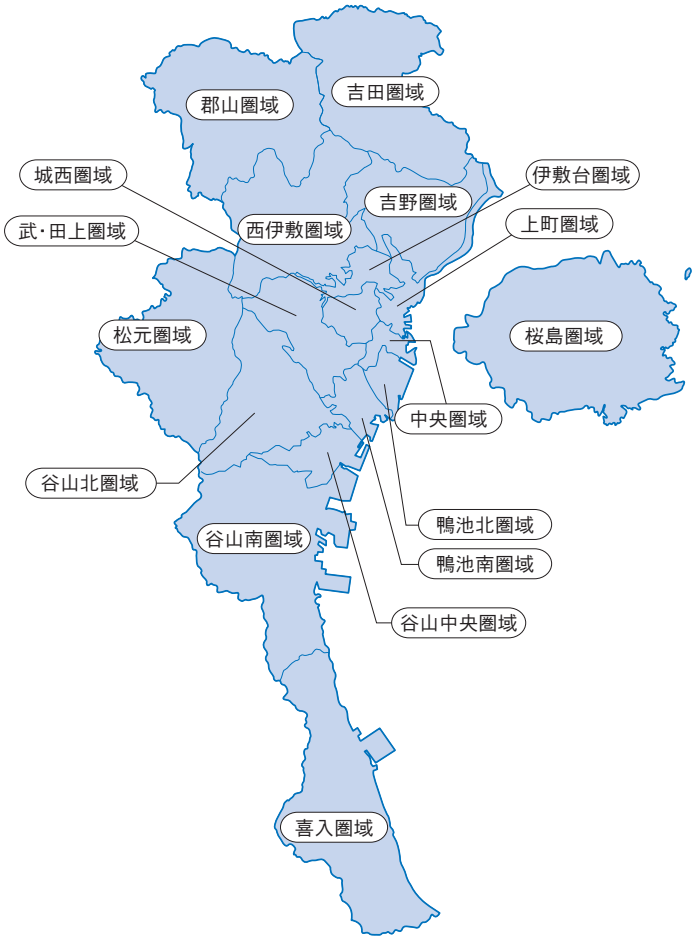

（注）地域包括支援センターは平成25年４月１日から愛称「長寿あんしん相談センター」を使用しています。

【第８期の圏域内訳】

圏　域	町　丁　目　名
中　央	平之町、東千石町、西千石町、照国町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町
上　町	東坂元１～４丁目、清水町、祇園之洲町、皷川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、易居町、名山町、山下町、中町、金生町、城山町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、本港新町、吉野町の一部（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松）
鴨池北	高麗町、荒田１～２丁目、与次郎１～２丁目、下荒田１～４丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池１～２丁目、郡元１～３丁目、真砂町、真砂本町
鴨池南	郡元町、南郡元町、東郡元町、三和町、紫原１～６丁目、西紫原町、南新町、日之出町、宇宿１～９丁目、新栄町、唐湊３～４丁目、中央港新町、向陽２丁目
城　西	城山１～２丁目、新照院町、草牟田町、草牟田１～２丁目、玉里町、明和１～５丁目、原良町、原良１～７丁目、薬師１～２丁目、城西１～３丁目、鷹師１～２丁目、常盤町、常盤１～２丁目、西田１～３丁目、永吉１～３丁目
武・田上	武１～３丁目、田上町、西別府町、武岡１～６丁目、西陵１～８丁目、田上１～８丁目、田上台１～４丁目、紫原７丁目、唐湊１～２丁目、向陽１丁目、広木１～３丁目、小野町の一部（西之谷）
谷山北	五ヶ別府町、山田町、中山町、桜ヶ丘１～８丁目、星ヶ峯１～６丁目、自由ヶ丘１～２丁目、皇徳寺台１～５丁目、中山１～２丁目、清和３丁目（旧中山町）
谷山中央	魚見町、東谷山１～７丁目、上福元町、小松原１～２丁目、東開町、希望ヶ丘町、小原町、谷山中央１～８丁目、清和１～４丁目（３丁目の旧中山町を除く）、西谷山１～４丁目（１～３丁目の旧下福元町を除く）
谷山南	下福元町、平川町、卸本町、南栄１～６丁目、七ッ島１～２丁目、谷山港１～３丁目、錦江台１～３丁目、慈眼寺町、和田１～３丁目、坂之上１～８丁目、光山１～２丁目、西谷山１～３丁目（旧下福元町）
伊敷台	坂元町、西坂元町、玉里団地１～３丁目、若葉町、小野１～４丁目、下伊敷１～３丁目、伊敷台１～７丁目、下伊敷町
西伊敷	伊敷町、西伊敷１～７丁目、千年１～２丁目、小野町（西之谷を除く）、犬迫町、小山田町、皆与志町、花野光ヶ丘１～２丁目、伊敷１～８丁目
吉　野	岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く）、大明丘１～３丁目、吉野１～２丁目
桜　島	野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町
吉　田	西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡１～３丁目
郡　山	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町
松　元	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
喜　入	喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町

（注）令和２年10月１日現在の町丁目名による

地域包括支援センター武岡（長寿あんしん相談センター武岡）
（市内20ヶ所に設置）

第４編　施策の体系

4

第４編　施策の体系

この計画では、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進するため、計画がめざす基本的な目標を掲げるとともに、その実現のために重点的に取り組むべき課題を設定します。

第１章　基本的な目標

１　生きがいづくり・社会参画の促進

・明るく活力に満ちた高齢期を過ごせるよう、生きがいづくりや高齢者の社会参画促進の取組を充実します。

２　高齢者の安心・快適な暮らしの確保

・在宅生活を支援する福祉サービスの充実や安全で住みよい環境づくり、災害・感染症対策を推進し、高齢者の安心・快適な暮らしを確保します。

３　認知症対策・権利擁護の推進

・高齢者が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族の視点を重視しながら支援するとともに、高齢者の権利擁護の取組を推進します。

４　介護予防・地域支援体制の充実

・地域包括ケアを推進するため、多様な主体による生活支援体制等を充実させるとともに、介護予防や疾病予防・重症化予防の一体的な実施を推進します。

５　介護サービスの充実

・介護サービスの質的向上を図るとともに、介護給付の適正化などサービス提供のための体制づくりを推進し、介護サービスを充実します。

第２章　重点課題とそれに対する取組

これら５つの目標を達成するために、13の重点課題を掲げ、第５編に示す高齢者保健福祉・介護保険事業計画の各施策に取り組みます。

施策の体系図

《基本的な目標》
《重点課題》
《施策の方向》
第１章「生きがいづくり・社会参画の促進」
１　生きがいづくりの推進
（１）生きがいづくり・仲間づくりの推進
２　高齢者の社会参画の促進
（１）高齢者の活動への支援
第２章「高齢者の安心・快適な暮らしの確保」
１　在宅福祉サービスの充実
（１）在宅生活を支援する福祉サービスの充実
２　安全で住みよい環境づくりの推進
（１）高齢者にふさわしい住環境の整備
（２）高齢者が安心して暮らせるまちづくり
３　災害・感染症対策の推進
（１）大規模災害や感染症など危機事象への対策の推進
第３章「認知症対策・権利擁護の推進」
１　認知症の人やその家族への支援の充実
（１）認知症に関する理解の促進や情報提供
（２）認知症の人やその家族を支える支援体制の構築
２　高齢者の権利擁護の推進
（１）成年後見制度の利用促進
（２）高齢者虐待の防止
第４章「介護予防・地域支援体制の充実」
１　介護予防・健康づくりの推進
（１）介護予防の充実
（２）健康づくりの推進
（３）疾病予防の推進
２　地域包括ケアの推進
（１）高齢者を地域全体で支えるための体制整備
（２）在宅医療・介護の連携推進
（３）地域包括支援センターの機能強化
（４）地域づくりの支援
３　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
（１）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
第５章「介護サービスの充実」
１　介護保険対象サービスの提供
（１）在宅サービスの提供
（２）施設サービスの提供
（３）地域密着型サービスの提供
２　介護サービスの質的向上
（１）介護基盤の整備の促進
３　サービス提供のための体制づくり
（１）介護給付の適正化の推進
（２）広報・相談体制の充実

鹿児島市成年後見センター

一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室

第５編　施策の展開

5

第５編　施策の展開

第１章　生きがいづくり・社会参画の促進

１　生きがいづくりの推進

（１）生きがい・仲間づくりの推進

【現状と課題】

人生100年時代を見据え、高齢者をはじめ全ての人が生涯にわたって元気に活躍し続けられる社会が求められています。長くなる高齢期をより充実したものにするために、高齢者の生きがいづくりを推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすため、生きがいづくりや高齢者同士のふれあい、世代間交流を図るための各種事業を実施し、高齢者の生きがい・仲間づくりを推進します。

【具体的取組】

敬老パス等の交付

- 敬老パス交付事業
- すこやか入浴事業
- 友愛パス交付事業
- 友愛タクシー券交付事業

老人クラブ活動の推進

- 老人クラブ補助金交付事業

高齢者福祉センター等の管理

- 高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業

その他生きがい・仲間づくりの推進

- すこやか長寿まつり開催事業
- 高齢者ゲートボール場等管理事業
- 高齢者福祉バス運行事業
- 敬老祝事業
- 地域ふれあい交流助成事業
- 愛のふれあい会食事業
- 高齢者の元気応援協賛店登録事業
- 高齢者健康づくり・生きがいづくり活動支援事業
- 元気高齢者活動支援事業（再）
- 高齢者いきいきポイント推進事業
- いきいきグリーンカレッジ開設事業
- 高齢者生きがい支援広報強化事業

・公共施設等での使用料等の減免

（※（再）は主に位置づけられる施策の方向以外にも再度掲げる取組。以下、同じ）

2　高齢者の社会参画の促進

（１）高齢者の活動への支援

【現状と課題】

高齢化が進行する中、地域社会の活力を維持するためには、意欲と能力のある高齢者が、その知識や経験を生かして、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる環境づくりが重要です。このため、高齢者の社会参画を支援するとともに、就労を促進していく必要があります。

【今後の方策】

明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習・スポーツ活動を推進するなど、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、生活・就労支援センターかごしまを活用し、シルバー人材センターとも連携して、就業機会の確保を図ります。

【具体的取組】

高齢者の社会参画支援

・元気高齢者活動支援事業
・高齢者いきいきポイント推進事業（再）

生涯学習の推進

・高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催
・地域公民館、生涯学習プラザにおける「かごしま高齢者生き生き元気塾」講座の開催
・高齢者指導者の育成

スポーツ活動の推進

・健康体力づくり、生きがいづくりのためのスポーツ活動の推進

ボランティア活動の推進

・健康づくり推進員支援事業（再）
・運動普及推進員支援事業（再）
・食生活改善推進事業（再）
・心をつなぐともしびグループ活動推進事業

老人クラブ活動の推進

- 老人クラブ補助金交付事業（再）

高齢者の就労促進

- 高年齢者就業機会確保等事業
- 就職困難者等雇用促進助成事業
- 労政広報紙発行事業
- 生活・就労支援センターかごしまの運営・活用
- 女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業

よかよか元気クラブ

第２章　高齢者の安心・快適な暮らしの確保

１　在宅福祉サービスの充実

（１）在宅生活を支援する福祉サービスの充実

【現状と課題】

高齢者の多くは介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活を続けることを希望しています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、必要な福祉サービス（介護保険外サービス）の充実を図っていく必要があります。

【今後の方策】

在宅での介護を必要とする高齢者やその家族、ひとり暮らし高齢者等の保健衛生、福祉の向上や経済的負担の軽減及び介護による離職を防止するため、各種福祉サービスの充実を図ります。

【具体的取組】

介護家族への支援

- 紙おむつ等助成事業
- 老人介護手当支給事業
- 家族介護講習会等開催事業
- 家族介護慰労金支給事業
- ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業

在宅介護の支援

- 生活支援体制整備事業
- 虚弱高齢者等福祉用具給付事業
- 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業
- 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業
- 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業
- 特別障害者手当等支給事業

ひとり暮らし高齢者等への生活支援

- ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業
- 高齢者福祉電話設置事業
- 心をつなぐ訪問給食事業
- 高齢者短期入所事業
- 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業

2　安全で住みよい環境づくりの推進

（1）高齢者にふさわしい住環境の整備

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立し安心して安全な在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化が必要とされています。このため、住宅のバリアフリー化をはじめとする高齢者が安心して安全な生活ができる住環境の整備を図る必要があります。

【今後の方策】

個人の既存住宅のバリアフリー化を支援するとともに、民間活力を生かしたサービス付き高齢者向け住宅等の整備を促進し、また、市営住宅においてもバリアフリー化を基本とした整備を進めます。

このほか、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して、未届けの有料老人ホームの届出促進や指導監督の徹底を図るとともに、介護サービス相談員を派遣するなど、その質の確保に努めます。

【具体的取組】

住宅のバリアフリー化

- 高齢者住宅改造費助成事業
- 住宅改修支援事業

高齢者向け住宅の整備

- 高齢者住宅生活援助員派遣事業
- 市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備
- 市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給
- 優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）

高齢者向け住宅の質の確保

- 未届けの有料老人ホームの届出促進
- 有料老人ホーム運営研修会開催事業
- 有料老人ホームへの立入検査の実施
- 介護サービス相談員の派遣（再）

（2）高齢者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを推進することが重要です。このため、高齢者が安心して外出できるよう、施設や交通機関等の安全性・利便性の向上を図る必要があります。

また、高齢化の進行に伴い、交通事故における高齢運転者による事故の割合が増加しているほか、高齢者の消費生活相談件数の全体に占める割合は依然として高く、更に増加していくことが懸念されています。

【今後の方策】

高齢者が生活しやすいまちづくりを推進するため、建築物、道路等のバリアフリー化による安全性・利便性の向上や、高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりに努めます。

また、高齢者の特性等を踏まえた交通安全対策を推進するほか、消費者トラブルに関する相談対応や情報提供などを行うため、関係機関で構築されたネットワークを活用します。

【具体的取組】

建築物、道路等の整備

- 高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進
- 自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業
- 市道バリアフリー推進事業

交通機関等移動手段の整備

- 敬老パス交付事業（再）
- 友愛パス交付事業（再）
- 友愛タクシー券交付事業（再）
- 低公害低床型バスの運行
- 超低床電車の運行
- 公共交通不便地対策事業

高齢者の交通安全対策の推進

- お達者クラブ交通安全教室事業
- 高齢者運転免許自主返納サポート制度
- セーフコミュニティの推進

消費者被害の未然防止

- 消費生活相談事業
- 消費者啓発事業
- Ａ（悪質商法）Ｂ（撲滅）Ｃ（シティ）消費者情報ネットかごしま事業
- 地域消費者サポーター育成事業

その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

- わがまち防犯力パワーアップ事業
- 安心安全パートナーシップ事業
- 安心安全教育指導員設置事業
- 交通バリアフリー基本構想推進事業

3　災害・感染症対策の推進

（１）大規模災害や感染症など危機事象への対策の推進

【現状と課題】

昨今の大規模災害や、新型コロナウイルスなど新たな感染症の流行により、高齢者が犠牲となる事例が相次いでいます。

高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや、感染症発生時は重症化する危険性が高いことから、危機事象への対策を推進する必要があります。

介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであり、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続する必要があります。

このため、日頃から関係機関や介護事業所等と連携し、災害や感染症への対策を充実していく必要があります。

【今後の方策】

「地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、介護事業所等での災害や感染症の対策に必要な設備等の整備を促進し、感染症対策に必要な物資の備蓄・調達等に努めます。

また、介護事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認し、関係機関等とも連携した取組を進めます。

【具体的取組】

災害への対応

- 介護事業所等への指導等の実施
- 介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）
- 避難行動要支援者避難支援等事業
- 自主防災組織育成促進事業

感染症への対応

- 介護事業所等への指導等の実施（再）
- 備蓄・調達・輸送体制の整備
- 介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）
- 感染症予防医療事業
- 新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業

第３章　認知症対策・権利擁護の推進

１　認知症の人やその家族への支援の充実

（１）認知症に関する理解の促進や情報提供

【現状と課題】

2025年には、65歳以上の５人に１人が認知症になると推計されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深めるとともに、本人に必要なサービスがつながるよう適切な情報を提供する必要があります。

【今後の方策】

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスや認知症及びその予防に関する正しい知識の普及、相談窓口の周知等、情報提供に努めます。

【具体的取組】

認知症に関する理解の促進や情報提供

- 認知症ケアパスの普及
- 相談窓口の周知・広報
- 世界アルツハイマー月間に合わせたイベントの開催
- シニア世代のヘルスプロモーション事業（認知症予防教室）
- お達者クラブ運営支援事業（再）
- すこやか長寿健康支援事業（再）
- 認知症オレンジサポーター養成事業（認知症サポーターの養成、認知症介護教室）
- 市政出前トークを活用した普及啓発
- 福祉読本作成事業（再）

認知症に関する介護サービスの情報提供

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の情報提供

（２）認知症の人やその家族を支える支援体制の構築

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、認知症の人は今後ますます増加すると見込まれています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会が求められていることから、認知症の人やその家

族への一層の支援を図るとともに、早い段階から関わり、認知症の人や家族の視点を重視することを基本としつつ、「共生」と「予防」を車の両輪として、それぞれの状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

【今後の方策】

認知症地域支援推進員を中心として、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携し、地域における支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターに配置している認知症初期集中支援チームを活用し、本人やその家族の意向を十分に把握する中で、早期段階からの適切な支援を行うなど、認知症施策推進大綱を踏まえ、各種施策を推進します。

【具体的取組】

医師や精神保健福祉相談員等による相談、訪問指導

- 認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）
- 認知症初期集中支援推進事業
- 精神保健福祉推進事業（精神保健福祉相談）

地域における支援体制の構築

- 認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）
- 認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）
- チームオレンジの設置
- 高齢者見守り支援事業
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備
- 認知症あんしんサポート事業
- はいかい老人ＳＯＳネットワークシステム（県警実施）との連携

2　高齢者の権利擁護の推進

（１）成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった方は預貯金などの管理や介護サービスの契約などを自分ですることが難しくなる場合があることから、成年後見制度を利用するケースが増加しています。

【今後の方策】

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合は、適切な介護サービスの利用や金銭的管理などの権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活の自立支援や成年後見制度の利用促進などを行います。

【具体的取組】

成年後見制度等の利用促進

- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度利用促進事業
- 福祉サービス利用支援事業の広報・案内

（２）高齢者虐待の防止

【現状と課題】

高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合って発生しており、早期発見・早期対応や高齢者及び養護者への支援が必要です。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待も発生しており、研修等の実施による介護事業所等における対応力の強化が必要です。

【今後の方策】

警察など関係機関で構築されたネットワークを活用し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を行うとともに、介護事業所等に対し、養介護施設従事者等への研修実施を求めるなど、高齢者虐待防止に努めます。

【具体的取組】

高齢者虐待防止対策の推進

- 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業
- 高齢者虐待防止研修会の開催
- 介護事業所等への指導等の実施（再）

地域包括支援センターによる権利擁護の推進

- 地域包括支援センターによる権利擁護の推進

第４章　介護予防・地域支援体制の充実

１　介護予防・健康づくりの推進

（１）介護予防の充実

【現状と課題】

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、社会的な繋がりの低下といった多様な課題や不安を抱えるなど、介護予防やフレイル予防の取組を推進することが必要となっています。

【今後の方策】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防や要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための多様なサービス提供のみならず、フレイル予防の観点から社会参加を促す等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防対策の充実を図ります。

【具体的取組】

介護予防・生活支援サービス事業の充実

- 訪問型サービス事業
- 通所型サービス事業
- 訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業
- 訪問型住民主体サービス事業
- 短期集中予防サービス（口腔機能向上・栄養改善）事業

一般介護予防事業の充実

- 介護予防把握事業
- シニア世代のヘルスプロモーション事業
- 一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- お達者クラブ運営支援事業
- 健康づくり推進員支援事業
- よかよか元気クラブ活動支援事業
- 高齢者いきいきポイント推進事業（再）
- 高齢者料理教室支援事業
- 高齢者のしおり作成事業

介護予防推進のための体制づくり

- 地域包括支援センターの機能強化（再）
- 地域ケア会議等の開催（再）
- 生活支援体制整備事業（再）

65歳未満を対象とした介護予防

- 生活習慣改善支援事業（再）
- 個別保健指導事業（再）

（２）健康づくりの推進

【現状と課題】

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病やこころの病を予防することは介護予防にもつながることから、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活など健康的な生活習慣を確立する必要があります。

【今後の方策】

健康増進計画（「かごしま市民すこやかプラン」）や食育推進計画（「第三次かごしま市食育推進計画」）に基づく様々な取組により、関係機関等と連携して、市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。

【具体的取組】

市民参画による健康づくり

- 健康増進計画推進事業
- 受動喫煙防止対策事業
- 働く世代の健康づくり事業
- 地域保健活動事業（健康づくり月間の取組）

運動による健康づくり

- 運動普及推進員支援事業
- 都市公園健康づくり事業

食を通じた健康づくり

- 食育推進事業
- 食育フェスタ開催事業
- 栄養改善対策事業
- 食生活改善推進事業

こころの健康づくり

- シニア世代のヘルスプロモーション事業（こころの健康教室）
- 精神保健福祉推進事業（再）
- 自殺対策事業

温泉等を活用した健康づくり

- 健康増進施設管理運営事業
- スパランド裸・楽・良管理運営事業
- マリンピア喜入管理運営事業
- 高齢者すこやか温泉講座開催事業

ボランティア等による健康づくり

- 健康づくり推進員支援事業（再）
- 運動普及推進員支援事業（再）
- 食生活改善推進事業（再）
- 精神保健福祉推進事業（精神保健福祉ボランティアの養成・支援）

（３）疾病予防の推進

【現状と課題】

高齢化の進行やライフスタイルの変化に伴い，食生活，運動習慣等と深くかかわりのある、がんや糖尿病などの生活習慣病やこころの病にかかるリスクが高まっており、健康寿命の延伸、生活の質の向上に向けた取組が求められています。

なかでも、脳血管疾患や心臓病その他の循環器病は、死亡や介護を要する状態の主要な原因となっていることから、寝たきりの予防及び医療費・介護給付費の適正化を図る上でも対策が必要となっています。

また、高齢者の死因として肺炎が上位にあり、その主な要因が感染によるものであることから感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るとともに難病患者等のニーズの多様化等より地域における療養生活への支援が必要となっています。

【今後の方策】

健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、生活習慣病の重症化予防のための健康支援を行うとともに、がん検診等の体制の充実や、定期予防接種などの感染症発生予防及びまん延の防止を図ります。また、こころの病への相談支援、難病患者等への地域における療養についての施策を推進します。

【具体的取組】

受診しやすい各種検（健）診体制等の充実

- 元気いきいき検診事業
- 特定健康診査事業
- 長寿健康診査事業
- はり・きゅう施設利用補助
- 人間ドック、脳ドック利用補助

正しい生活習慣を身につけるための健康教育

- 生活習慣改善支援事業（健康教育）
- シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康教育）

利用しやすい健康相談体制の充実

- 生活習慣改善支援事業（健康相談）

・シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康相談）
・個別保健指導事業（特定保健指導）

訪問指導等による個別支援
・個別保健指導事業
・健診受診者保健指導事業

感染症予防対策
・胸部エックス線撮影健康診断事業
・結核予防医療事業
・定期予防接種事業

精神保健福祉対策
・精神保健福祉推進事業
・精神障害者ふれあい交流事業
・精神障害者相談事業
・精神保健福祉交流センター管理運営事業

難病患者支援対策
・難病患者地域支援事業
・難病ガイドブック作成配布事業

歯科保健対策
・元気いきいき検診事業（歯周病検診）
・歯科保健事業

2　地域包括ケアの推進

（１）高齢者を地域全体で支えるための体制整備

【現状と課題】

65歳以上人口の増大と生産年齢人口の減少に伴い、少ない現役世代で多くの高齢者世代を支えるという構造が強まることから、高齢者を地域全体で支えあう社会を構築することが求められています。

多くの高齢者は要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けたいという希望を持っているため、日常の生活の場において、多様なサービスを受けられる体制づくりが必要となっています。

とりわけ、自立支援・重度化防止を図るうえでは、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要となっており、利用促進及びサービス提供体制のさらなる充実が求められています。

【今後の方策】

高齢者が、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らし

を人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者を地域全体で支えるための各種取組を推進します。

【具体的取組】

在宅医療・介護の連携推進

- 地域の医療・介護サービス資源の把握（再）
- 在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布（再）
- 多職種連携会議の開催（再）
- 在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催（再）
- 在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再）
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援（再）

介護保険サービス及び介護予防サービスの充実強化

- 在宅サービス・地域密着型サービスの整備
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

自立支援・重度化防止のための体制づくり

- 介護サービス事業所への普及啓発
- 地域リハビリテーション活動支援事業（再）
- 地域ケア会議等の開催（再）
- 在宅医療と介護の連携推進事業
- 介護サービス事業者等講演会（再）

高齢者のニーズに応じた住宅の提供

- 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供
- 市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備（再）
- 優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再）
- 養護老人ホーム等管理費及び事業費
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業

多様な生活支援サービスの確保

- ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（再）
- 心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- 心をつなぐ訪問給食事業（再）
- 愛のふれあい会食事業（再）
- 生活支援体制整備事業（再）

地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

- 地域ケア会議等の開催（再）

・地域包括支援センター運営協議会の開催（再）
・地域包括支援センターの機能強化（再）

認知症の人やその家族への支援

・認知症施策推進事業
・認知症初期集中支援推進事業（再）
・認知症オレンジサポーター養成事業（再）
・認知症あんしんサポート事業（再）

（２）在宅医療・介護の連携推進

【現状と課題】

本市では、在宅サービスの利用者のうち約６割の方が、在宅医療を利用したいとの意向を示しています。

また、高齢者は、他の年代に比べて疾病治療の受療率が高く、年齢が高くなるほど要支援・要介護の認定率も高くなっていることから、医療と介護のさらなる連携が必要となっています。

【今後の方策】

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をさらに推進します。

【具体的取組】

在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

・在宅医療・介護の連携推進協議会の開催
・多職種連携会議の開催
・在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
・二次医療圏内の関係市町村の連携

在宅医療に関する情報提供

・地域の医療・介護サービス資源の把握
・在宅医療・介護連携に関する相談支援
・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布
・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催

在宅医療・介護従事者の資質向上

・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催
・多職種連携会議の開催（再）

認知症の人やその家族に対する支援

・認知症初期集中支援推進事業（再）

（３）地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

本市では、圏域ごとに地域包括支援センターを17か所、さらにサブセンターを３か所に設置しており、地域において、高齢者やその家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行っています。高齢者人口の増加とともに、利用者も着実に増えてきており、地域における役割が重要となっていることから、センターの機能強化を図る必要があります。

【今後の方策】

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であり、その役割はさらに重要なものとなってきていることから、圏域内の高齢者人口に応じて適切に職員を配置するなど、センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮できるような体制整備と環境づくりを図ります。

【具体的取組】

地域包括支援センターの体制整備

- 地域包括支援センターの機能強化
- 生活支援体制整備事業（再）
- 認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）
- 認知症初期集中支援推進事業（再）
- 地域包括支援センター運営協議会の開催
- 職員研修の実施

地域の関係機関との連携

- 地域ケア会議等の開催
- 地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築

地域包括支援センターの役割の明確化

- 地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営

（４）地域づくりの支援

【現状と課題】

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数が増加してきており、地域において支援を必要とする方への対応が、これまで以上に求められることから、地域住民、校区社会福祉協議会、町内会、民生委員、老人クラブ、市社会福祉協議会、ＮＰＯ及びボランティア団体などの地域福祉推進団体が連携を図りながら、地域福祉推進体制をさらに充実していくとともに、地域住民が共に助け合い、支え合うための地域づくりを積極的に支援していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が地域において安心して暮らせるよう、地域による福祉活動を推進するため、「鹿児島市地域福祉計画」や「鹿児島市コミュニティビジョン」等を基本に、地域コミュニティ組織間の連携の支援など、地域福祉推進体制の充実に努めるとともに、地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを支援します。

【具体的取組】

地域福祉推進体制の充実

- 地域福祉ネットワークの推進
- 民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進
- 関係機関団体相互の意見交換会等の実施
- ボランティア活動の促進、啓発

住民参加の促進

- 老人クラブ補助金交付事業（再）
- 地域のリーダー及び担い手の育成
- 生活支援体制整備事業（再）

地域福祉推進団体の育成、支援

- 心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- 地域福祉推進事業
- 社会福祉協議会補助金
- 民生委員児童委員活動促進事業
- 地域福祉館管理運営事業
- 地域保健活動事業（保健所ボランティアの育成）
- コミュニティビジョン推進事業
- ボランティア推進校支援事業補助金

福祉への理解の促進

- 保育所地域活動事業（世代間交流等事業）
- 福祉読本作成事業
- 学校における福祉、ボランティア活動
- 地域ふれあい交流助成事業（再）
- すこやか長寿まつり開催事業（再）
- わくわく福祉交流フェア事業

関係団体との連携による保健・福祉サービスの実施

- お達者クラブ運営支援事業（再）
- すこやか長寿健康支援事業（再）
- シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）

・愛のふれあい会食事業（再）
・民生委員児童委員見守り活動支援事業

3　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

（１）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

【現状と課題】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあることから、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施することが必要となっています。

【今後の方策】

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健康診査等のデータ分析により、地域及び高齢者の健康課題を把握し、高齢者への個別的支援や通いの場等への積極的な関与を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

【具体的取組】

地域課題の分析と対象者の把握や医療関係団体等との連携

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

・すこやか長寿健康支援事業
・シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康相談）（再）
・個別保健指導事業（再）
・訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業（再）
・短期集中予防サービス（口腔機能向上・栄養改善）事業（再）
・介護予防把握事業（再）

通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

・すこやか長寿健康支援事業（再）
・シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康教育・健康相談）（再）
・よかよか元気クラブ活動支援事業（再）
・お達者クラブ運営支援事業（再）
・地域リハビリテーション活動支援事業（再）

第５章　介護サービスの充実

１　介護保険対象サービスの提供

（１）在宅サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても在宅での生活を希望しています。そのような方が可能な限り在宅での生活を続けられるよう在宅サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

在宅サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者に情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給
- 居宅介護支援

サービス利用の促進

- 住宅改修支援事業（再）
- 訪問介護等利用者負担助成事業
- 低所得者利用者負担助成事業

（２）施設サービスの提供

【現状と課題】

身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難

となり、施設に入所する高齢者が増加しており、施設への入所待機者も多い状況にあります。これに対応するため、必要な施設サービス基盤を整備する必要があります。

【今後の方策】

施設サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮し、施設整備を推進します。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院
- 介護療養型医療施設（介護療養病床）

サービス利用の促進

- 低所得者利用者負担助成事業（再）

（３）地域密着型サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することを希望しています。そのような方が可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域密着型サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

地域密着型サービスについては、今後の利用動向等を踏まえながら、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう整備を推進します。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・看護小規模多機能型居宅介護
・地域密着型通所介護

サービス利用の促進

・訪問介護等利用者負担助成事業（再）
・低所得者利用者負担助成事業（再）

2　介護サービスの質的向上

（１）介護基盤の整備の促進

【現状と課題】

高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする人は、今後も増加する一方、現役世代人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。

こうした中、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、サービス量の拡大と介護人材の育成・確保を含めた質の向上に取り組む必要があります。

【今後の方策】

介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会を開催し、介護に携わる人の資質の向上を図るとともに、人材確保のため職場環境改善に向けた研修等を実施するなど、就労促進や早期離職の解消に努めるほか、介護ロボットやＩＣＴの活用事例を周知するなど、業務の効率化を促進します。また、介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージ刷新に努めます。

このほか、施設サービス・地域密着型サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を考慮し、必要な整備を推進するとともに、老朽化した施設の建て替えや修繕、介護療養型医療施設の介護医療院への転換を促進するほか、施設入所者の生活環境の向上を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等のユニット化などを促進します。

【具体的取組】

介護人材の育成

・ケアプラン適正化指導検討会等の開催
・介護人材の育成に資する県や他団体の情報提供
・ボランティアセンターによる人材育成の支援
・介護予防・生活支援サービス従事者研修
・地域ケア会議等の開催（再）

介護人材の確保

・介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供
・介護人材の確保支援と処遇改善の推進
・若者就職応援フェア「みらいワーク〝かごしま〟」開催事業

業務の効率化の促進

・介護ロボットやＩＣＴの活用事例の周知
・介護サービス事業所等による申請手続の簡素化

施設サービス・地域密着型サービス基盤の整備

・介護老人福祉施設等整備費補助事業

老朽化した介護老人福祉施設等の建て替え・修繕の促進

・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

介護療養型医療施設の介護医療院への転換の促進

・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

指導・監査の実施

・サービス提供事業者への指導・監査の実施

3　サービス提供のための体制づくり

（１）介護給付の適正化の推進

【現状と課題】

高齢化の進行に伴う介護サービスの利用者数の増加により、介護費用は増大してきています。

こうした中、介護保険制度の信頼感を高め、持続的運営を図るため、利用者に過不足のない適切な介護サービスを提供する必要があります。

【今後の方策】

ケアプラン作成技術の向上等を図るため、介護給付調査指導員による指導や、専門職によるケアプランの点検を行います。

また、住宅改修給付の適正化を図るため、住宅改修調査員による調査等を行います。

このほか、介護サービス事業者を対象とした講演会を開催するなど、介護給付の適正化を図ります。

【具体的取組】

介護給付の適正化

- 要介護認定の適正化
- 介護給付調査指導員の配置
- 介護保険住宅改修調査員の配置
- ケアプランの点検
- 介護給付費の通知
- 介護サービス事業者等講演会の開催
- 縦覧点検と医療情報の突合

（２）広報・相談体制の充実

【現状と課題】

介護サービス需要の増加・多様化に伴い、介護サービスのニーズも複雑化しています。

このような中、サービス利用者の一人ひとりの異なるニーズに応え、疑問や不満、不安の解消を図り、介護保険を利用しやすい環境を整えるため、広報・相談体制の充実が必要となっています。

【今後の方策】

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護サービスをはじめ、高齢者保健福祉の各種サービスの情報提供を行うとともに、苦情・相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

【具体的取組】

広報体制の充実

- 制度周知用パンフレットの作成
- インターネットを活用した情報の提供
- 市民のひろば等による広報
- サービス事業者ガイドブックの作成
- 介護サービス情報公表システム（厚生労働省運用）の活用

相談体制の充実

- 高齢者福祉相談員による相談体制の推進
- 介護保険相談員の配置
- 介護サービス相談員の派遣
- 保健福祉総合相談・案内窓口事業
- 認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）（再）
- 地域包括支援センターにおける相談支援

苦情等への対応

- 県・国民健康保険団体連合会など関係機関との連携

医療機関等関係機関との連携強化

- 救急医療市民講座開催事業
- 地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築（再）
- 認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）
- 在宅医療と介護の連携推進事業（再）

認知症キッズサポーター

胸部エックス線検査（結核健診・肺がん検診）

第６編　サービスの見込量及び目標量

6

第６編　サービスの見込量及び目標量

第１章　各年度の高齢者等の状況

１　人口の推計

本市の人口については、住民基本台帳の人口を基にしたコーホート要因法により推計しました。

その結果、総人口は徐々に減少し、令和５年には597,054人、令和７年には592,838人、令和22年には536,558人になるものと推計されます。

一方、高齢者人口は徐々に増加し、令和５年には171,966人（高齢化率28.8%）、令和７年には175,342人（高齢化率29.6%）、令和22年には184,677人（高齢化率34.4%）になるものと推計され、本市の高齢化はさらに進行していくものと推測されます。

【コーホート要因法】

同年又は同期間に出生した集団（コーホート）について、基準年次の生死（出生率、生残率）、移動（転出、転入）率等に基づいて、個々の指標を仮定して将来の人口変化を推計する方法

（単位：人）

区　　分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和７年（2025年）	令和22年（2040年）
総人口	601,674	600,369	598,825	597,054	592,838	536,558
高齢者人口	164,735	167,663	169,887	171,966	175,342	184,677
65～74歳	83,922	86,247	85,718	83,539	79,639	75,299
75歳以上	80,813	81,416	84,169	88,427	95,703	109,378
40歳以上65歳未満	198,767	197,872	197,425	197,036	196,108	165,212

（注）各年とも10月１日現在

２　被保険者数の推計

被保険者数については、上記人口の推計を基に推計しました。

（単位：人）

区　　分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和７年（2025年）	令和22年（2040年）
第１号被保険者数	164,405	167,320	169,540	171,617	174,984	184,301
65～74歳	83,822	86,072	85,544	83,370	79,476	75,146
75歳以上	80,583	81,248	83,996	88,247	95,508	109,155
第２号被保険者数	198,767	197,872	197,425	197,036	196,108	165,212

（注）１　各年とも９月末現在
　　２　第２号被保険者数は「人口の推計」の40歳以上65歳未満と同数と推計

3　要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、40歳以上の推計人口を基に、平成30年から令和２年の９月末の要支援・要介護認定者出現率を参考にしました。

その結果、本市の要支援・要介護認定者数は、令和３年35,046人、令和５年36,979人、令和７年38,509人、令和22年48,463人と、年々増加していくものと推計されます。

要支援・要介護認定者数の推計　（単位：人）

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和７年（2025年）	令和22年（2040年）
要支援１	5,601	5,704	5,848	5,998	6,229	7,560
要支援２	5,025	5,133	5,269	5,389	5,584	6,942
小計Ａ（要支援）	10,626	10,837	11,117	11,387	11,813	14,502
要介護１	7,680	7,856	8,076	8,283	8,620	10,844
要介護２	4,392	4,499	4,634	4,757	4,966	6,313
要介護３	3,939	4,042	4,166	4,281	4,471	5,732
要介護４	4,110	4,221	4,355	4,475	4,681	6,023
要介護５	3,500	3,591	3,700	3,796	3,958	5,049
小計Ｂ（要介護）	23,621	24,209	24,931	25,592	26,696	33,961
合計（Ａ＋Ｂ）	34,247	35,046	36,048	36,979	38,509	48,463

（注）１　各年とも９月末現在

２　要支援・要介護認定者数には第２号被保険者数を含む。

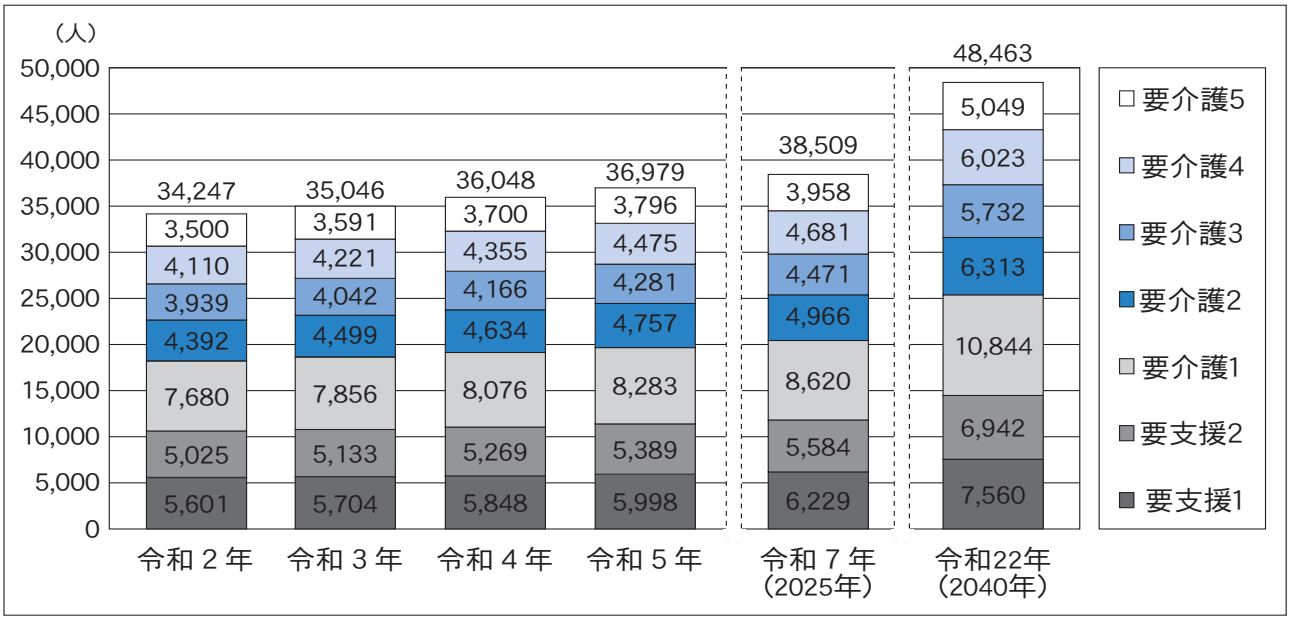

第２章　介護保険サービスの見込量

１　介護保険サービス見込量の考え方

（１）居宅サービス及び介護予防サービスの見込量（特定施設入居者生活介護を除く。）

要介護者に対する居宅サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防サービス量の見込みにあたっては、令和2年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定しました。

（２）施設・居住系サービスの見込量

施設サービス・・・	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居住系サービス・・	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

施設・居住系サービスについては、これまでの施設整備や入所待機者の状況などを考慮して、各年度における介護サービスの種類ごとの見込量を設定しました。

なお、介護医療院及び介護療養型医療施設については、転換対象となる施設への意向調査を踏まえ、見込量を設定しました。

（３）地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの見込量（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）

要介護者に対する地域密着型サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防地域密着型サービス量の見込みにあたっては、令和２年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定しました。

２　介護保険サービスの見込量

①介護保険サービスの見込量

○介護（要介護１～５）

サービス区分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
			実績（見込）	見込	見込	見込	見込	見込
居宅	訪問介護	回	894,858	957,581	1,019,104	1,065,305	1,114,709	1,428,923
	訪問入浴介護	回	11,011	11,353	12,337	12,955	13,578	17,465
	訪問看護	回	180,770	197,206	196,732	201,043	210,298	269,082
	訪問リハビリテーション	回	227,330	232,162	234,064	237,115	247,940	317,318
	居宅療養管理指導	人	66,732	74,328	77,724	80,040	83,820	107,436
	通所介護	回	672,940	715,790	750,084	784,168	820,759	1,049,543
	通所リハビリテーション	回	434,750	482,023	503,075	518,747	542,346	691,171
	短期入所生活介護	日	138,607	160,030	169,223	174,548	182,934	235,136
	短期入所療養介護	日	16,283	17,566	17,890	18,618	19,432	24,971
	福祉用具貸与	人	105,468	112,824	119,724	123,852	129,636	165,732
	特定福祉用具購入費	人	1,896	2,028	2,064	2,148	2,256	2,880
	住宅改修	人	1,500	1,392	1,440	1,476	1,548	1,968
	特定施設入居者生活介護	人	4,932	5,172	5,424	5,676	5,748	7,164
	居宅介護支援	人	152,064	157,356	162,996	168,120	175,752	224,136
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	5,544	6,096	6,300	6,432	6,708	8,616
	夜間対応型訪問介護	人	384	408	420	432	456	588
	認知症対応型通所介護	回	35,650	34,030	34,994	36,109	37,618	48,416
	小規模多機能型居宅介護	人	6,444	6,852	7,152	7,344	7,680	9,804
	認知症対応型共同生活介護	人	23,532	24,132	24,552	24,960	26,028	32,916
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	996	1,008	1,008	1,008	1,044	1,320
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	1,848	1,848	1,848	1,848	1,908	2,424
	看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）	人	1,980	1,968	2,064	2,112	2,220	2,844
	地域密着型通所介護	回	457,865	490,561	511,675	527,544	551,969	705,551
施設	介護老人福祉施設	人	28,440	29,316	30,996	31,860	33,204	41,988
	介護老人保健施設	人	16,044	16,116	16,116	16,116	16,812	21,252
	介護医療院	人	2,448	2,508	2,988	3,468	3,600	4,548
	介護療養型医療施設	人	960	960	480	240		

（注）令和２年度は、令和３年度以降のサービス見込量算出の基礎となるため、新型コロナウイルス感染症の影響による減少を補正した後の数値となっている。（以下同じ）

○介護予防（要支援１・２）

サービス区分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
			実績（見込）	見込	見込	見込	見込	見込
居宅	介護予防訪問入浴介護	回	180	330	330	330	331	464
	介護予防訪問看護	回	15,924	16,969	17,179	17,568	18,240	22,502
	介護予防訪問リハビリテーション	回	20,414	21,199	21,598	21,960	22,756	28,285
	介護予防居宅療養管理指導	人	4,188	4,668	4,860	4,980	5,160	6,384
	介護予防通所リハビリテーション	人	22,812	25,596	26,256	26,892	27,888	34,356
	介護予防短期入所生活介護	日	1,986	2,213	2,315	2,315	2,410	2,992
	介護予防短期入所療養介護	日	360	270	270	270	270	378
	介護予防福祉用具貸与	人	29,724	32,040	33,780	34,932	36,228	44,700
	特定介護予防福祉用具購入費	人	864	888	912	876	900	1,116
	介護予防住宅改修	人	1,152	1,020	1,056	1,080	1,128	1,380
	介護予防特定施設入居者生活介護	人	960	1,008	1,032	1,056	1,080	1,296
	介護予防支援	人	45,132	48,228	51,360	53,208	55,188	68,004
地域密着型介護予防	介護予防認知症対応型通所介護	回	331	594	606	606	606	848
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	672	612	636	648	672	840
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	288	300	312	336	348	432

第３章　地域支援事業の見込量

１　地域支援事業の見込量の考え方

地域支援事業については、これまでの利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、見込量を算定しました。

２　地域支援事業の見込量

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

サービス区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
		実績（見込）	見込	見込	見込	見込	見込
訪問型サービス	人	29,843	29,887	30,304	30,833	33,201	41,198
通所型サービス	人	68,593	73,338	74,363	75,663	82,169	103,725
訪問型短期集中予防サービス	人	103	302	304	307	312	322
通所型短期集中予防サービス	人	41	240	240	240	240	240
介護予防ケアマネジメント	人	36,838	36,610	37,122	37,771	40,721	51,350

②一般介護予防事業

事業の種別	項目	単位	令和２年度 実績（見込）	令和３年度 見込	令和４年度 見込	令和５年度 見込（目標）	令和７年度（2025年度） 見込	令和22年度（2040年度） 見込
シニア世代のヘルスプロモーション事業	教育開催回数	回	845	663	663	663	663	663
	相談開催回数	回	391	180	180	180	180	180
お達者クラブ運営支援事業	参加者数	人	5,425	5,550	5,550	5,550	5,550	5,550
よかよか元気クラブ活動支援事業	参加者数	人	5,544	6,390	7,020	7,740	8,478	9,234
健康づくり推進員支援事業	推進員数	人	460	460	460	460	460	460
高齢者料理教室支援事業	開催回数	回	100	250	250	250	250	250
地域リハビリテーション活動支援事業	実施か所数	か所	424	577	612	652	693	735
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	実施か所数	か所	4	4	4	4	4	4
高齢者のしおり作成事業	作成冊数	冊	0	17,000	0	17,000	17,000	0
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	団体数	団体	126	126	126	126	126	126
高齢者いきいきポイント推進事業	登録者数	人	1,297	1,332	1,391	1,438	1,532	2,237
介護予防把握事業	対象者数	人	14,470	15,540	17,348	17,214	16,685	12,005

（注）シニア世代のヘルスプロモーション事業の一部をすこやか長寿健康支援事業に移行

（注）高齢者のしおり作成事業は隔年実施

（２）包括的支援事業

事業の種別	項目	単位	令和２年度 実績（見込）	令和３年度 見込	令和４年度 見込	令和５年度 見込（目標）	令和７年度（2025年度） 見込	令和22年度（2040年度） 見込
地域包括支援センター運営事業	センター設置か所数	か所	20	20	20	20	20	20
	地域ケア会議開催回数	回	165	165	170	175	185	200
認知症初期集中支援推進事業	訪問支援事例数	件	70	73	76	79	85	97
認知症施策推進事業	認知症地域支援推進員数	人	2	3	3	3	3	3
生活支援体制整備事業	コーディネーター数	人	4	4	4	4	4	4
	研修受講者数	人	120	120	120	120	120	120
在宅医療と介護の連携推進事業	協議会開催回数	回	3	3	3	3	3	3

（３）任意事業

事業の種別	項目	単位	令和２年度 実績（見込）	令和３年度 見込	令和４年度 見込	令和５年度 見込（目標）	令和７年度（2025年度） 見込	令和22年度（2040年度） 見込
介護給付適正化事業	認定調査状況のチェック実施率	%	100	100	100	100	100	100
	ケアプランの点検件数	件	132	132	132	132	132	132
	住宅改修等の点検件数	件	60	60	60	60	70	120
	縦覧点検・医療情報との突合の実施月数	月	12	12	12	12	12	12
	介護給付費通知に係る説明実施率	%	65	70	70	70	75	85
住宅改修支援事業	支援件数	件	150	200	200	200	200	200
介護サービス相談員派遣事業	派遣か所数	か所	60	280	280	280	280	280
家族介護講習会等開催事業	開催回数（講習会・交流会合計）	回	3	3	3	3	3	3
高齢者見守り支援事業	支給人数	人	3	2	2	2	2	2
家族介護慰労金支給事業	支給人数	人	13	13	13	13	13	13
成年後見制度利用支援事業	支給人数	人	116	116	117	119	128	163
高齢者住宅生活援助員派遣事業	設置施設数	施設	6	6	6	6	6	6
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症サポーター養成数	人	1,856	3,511	4,288	4,282	4,009	4,036
	認知症等見守りメイト養成数	人	45	90	90	90	90	90
認知症あんしんサポート事業	事前登録者数	人	—	50	60	70	90	240
	協力サポーター数	人	—	600	900	1,200	1,800	6,000

第４章　介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み

１　保険給付費の見込み

（１）見込みについての考え方

保険給付費については、介護保険料の算定基礎になるため、令和３年度から令和５年度までの３年間の給付費を見込んでいます。

保険給付費を見込むにあたっては、各サービスの見込量に、令和２年度実績から算出される要介護認定区分ごとの平均給付額を乗じるとともに介護報酬改定の影響等を考慮して算定しています。

（２）各年度の保険給付費の見込み

それぞれのサービスについて算定した結果、次のとおりとなります。

保険給付費の見込み　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	計	令和７年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
施設・居住系サービス	21,473,573	22,090,010	22,571,022	66,134,605	23,408,126	29,586,965
居宅サービス	28,889,643	30,186,988	31,212,385	90,289,016	32,652,338	41,746,233
その他のサービス	2,729,788	2,680,113	2,749,331	8,159,232	2,863,088	3,603,147
計	53,093,004	54,957,111	56,532,738	164,582,853	58,923,552	74,936,345

（注）「その他のサービス」は、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス等費の合計

２　地域支援事業費の見込み

（１）地域支援事業費の見込みについての考え方

地域支援事業費についても、介護保険料の算定基礎になるため、令和３年度から令和５年度までの３年間の事業費を見込んでいます。

地域支援事業費を見込むにあたっては、各事業の見込量を基礎として、考慮すべき事項や上限枠を踏まえて算定しています。

（２）各年度の地域支援事業費の見込み

それぞれの地域支援事業について算定した結果、次のとおりとなります。

地域支援事業費の見込み　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	計	令和７年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,656,071	1,679,165	1,710,815	5,046,051	1,859,624	2,300,304
介護予防・生活支援サービス事業費	1,583,658	1,606,255	1,635,035	4,824,948	1,783,001	2,224,974
一般介護予防事業費	72,413	72,910	75,780	221,103	76,623	75,330
包括的支援事業費	716,962	723,069	734,244	2,174,275	739,979	740,308
任意事業費	45,790	46,152	46,428	138,370	47,577	52,459
計	2,418,823	2,448,386	2,491,487	7,358,696	2,647,180	3,093,071

３　市町村特別給付、保健福祉事業及び区分支給限度基準額の引き上げ

（１）市町村特別給付（横出しサービス）

市町村は条例の定めにより、要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付とは別に、要介護状態の軽減や悪化の防止、要介護状態となることの予防に向けた独自の保険給付を行うことができることとなっています。

本市では、一般会計の事業や地域支援事業においても実施が可能であることや、市町村特別給付を実施した場合その財源が第１号被保険者の保険料となることを考慮して、実施しないこととします。

（２）保健福祉事業（横出しサービス）

市町村は条例の定めにより、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付け、その他の必要な事業を行うことができることとなっています。

本市では、一般会計の事業や地域支援事業においても実施が可能であることや、保健福祉事業を実施した場合その財源が第１号被保険者の保険料となることを考慮して、実施しないこととします。

（３）区分支給限度基準額の引き上げ（上乗せサービス）

市町村は条例の定めにより、厚生労働大臣が定めた区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を当該市町村における区分支給限度基準額とすることができることとなっています。

本市では、区分支給限度基準額の引き上げを実施した場合その財源が第１号被保険者の保険料となることや、令和2年度の直近の利用実績から区分支給限度基準額に対する利用の割合が平均58％程度であることを考慮して、実施しないこととします。

第５章　保健サービスの見込量及び目標量

保健サービスは、健康増進法に基づく事業で、生活習慣病を予防し、健康増進を図ることにより、将来の介護予防につなげるものです。

各種がん検診は、40歳以上の方（子宮がん検診は20歳以上の女性）を対象に、健康教育、健康相談及び訪問指導は、主に40歳以上65歳未満の方を対象に実施します。

（１）各種がん検診

生活習慣病である「がん」を早期に発見するため、集団・個別検診を実施します。

また、各医療保険者が行う特定健康診査等とがん検診等が同一会場で受診できる体制や休日検診の拡大などを図り、受診率向上に努めます。

各種がん検診	項　目	令和２年度見込	令和５年度目標
肺がん検診	受　診　率	19.7%（56.1%）	50.0%
胃がん検診	受　診　率	8.5%（47.3%）	
大腸がん検診	受　診　率	17.0%（41.1%）	
子宮がん検診	受　診　率	24.0%（43.9%）	
乳がん検診	受　診　率	15.8%（46.1%）	

（注）１．（　）内数値は平成28年度に実施した「かごしま市民すこやかプラン」中間評価アンケート結果による。本市いきいき受診券利用による受診に加えて、職域や健康保険組合等による検診も含む受診率の見込値

２．令和５年度目標値は「がん対策推進基本計画」の令和４年度目標値を参照。いきいき受診券利用による受診に加えて、職域や健康保険組合等による検診も含む数値

（２）健康教育

生活習慣病の予防や健康増進、介護予防などについて、保健センターや地域において集団健康教育を実施し、生涯を通じた健康づくりに取り組めるよう推進します。

健康教育	項　目	令和２年度見込	令和５年度目標
集団健康教育	開催回数	400回	560回

（３）健康相談

①　総合健康相談

心身の健康や生活習慣病の予防等に関する個別の相談を保健センター等において実施し、市民の健康づくりを推進します。

②　重点健康相談

歯周疾患、病態別の２項目について重点健康相談を実施します。

健康相談	項　目	令和２年度見込	令和５年度目標
①　総合健康相談	開催回数	180回	180回
②　重点健康相談	開催回数	200回	200回

（４）訪問指導

心身の状況や置かれている環境等から保健指導が必要と認められる者に対し、家庭を訪問して疾病予防や介護予防について助言指導を行います。

	項　目	令和２年度見込	令和５年度目標
訪　問　指　導	対象者 延人員	4,000人	4,500人

（５）高齢者の保健事業

①　高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防や、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行います。

②　通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

医療・介護・健診データで把握した地域の健康課題をもとに、通いの場等で健康教育、健康相談等を実施します。

	項　目	令和２年度見込	令和５年度目標
ハイリスクアプローチ	支援対象者 延人員	―	1,000人
ポピュレーションアプローチ	支援対象者 延人員	―	13,290人

第６章　福祉サービスの見込量及び目標量

（１）養護老人ホーム

養護老人ホームの整備については、国は自治体において適切な量を見込むこととしています。

本市では、現在の利用状況や入所待機者の状況等を勘案し、170人とします。

項　　目	令和２年度見込	令和５年度目標
養護老人ホーム	180人 （３施設）	170人 （３施設）

（２）軽費老人ホーム（Ｂ型）

軽費老人ホームについては、国においてケアハウスへの一元化の考えが示されており、現在の利用状況等を勘案し、同数の38人とします。

項　　目	令和２年度見込	令和５年度目標
軽費老人ホーム（Ｂ型）	38人 （１施設）	38人 （１施設）

（３）ケアハウス

ケアハウスの整備については、国は自治体において適切な量を見込むこととしています。

本市では、現在の利用状況等を勘案し、同数の508人とします。

項　　目	令和２年度見込	令和５年度目標
ケアハウス	508人 （15施設）	508人 （15施設）

（４）高齢者福祉センター

高齢者福祉センターは、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設です。

本市では、現在の利用状況等を勘案し、同数の７施設とします。

項　　目	令和２年度見込	令和５年度目標
高齢者福祉センター	７施設	７施設

事 業 一 覧

事業一覧

第１章　生きがいづくり・社会参画の促進

１　生きがいづくりの推進

（１）生きがい・仲間づくりの推進

○敬老パス等の交付

敬老パス交付事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを正規運賃の３分の１の負担で利用できる敬老パスを交付する。
すこやか入浴事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内の公衆浴場等を100円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。
友愛パス交付事業	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。
友愛タクシー券交付事業	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。

○老人クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業	ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問や老人ホームへの慰問などの奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動を地域において行う老人クラブに対し、その結成や活動及び市老人クラブ連合会に対し補助を行う。

○高齢者福祉センター等の管理

高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。

○その他生きがい・仲間づくりの推進

すこやか長寿まつり開催事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できる文化、スポーツのイベントを開催する。
高齢者ゲートボール場等管理事業	地域における高齢者の健康づくり、生きがいづくりを支援するため、市が設置したゲートボール場、グラウンド・ゴルフ場、レジャー農園の管理を行う。
高齢者福祉バス運行事業	老人クラブの会員や高齢者を含む任意の団体が、教養向上や健康増進のための活動を行うときに、高齢者福祉バスを運行し活動を支援する。
敬老祝事業	永年にわたり社会のために貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して敬老祝金等を支給する。
地域ふれあい交流助成事業	老人クラブや町内会、あいご会等が、地域において高齢者と小中学生等とのふれあい交流を図る事業を実施する場合、事業に要する経費を助成する。
愛のふれあい会食事業	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行う際に、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
高齢者の元気応援協賛店登録事業	高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するため、70歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行う民間のスポーツ施設等を市が協賛店として登録し支援する。
高齢者健康づくり・生きがいづくり活動支援事業	老人クラブ等が健康づくり・生きがいづくり活動事業を実施する場合、事業に要する経費の一部を助成する。
元気高齢者活動支援事業（再）	様々な知識や技術を習得した高齢者を元気高齢者として登録し、老人クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。

いきいきグリーンカレッジ開設事業	概ね55歳以上の市民を対象に花き・花木、果樹及び野菜の基礎的な栽培管理について、都市農業センター内の施設を活用し、講義と実習を交えた講習を行う。
高齢者生きがい支援広報強化事業	高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを作成し、各施策のさらなる利用促進を図る。
公共施設等での使用料等の減免	かごしま水族館や市立美術館など、公共施設での使用料等の減免を行う。

2　高齢者の社会参画の促進

（1）高齢者の活動への支援

○高齢者の社会参画支援

元気高齢者活動支援事業	様々な知識や経験を有する高齢者を元気高齢者として登録し、老人クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業（再）	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。

○生涯学習の推進

高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催	市内に居住する65歳（センター東桜島は60歳）以上の高齢者に対し、健康体操や歌謡教室等の教養講座を実施する。
地域公民館、生涯学習プラザにおける「かごしま高齢者生き生き元気塾」講座の開催	市民にとって身近な生涯学習施設である地域公民館、生涯学習プラザにおいて、高齢者向けの講座を体系的に開催し、高齢者の方々が自主的に生き生きと学習ができる体制を整備する。
高齢者指導者の育成	「地域リーダー研修会（仮称）」を通して、リーダーとしての資質向上を図り、高齢者の生涯学習の充実と発展に資する。

○スポーツ活動の推進

健康体力づくり、生きがいづくりのためのスポーツ活動の推進	高齢者を対象とした水泳教室や転倒予防教室を実施するほか、高齢者スポーツ指導者研修会を実施することで、高齢者の健康体力づくり、生きがいづくりに寄与する。

○ボランティア活動の推進

健康づくり推進員支援事業（再）	介護予防のために実施するお達者クラブの運営等を行う健康づくり推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
運動普及推進員支援事業（再）	運動を安全かつ効果的に実践していくための知識や方法の普及啓発を行う運動普及推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
食生活改善推進事業（再）	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	ひとり暮らし高齢者等への声掛けや在宅福祉サービスの掘り起こしなどを行う「ともしびグループ」の活動支援を行う。

○老人クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業（再）	ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問や老人ホームへの慰問などの奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動を地域において行う老人クラブに対し、その結成や活動及び市老人クラブ連合会に対し補助を行う。

○高齢者の就労促進

高年齢者就業機会確保等事業	高年齢者の労働能力を活用し、自らの生きがい充実や社会参加等を図るため、臨時的・短期的な就業を通じて、定年退職者等に就業の機会を組織的に提供する鹿児島市シルバー人材センターに対し、同センターが行う各種事業や運営に要する経費の一部を助成する。

就職困難者等雇用促進助成事業	高年齢者等就職困難者の雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、市内に事業所を有する中小企業の事業主が、市内に住所を有する就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、事業主に対し補助金を交付する。
労政広報紙発行事業	国、県、市及び関係機関の雇用施策、勤労者福祉施策等の広報・啓発を図るため、労政広報紙を発行する。
生活・就労支援センターかごしまの運営・活用	生活自立支援センターやハローワーク窓口、シルバー人材センター窓口を配置した生活・就労支援センターかごしまを運営・活用し、高齢者の就業支援を行う。
女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業	起業・ベンチャーに関心や意欲を持つ女性、学生、シニアに対する相談支援を行う。

第２章　高齢者の安心・快適な暮らしの確保

１　在宅福祉サービスの充実

（１）在宅生活を支援するサービスの充実

○介護家族への支援

紙おむつ等助成事業	紙おむつ等を使用している住民税非課税世帯の高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上を図るとともに、経済的負担の軽減を図る。
老人介護手当支給事業	在宅の寝たきり高齢者及び重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。
家族介護講習会等開催事業	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。
家族介護慰労金支給事業	在宅の寝たきり高齢者等を介護している者に家族介護慰労金を支給し、介護者を慰労するとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。
ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。

○在宅介護の支援

生活支援体制整備事業	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
虚弱高齢者等福祉用具給付事業	虚弱な高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。
寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等の家庭に理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。
寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等に対し寝具の洗濯サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。
寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業	鹿児島市歯科医師会が実施する訪問歯科診療に必要な経費に対し助成し、歯科診療が必要な寝たきり高齢者等の歯科診療を推進する。
特別障害者手当等支給事業	日常生活において、常時特別の介護を要する重度心身障害者に手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ひとり暮らし高齢者等への生活支援

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業	在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、急病等の緊急時に、押しボタンやセンサーの通報により、警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請をする通報システムを設置することにより、緊急時の不安を解消するとともに生活の安全を確保する。

高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等の家庭に福祉電話を設置し、近隣や親族との交信により孤独感を和らげるとともに、安否の確認を行う。
心をつなぐ訪問給食事業	援護を要するひとり暮らし高齢者等に、計画的に給食を提供し、安否確認を行うことにより、健康の保持を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進する。
高齢者短期入所事業	被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。
家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業	家庭から排出されるごみ・資源物をごみステーションに運ぶことが困難な高齢者及び障害者等に対し、戸別収集の支援を行うことにより、日常的なごみ出しの負担を軽減する。

2　安全で住みよい環境づくりの推進

（1）高齢者にふさわしい住環境の整備

○住宅のバリアフリー化

高齢者住宅改造費助成事業	住宅環境の改善により、在宅高齢者の自立促進等と介護者の負担軽減を図る。
住宅改修支援事業	住宅改修を行う際の「住宅改修費に係る理由書」の作成業務について、作成した事業所に対して手数料を支払う。

○高齢者向け住宅の整備

高齢者住宅生活援助員派遣事業	市営及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の相談、安否確認等、在宅生活を支援する。
市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備	入居者の高齢化に対応するため、住戸内の段差解消やトイレ・浴室への手摺設置を行う。
市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給	市営住宅において、高齢者世帯等の特に居住の安定を図る必要のある者が入居困難な状況であることから、優先的に入居させる住宅を供給する。
優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）	高齢者世帯に対し、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行い、優良な賃貸住宅の供給を促進する。

○高齢者向け住宅の質の確保

未届けの有料老人ホームの届出促進	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、未届けの有料老人ホームについて調査を行い、その存在を確認した場合には届出を促すとともに指導監督の徹底を図る。
有料老人ホーム運営研修会開催事業	有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保するため、有料老人ホームの設置者及び管理者に対し、有料老人ホームの運営についての研修や集団指導を行い、より適切な運営の推進を図る。
有料老人ホームへの立入検査の実施	有料老人ホームに対し、定期的に立入検査を実施し、利用者に対するサービスの質の確保を図る。
介護サービス相談員の派遣（再）	介護サービス相談員を介護サービス提供の場へ派遣し、利用者等の話を聞くことなどによって、疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的向上を図る。

（2）高齢者が安心して暮らせるまちづくり

○建築物、道路等の整備

高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進	「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者に配慮した生活環境並びにまちづくりを推進するため、整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容について届出を受理する。「鹿児島市福祉環境整備指針」では県条例の適用を受けない小規模の建築物の協議等を行う。

自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業	「鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例」に基づき、道路や歩道上に放置されている放置自転車等に対する指導や撤去を行い、高齢者等通行者が安全に通行できる環境を整備する。
市道バリアフリー推進事業	「第２期市道バリアフリー推進計画」に基づき、歩道のある市道における段差の解消や勾配の緩和等の整備を行う。

○交通機関等移動手段の整備

敬老パス交付事業（再）	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを正規運賃の３分の１の負担で利用できる敬老パスを交付する。
友愛パス交付事業（再）	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。
友愛タクシー券交付事業（再）	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。
低公害低床型バスの運行	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、低公害低床型バスを運行する。
超低床電車の運行	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、超低床電車を運行する。
公共交通不便地対策事業	公共交通不便地における高齢者などの日常生活の交通手段を確保するためコミュニティバスあいばす等について改善を図りながら運行を継続する。

○高齢者の交通安全対策の推進

お達者クラブ交通安全教室事業	高齢者の交通事故防止のため、高齢者が多数集まるお達者クラブにおいて、県警や交通安全協会等と連携し、高齢者向けの交通安全教室等を実施する。
高齢者運転免許自主返納サポート制度	高齢者の交通事故防止対策の一環として、運転に不安がある高齢運転者の免許返納を促進するため、運転免許を自主返納した方に対する優遇制度を実施する。
セーフコミュニティの推進	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国際認証を取得しているセーフコミュニティの取組を継続的に評価・検証、改善しながら、事故やけがの予防活動の活性化を図る。 ○重点分野での取組 ・交通安全 高齢者の交通事故の減少を目指し、参加・体験型の交通安全教室や夜光反射材の着用啓発などに取り組む。 ・高齢者の安全 転倒による外傷の減少、虐待や認知症への啓発・理解の促進を目指し、転倒予防のための運動教室や認知症に関する意識啓発などに取り組む。

○消費者被害の未然防止

消費生活相談事業	悪質商法や契約トラブル等の消費生活に関する相談に専門の相談員が対応する。
消費者啓発事業	消費者教育、啓発を推進するために、各種啓発資料の作成、配布を行うとともに、消費生活教室や出張講座等の各種講座を開催する。
A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業	消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図るとともに、メールマガジン等による消費生活に関する情報の提供を行う。
地域消費者サポーター育成事業	悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、自分の身近な方に伝えることを主な活動とする「地域消費者サポーター」を育成するとともに情報提供を行う。

○その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

わがまち防犯力パワーアップ事業	防犯、事故防止に携わる個人、団体が参加する連絡会を地域毎に開催し、相互連携の強化や防犯パトロールの活性化を図るとともに、防犯パトロール隊や青色防犯パトロール隊の継続的な活動を支援するため、用品の支給を行う。

安心安全パートナーシップ事業	犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を図る。（安心安全まちづくり市民大会の開催、安心安全研修会の開催）
安心安全教育指導員設置事業	市民の防犯・交通安全意識の高揚を図り、犯罪や交通事故を防止するため、学校、幼稚園、町内会、高齢者クラブ等に安心安全教育指導員を派遣し、防犯教室及び交通安全教室を実施する。
交通バリアフリー基本構想推進事業	鹿児島市新交通バリアフリー基本構想が令和２年度に終了することに伴い、令和２年度に実施する基礎調査の内容等を踏まえ、次期構想の策定に向けた取組みを行う。

3　災害・感染症対策の推進

（１）大規模災害や感染症など危機事象への対策の推進

○災害への対応

介護事業所等への指導等の実施	介護事業者等への指導等を通して、介護事業等で策定している災害対策に関する具体的計画や感染症に係る対応策、災害及び感染症に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況及び高齢者虐待防止の研修の実施状況を定期的に確認する。
介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
避難行動要支援者避難支援等事業	災害時に自力で避難することが困難な要介護者や重度の障害者などの方々が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関に名簿を提供することで支援に必要な情報の共有を行い、災害時には、策定した個別支援計画に基づき、避難支援者による避難支援を行う等地域ぐるみの支援体制の充実を図る。
自主防災組織育成促進事業	地域住民と行政が一体となった防災対策を推進するため、自主防災組織の活動に必要な資機材の整備や訓練に対し、助成を行う。

○感染症への対応

介護事業所等への指導等の実施（再）	介護事業者等への指導等を通して、介護事業等で策定している災害対策に関する具体的計画や感染症に係る対応策、災害及び感染症に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況及び高齢者虐待防止の研修の実施状況を定期的に確認する。
備蓄・調達・輸送体制の整備	感染症発生時において、衛生用品等の国内需給がひっ迫するなど介護事業所等において必要な物資の確保が困難な状況に備え、必要な物資を備蓄するとともに、国や県と連携し、調達・輸送体制の整備に努める。
介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
感染症予防医療事業	新たな感染症の流行や大規模災害による、感染症の集団発生時には疫学調査及び入院勧告、就業制限の実施や施設の消毒の指導などの対応を行うほか、正しい感染症の予防及び感染拡大防止について普及啓発を行う。
新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業	鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生時に感染拡大を抑制し、市民の生命・健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策を推進する。

第３章　認知症対策・権利擁護の推進

１　認知症の人やその家族への支援の充実

（１）認知症に関する理解の促進や情報提供

○認知症に関する理解の促進や情報提供

認知症ケアパスの普及	認知症の人の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した「認知症ケアパス」の普及を図る。
相談窓口の周知・広報	認知症ケアパスやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口の周知・広報を図る。
世界アルツハイマー月間に合わせたイベントの開催	世界アルツハイマー月間に合わせ、講演会や相談会等を開催し、認知症に関する普及啓発を図る。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（認知症予防教室）	認知症予防についての講演会、健康教育を実施する。
お達者クラブ運営支援事業（再）	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
すこやか長寿健康支援事業（再）	高齢者への個別支援や通いの場等において医療専門職による健康教育・健康相談を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業（認知症サポーターの養成、認知症介護教室）	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターを養成するとともに、認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。
市政出前トークを活用した普及啓発	市政出前トークを活用し、認知症の人も住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりについて、普及啓発を図る。
福祉読本作成事業（再）	21世紀の社会を支える世代となる小学生に福祉読本を配付し、高齢者及び障害者についての正しい理解を深め、福祉の心を育む。

○認知症に関する介護サービスの情報提供

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の情報提供	グループホームなどの介護保険サービス事業者等が記載された指定事業所一覧を作成し、市民への情報提供を行う。

（２）認知症の人やその家族を支える支援体制の構築

○医師や精神保健福祉相談員等による相談、訪問指導

認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
精神保健福祉推進事業（精神保健福祉相談）	精神疾患やその治療及び自立と社会参加についての相談等を行う。

○地域における支援体制の構築

認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を図る。

認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト（ボランティア）を養成する。
チームオレンジの設置	認知症の人とその家族、認知症サポーター（地域住民や多職種）で構成し、近隣チームにおいて早期から継続支援を行うチームオレンジを設置する。
高齢者見守り支援事業	認知症による徘徊行動のある高齢者等を介護している家族等が、認知症高齢者等が徘徊したとき早期に発見できるシステムに加入した場合、加入費及び機器購入費の一部を助成する。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備	軽度から中度の認知症である高齢者等が共同（5~9人）で生活し、そこで食事、入浴などの介護その他の日常生活の世話及び機能訓練などを行う認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を整備する。
認知症あんしんサポート事業	認知症と思われる症状のある事前登録者が、認知症等が原因で行方不明になった場合、容姿・服装などの特徴に関する情報を、協力サポーターに市公式 LINE にて一斉配信し、早期発見につなげる。
はいかい老人ＳＯＳネットワークシステム（県警実施）との連携	認知症高齢者等による徘徊事案に迅速かつ的確に対応するため、警察署等がこれらの事案を受理した場合に、関係機関に情報を提供して、地域ぐるみで当該高齢者等の発見保護活動を行い、保護後のアフターケアを行う。

2　高齢者の権利擁護の推進

（１）成年後見制度の利用促進

○成年後見制度等の利用促進

成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申立てる者がいない認知症高齢者等のために審判の申立てを行うほか、後見人等報酬の助成等を行う。
成年後見制度利用促進事業	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置し、制度の利用促進を図る。
福祉サービス利用支援事業の広報・案内	県社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）」の制度の広報・案内等を進める。

（２）高齢者虐待の防止

○高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、警察等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。
高齢者虐待防止研修会の開催	介護事業所等を対象に、高齢者虐待の防止や早期発見に役立てる高齢者虐待防止研修会を開催し、従事者等の資質向上を図る。
介護事業所等への指導等の実施（再）	介護事業者等への指導等を通して、介護事業等で策定している災害対策に関する具体的計画や感染症に係る対応策、災害及び感染症に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況及び高齢者虐待防止の研修の実施状況を定期的に確認する。

○地域包括支援センターによる権利擁護の推進

地域包括支援センターによる権利擁護の推進	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見、防止に努める。また、「成年後見制度」などの権利擁護事業について普及、啓発の取組を行い、必要に応じて各種専門機関へつなげる。

第４章　介護予防・地域支援体制の充実

１　介護予防・健康づくりの推進

（１）介護予防の充実

○介護予防・生活支援サービス事業の充実

訪問型サービス事業	要支援者または事業対象者を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、身体介護や日常生活の世話などを行う。
通所型サービス事業	要支援者または事業対象者を対象に、デイサービスセンターなどで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話のほか運動器の機能訓練などを行う。
訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業	要支援者または事業対象者で、認知症、うつ、閉じこもりにより通所型サービスの利用が困難な者に対して、保健師による個別支援を行う。
訪問型住民主体サービス事業	高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、要支援者等の生活援助を行うボランティア団体に対して補助金を交付する。
短期集中予防サービス（口腔機能向上・栄養改善）事業	要支援者や事業対象者を対象に、口腔機能向上・栄養改善サービスを通所または訪問で提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。

○一般介護予防事業の充実

介護予防把握事業	アンケート調査により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握するとともに、介護予防活動への参加を促進する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上の高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育や、個別の相談を実施する。
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上を目的とした複合教室を実施する。
地域リハビリテーション活動支援事業	よかよか元気クラブやお達者クラブ、老人クラブ等へ、リハビリ専門職を派遣し、介護予防に資する知識の普及や技術への助言を行う。
お達者クラブ運営支援事業	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
健康づくり推進員支援事業	介護予防のために実施するお達者クラブの運営等を行う健康づくり推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業	高齢者が誰でも参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、「よかよか体操やらくらく体操」を中心とした住民主体の通いの場であるよかよか元気クラブが充実していくよう取り組む。
高齢者いきいきポイント推進事業（再）	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。
高齢者料理教室支援事業	食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とした料理教室を支援することにより、高齢者が低栄養状態に陥ることを予防する。
高齢者のしおり作成事業	高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや介護予防に資する基本的な知識などを分かりやすく掲載した「輝きライフ」を作成し配布する。

○介護予防推進のための体制づくり

地域包括支援センターの機能強化（再）	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮できるような、体制整備と環境づくりを図る。

地域ケア会議等の開催（再）	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。
生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

○65歳未満を対象とした介護予防

生活習慣改善支援事業（再）	生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図る各種健康教育・健康相談を実施する。
個別保健指導事業（再）	疾病予防・介護予防の観点から、保健指導が必要であると認められる者及び家族等に対し、保健師等が家庭訪問や電話・文書等により、必要な保健指導を行う。

（2）健康づくりの推進

○市民参画による健康づくり

健康増進計画推進事業	第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（平成25年度～令和４年度）に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体になって市民の健康づくりを推進する。
受動喫煙防止対策事業	市民の健康を守るため、施設への受動喫煙防止対策の助言、指導等及び受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じない環境の整備の促進を図る。
働く世代の健康づくり事業	働く世代の健康づくりについて地域・職域連携推進専門部会で健康課題を明確にし、産官学が協働して、地域保健と職域保健をつなげた横断的な健康づくりに取り組む。
地域保健活動事業（健康づくり月間の取組）	11月を「健康づくり月間」として位置づけ、市民が主体となった健康づくりに関するイベント等を通して市民の健康づくりへの意識啓発を図る。

○運動による健康づくり

運動普及推進員支援事業	運動を安全かつ効果的に実践していくための知識や方法の普及啓発を行う運動普及推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
都市公園健康づくり事業	都市公園内に健康遊具を設置することにより、公園機能の充実を図るとともに、高齢者の健康づくりを促進する。

○食を通じた健康づくり

食育推進事業	「食を通じて健康で、生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とする第三次かごしま市食育推進計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
食育フェスタ開催事業	第三次かごしま市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食について関心を高め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の一環として、市内大学等とともに食育フェスタを開催し、食に関する学習や体験活動を通じて、家庭や地域、学校等が連携した食育の推進を図る。
栄養改善対策事業	食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践を普及するため、栄養教育・相談を実施する。また、給食施設の栄養管理について研修会や訪問を通して、指導・助言を行う。
食生活改善推進事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。

○こころの健康づくり

シニア世代のヘルスプロモーション事業（こころの健康教室）	高齢者のうつ等の精神疾患をはじめ、こころの健康問題に関する正しい知識の普及を図るための講演会を開催する。
精神保健福祉推進事業（再）	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
自殺対策事業	関係機関と連携を図り、自殺予防対策委員会や自殺対策推進本部会議、庁内連絡会等を通して、自殺対策を総合的に推進する。

○温泉等を活用した健康づくり

健康増進施設管理運営事業	温泉等を活用した施設「かごしま温泉健康プラザ」「さくらじま白浜温泉センター」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
スパランド裸・楽・良管理運営事業	温泉等を活用した施設「スパランド裸・楽・良」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
マリンピア喜入管理運営事業	温泉等を活用した施設「マリンピア喜入」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
高齢者すこやか温泉講座開催事業	市内の公衆浴場において温泉や健康に関する講座を開催し、温泉入浴による健康効果等の知識を普及啓発するとともに、高齢者の外出を促すことで、生きがいづくり・健康づくりを推進する。

○ボランティア等による健康づくり

健康づくり推進員支援事業（再）	介護予防のために実施するお達者クラブの運営等を行う健康づくり推進員の養成をするとともに、その協議会の育成支援を行う。
運動普及推進員支援事業（再）	運動を安全かつ効果的に実践していくための知識や方法の普及啓発を行う運動普及推進員の養成をするとともに、その協議会の育成支援を行う。
食生活改善推進事業（再）	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
精神保健福祉推進事業（精神保健福祉ボランティアの養成・支援）	地域において精神障害者を支援するボランティアを養成し、精神保健福祉に関する知識や情報の普及啓発を図る。

（３）疾病予防の推進

○受診しやすい各種検（健）診体制等の充実

元気いきいき検診事業	生活習慣病（がん・脳卒中・心臓病等）の予防・早期発見を目的とした各種検（健）診を実施する。
特定健康診査事業	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施する。
長寿健康診査事業	後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）を対象に、生活習慣病を早期発見するための健診を実施する。
はり・きゅう施設利用補助	国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、鹿児島市指定の施術所で、はり・きゅうの施術を受ける場合に補助を行う。
人間ドック、脳ドック利用補助	35歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、鹿児島市と協定を結んだ医療機関で、人間ドック・脳ドックを受ける場合に補助を行う。

○正しい生活習慣を身につけるための健康教育

生活習慣改善支援事業（健康教育）	生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図る各種健康教育を実施する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康教育）	65歳以上の高齢者に対して、生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図る各種健康教育を実施する。

○利用しやすい健康相談体制の充実

生活習慣改善支援事業（健康相談）	心身の健康や生活習慣病の予防・治療等に関する市民の様々な相談に応じ、日常生活における必要な指導・助言を行う。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康相談）	65歳以上の高齢者に対して、心身の健康や生活習慣病の予防・治療等に関する市民の様々な相談に応じ、日常生活における必要な指導・助言を行う。
個別保健指導事業（特定保健指導）	40歳以上の被用者保険の被保険者及び生活保護者を対象に、健康診査の結果に基づいた、特定保健指導を実施する。

○訪問指導等による個別支援

個別保健指導事業	疾病予防・介護予防の観点から、保健指導が必要であると認められる者及び家族等に対し、保健師等が電話や文書、家庭訪問等により、必要な保健指導を行う。
健診受診者保健指導事業	国民健康保険の特定健康診査の受診者で健康課題のある被保険者に対し、保健師による保健指導等を実施する。

○感染症予防対策

胸部エックス線撮影健康診断事業	結核の早期発見・感染予防を目的とする胸部エックス線撮影による健康診断を行う。
結核予防医療事業	医療機関、福祉施設関係者等に対して、結核・感染症等の予防についての講演会を開催する。
定期予防接種事業	高齢者に対し、インフルエンザ及び成人用肺炎球菌予防接種の費用について一部助成を行う。

○精神保健福祉対策

精神保健福祉推進事業	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
精神障害者ふれあい交流事業	スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じて、精神障害者の積極的な社会参加を促進する。
精神障害者相談事業	市から委託を受けた精神障害者相談員（精神障害者のある方の家族）が、精神障害者の社会復帰等の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。
精神保健福祉交流センター管理運営事業	精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深める。

○難病患者支援対策

難病患者地域支援事業	難病患者及びその家族が安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上を図ることを目的として、適切な在宅療養支援を行う。
難病ガイドブック作成配布事業	難病患者及びその家族をはじめ、医療・保健福祉関係者等に、難病に対しての適切な情報提供を行い、情報量の不足している難病患者や家族の不安を解消するとともに、生活の質（QOL）の向上を図るため、「難病情報ガイドブック」を作成する。（3年毎に実施）

○歯科保健対策

元気いきいき検診事業（歯周病検診）	歯周疾患の予防のため、歯科医療機関に委託し、歯周疾患検診を行う。
歯科保健事業	歯周疾患の予防を啓発するため、健康相談や健康教育を行う。

2　地域包括ケアの推進

（1）高齢者を地域全体で支えるための体制整備

○在宅医療・介護の連携推進

地域の医療・介護サービス資源の把握（再）	地域における医療機関や介護事業所等を掲載したリストやマップ等を活用し、医療と介護の連携促進を図る。
在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布（再）	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行うパンフレットを作成・配布し、在宅医療・介護の推進を図る。
多職種連携会議の開催（再）	地域の在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する場を設け、多職種参加型の研修を通じて、専門職同士の学び合いを促進し、地域の顔の見える関係づくりを構築する。
在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催（再）	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行う講演会を開催し、在宅医療・介護の推進を図る。
在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再）	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係機関の資質向上を図る。
在宅医療・介護連携に関する相談支援（再）	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行うため、相談窓口を設置し、医療と介護の連携促進を図る。

○介護保険サービス及び介護予防サービスの充実強化

在宅サービス・地域密着型サービスの整備	高齢者等の地域での暮らしを支援するため、在宅サービス、地域密着型サービスの整備を行う。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。
一般介護予防事業	全ての高齢者を対象に、介護予防に関する普及啓発や、介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場の推進、地域においてリハビリ専門職が介護予防の助言を行う事業等を実施する。

○自立支援・重度化防止のための体制づくり

介護サービス事業所への普及啓発	介護サービス事業所を対象とした集団指導等において、利用者の自立支援・重度化防止の視点に立った、リハビリテーションの重要性について普及啓発を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業（再）	よかよか元気クラブやお達者クラブ、老人クラブ等へ、リハビリ専門職を派遣し、介護予防に資する知識の普及や技術への助言を行う。
地域ケア会議等の開催（再）	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。
在宅医療と介護の連携推進事業	医療、介護等のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を設置し、医療と介護の連携促進を図る。
介護サービス事業者等講演会の開催（再）	事業者を対象に介護サービスに係る講演会を開催し、介護保険に係る情報の提供を行うことで事業者における介護サービスの質の向上を図る。

○高齢者のニーズに応じた住宅の提供

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供	高齢者がニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう住まいの種類や特徴に関する情報を把握し、高齢者及び家族への情報提供を行う。

市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備（再）	入居者の高齢化に対応するため、住戸内の段差解消やトイレ・浴室への手摺設置を行う。
優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再）	高齢者世帯に対し、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行い、優良な賃貸住宅の供給を促進する。
養護老人ホーム等管理費及び事業費	市が設置している「谷山荘」及び「喜入園」の管理、事業運営を行う。
軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金で軽費老人ホームに入所させるため、軽費老人ホームのうちケアハウスを対象に、運営に係る事務費を補助する。

○多様な生活支援サービスの確保

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（再）	在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、急病等の緊急時に、押しボタンやセンサーの通報により、警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請をする通報システムを設置することにより、緊急時の不安を解消するとともに生活の安全を確保する。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）	ひとり暮らし高齢者等への声掛けや在宅福祉サービスの掘り起こしなどを行う「ともしびグループ」の活動支援を行う。
心をつなぐ訪問給食事業（再）	援護を要するひとり暮らし高齢者等に、計画的に給食を提供し、安否確認を行うことにより、健康の保持を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進する。
愛のふれあい会食事業（再）	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行うとき、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

○地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

地域ケア会議等の開催（再）	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。
地域包括支援センター運営協議会の開催（再）	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。
地域包括支援センターの機能強化（再）	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮できるような、体制整備と環境づくりを図る。

○認知症の人やその家族への支援

認知症施策推進事業	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した認知症施策推進大綱に基づく各種取組を実施する。
認知症初期集中支援推進事業（再）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業（再）	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターや、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト（ボランティア）を養成するとともに、認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。
認知症あんしんサポート事業（再）	認知症と思われる症状のある事前登録者が、認知症等が原因で行方不明になった場合、容姿・服装などの特徴に関する情報を、協力サポーターに市公式 LINE にて一斉配信し、早期発見につなげる。

（２）在宅医療・介護の連携推進

○在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

在宅医療・介護の連携推進協議会の開催	在宅医療・介護の連携を推進し、地域包括ケアシステムを構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を開催する。
多職種連携会議の開催	地域の在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する場を設け、多職種参加型の研修を通じて、専門職同士の学び合いを促進し、地域の顔の見える関係づくりを構築する。
在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	情報共有の具体的な流れを示したフロー等を作成し、関係団体等での利用を促進するとともに多職種連携会議等を通して、情報の共有を図る。
二次医療圏内の関係市町村の連携	医療と介護の連携のための情報共有ツールとして、県が作成した入退院支援ルールの運営・評価等について関係市及び県と連携を行う。

○在宅医療に関する情報提供

地域の医療・介護サービス資源の把握	地域における医療機関や介護事業所等を掲載したリストやマップ等を活用し、医療と介護の連携促進を図る。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行うため、相談窓口を設置し、医療と介護の連携促進を図る。
在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行うパンフレットを作成・配布し、在宅医療・介護の推進を図る。
在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行う講演会を開催し、在宅医療・介護の推進を図る。

○在宅医療・介護従事者の資質向上

在宅医療・介護従事者向け研修会の開催	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係機関の資質向上を図る。
多職種連携会議の開催（再）	地域の在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する場を設け、多職種参加型の研修を通じて、専門職同士の学び合いを促進し、地域の顔の見える関係づくりを構築する。

○認知症の人やその家族に対する支援

認知症初期集中支援推進事業（再）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。

（３）地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮できるような、体制整備と環境づくりを図る。
生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を図る。
認知症初期集中支援推進事業（再）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
地域包括支援センター運営協議会の開催	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。

職員研修の実施	地域包括支援センターの職員の資質向上を図る観点から、国、県等が行う研修に積極的に参加するとともに、センター内部においても職員研修等を積極的に実施する。

○地域の関係機関との連携

地域ケア会議等の開催	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。
地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。

○地域包括支援センターの役割の明確化

地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営	地域包括支援センターが果たす役割等を盛り込んだ「地域包括支援センター事業実施方針」に基づく業務運営を行う。

（4）地域づくりの支援

○地域福祉推進体制の充実

地域福祉ネットワークの推進	校区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の団体等が行っているさまざまな福祉活動に対して助言や情報提供を行う地域福祉支援員等の活動を通じて、地域福祉ネットワークの機能を強化し、充実を図る。
民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進	地域住民の生活実態を把握するとともに、援護を必要とする住民の相談に応じたり、福祉サービスの利用についての情報を提供するなどの支援活動を行う。
関係機関団体相互の意見交換会等の実施	地域住民、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、ＮＰＯ及びボランティア団体などの地域福祉推進団体が意見交換会などを実施し、連携強化を図る。
ボランティア活動の促進、啓発	ボランティア活動を通じて地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、地域福祉の向上に寄与するためのセンターとして、活動を行っている人（参加したい人）と協力を求めている人との橋渡しを行い、活動の輪を広げ、市民のボランティア活動の振興を図る。

○住民参加の促進

老人クラブ補助金交付事業（再）	ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問や老人ホームへの慰問などの奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動を地域において行う老人クラブに対し、その結成や活動及び市老人クラブ連合会に対し補助を行う。
地域のリーダー及び担い手の育成	地域福祉ネットワークを推進することで、地域人材の発掘や育成を支援する。また、コミュニティ活動の活性化を図るため、組織をまとめるリーダーや事務処理に精通した人材を育成するためのコミュニティ活動推進講座を実施する。
生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

○地域福祉推進団体の育成、支援

心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）	ひとり暮らし高齢者等への声掛けや在宅福祉サービスの掘り起こしなどを行う「ともしびグループ」の活動支援を行う。
地域福祉推進事業	鹿児島市地域福祉計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、市民と行政が協働し、地域でお互いに支えあう仕組みを整え、安心して健康に暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

社会福祉協議会補助金	鹿児島市社会福祉協議会の効率的運営と組織活動を促進し、地域福祉の推進を図るため、市社協の行う事業等に対し助成を行う。
民生委員児童委員活動促進事業	民生委員・児童委員の活動や地区民生委員児童委員協議会の運営に係る経費等に対し、助成する。
地域福祉館管理運営事業	市民の交流の場としての施設の提供を行うとともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援、福祉に関する相談等を行うなど地域の福祉活動を推進する拠点である地域福祉館の効率的な管理運営を図る。
地域保健活動事業（保健所ボランティアの育成）	地域保健に関する活動をさらに推進するために、食生活改善推進員・運動普及推進員・健康づくり推進員・精神保健福祉ボランティア・母子保健推進員の合同研修会を開催する。
コミュニティビジョン推進事業	コミュニティビジョンの推進のため、地域コミュニティ協議会の地域コミュニティプランの策定、同プランに基づく活動等を支援し、本市の地域コミュニティの活性化を図る。
ボランティア推進校支援事業補助金	市社会福祉協議会が実施する、小・中・高校の児童・生徒に対する福祉ボランティア活動への教育を深めていくとともに、ボランティア体験を通して「福祉の心」を持つ、地域福祉活動の担い手を育成する。

○福祉への理解の促進

保育所地域活動事業（世代間交流等事業）	老人福祉施設等に入所している高齢者を保育所に招待し、またはこれらの施設を保育園の入所児童が訪問して、劇の上演、季節的行事、手作り玩具作成、伝承遊び等を通じ世代間のふれあいや交流を図る。
福祉読本作成事業	21世紀の社会を支える世代となる小学生に福祉読本を配付し、高齢者及び障害者についての正しい理解を深め、福祉の心を育む。
学校における福祉、ボランティア活動	福祉・ボランティアに関する学習の重要性に鑑み、総合的な学習の時間等に介護体験や交流活動等の取組を進めるよう指導及び支援を行う。
地域ふれあい交流助成事業（再）	老人クラブや町内会、あいご会等が、地域において高齢者と小中学生等とのふれあい交流を図る事業を実施する場合、事業に要する経費の一部を助成する。
すこやか長寿まつり開催事業（再）	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できる文化、スポーツのイベントを開催する。
わくわく福祉交流フェア事業	市民に福祉ボランティアや福祉交流をアピールすることを目的としたイベントを、市社会福祉協議会と開催する。

○関係団体との連携による保健・福祉サービスの実施

お達者クラブ運営支援事業（再）	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
すこやか長寿健康支援事業（再）	高齢者への個別支援や通いの場等において医療関係団体と連携を図りながら健康教育・健康相談を行う。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）	介護予防の地域展開を目指すため、「介護予防のうねりをおこす会」とともに地域組織活動の育成及び支援をする。
愛のふれあい会食事業（再）	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行うとき、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
民生委員児童委員見守り活動支援事業	支援が必要な地域住民の早期発見につながるよう、活動支援、市民への周知・広報、地域の見守り活動協力事業者の呼びかけを行い、民生委員・児童委員の地域での見守り活動を支援する。

3　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

（1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

○地域課題の分析と対象者の把握や医療関係団体等との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握及び支援対象者の抽出を行とともに、事業全体の企画・調整などを行う。

○高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

すこやか長寿健康支援事業	低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防や、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行う。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康相談）（再）	65歳以上の高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための個別の相談を実施する。
個別保健指導事業（再）	健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等必要なサービスへの接続を行う。
訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業（再）	要支援者または事業対象者で、認知症、うつ、閉じこもりにより通所型サービスの利用が困難な者に対して、保健師による個別支援を行う。
短期集中予防サービス（口腔機能向上・栄養改善）事業（再）	要支援者や事業対象者を対象に、口腔機能向上・栄養改善サービスを通所または訪問で提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。
介護予防把握事業（再）	アンケート調査により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握するとともに、介護予防活動への参加を促進する。

○通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

すこやか長寿健康支援事業（再）	医療・介護・健診データで把握した地域の健康課題をもとに、通いの場等で健康教育、健康相談等を実施する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康教育・健康相談)(再）	65歳以上の高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育や、個別の相談を実施する。
よかよか元気クラブ活動支援事業	介護予防の地域展開を目指し、よかよか元気クラブの拡大に向けた普及啓発を行い活動を支援する。
お達者クラブ運営支援事業（再）	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業（再）	よかよか元気クラブやお達者クラブ、老人クラブ等へ、リハビリ専門職を派遣し、介護予防に資する知識の普及や技術への助言を行う。

第５章　介護サービスの充実

1　介護保険対象サービスの提供

（1）在宅サービスの提供

○介護保険対象サービスの提供

訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパー（訪問介護員等）が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。

訪問入浴介護	介護職員と看護職員が入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで居宅を訪問して、入浴介助のサービスを提供する。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助などのサービスを提供する。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、療養上必要な管理や指導などのサービスを提供する。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事等などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院などで心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などにおいて短期入所者に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などにおいて短期入所者に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話などのサービスを提供する。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要支援、要介護者に対し、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
福祉用具貸与	居宅において自立した日常生活を営めるように車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売	居宅において自立した日常生活を営めるようにポータブルトイレや入浴補助用具など排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
住宅改修費支給	居宅において自立した日常生活を営めるように手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修費の一部を支給する。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける要介護・要支援者の心身の状況、希望などを踏まえ、介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整を行うなどのサービスを提供する。

○サービス利用の促進

住宅改修支援事業（再）	住宅改修を行う際の「住宅改修費に係る理由書」の作成業務について、作成した事業所に対して手数料を支払う。
訪問介護等利用者負担助成事業	①障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。 ②65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。
低所得者利用者負担助成事業	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

（２）施設サービスの提供

○介護保険対象サービスの提供

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
介護老人保健施設（老人保健施設）	入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。
介護医療院	入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。
介護療養型医療施設（介護療養病床）	入院患者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話及び機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。

○サービス利用の促進

低所得者利用者負担助成事業（再）	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

（３）地域密着型サービスの提供

○介護保険対象サービスの提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応などのサービスを提供する。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、緊急時の対応などのサービスを提供する。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者等について、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が少人数で共同生活し、そこで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者に対し、介護サービス計画（ケアプラン）に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に行うサービスを提供する。
地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。

○サービス利用の促進

訪問介護等利用者負担助成事業（再）	①障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。 ②65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。
低所得者利用者負担助成事業（再）	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

2　介護サービスの質的向上

（1）介護基盤の整備の促進

○介護人材の育成

ケアプラン適正化指導検討会等の開催	ケアマネジャーは、要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行うこととされており、その質の向上が非常に重要なものとなっていることから、ケアプラン作成技術向上のためのケアプラン適正化指導検討会を開催し、ケアマネジャーの資質の向上に努める。
介護人材の育成に資する県や他団体の情報提供	介護人材の育成に資する県や他団体の事業の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。
ボランティアセンターによる人材育成の支援	市社会福祉協議会が行っているボランティアセンター運営事業に助成を行い、各種ボランティア講座等を通じて、人材の育成等を図る。
介護予防・生活支援サービス従事者研修	介護予防・日常生活支援総合事業の「生活支援型訪問介護」や「ミニデイ型通所介護」の従事者等を養成する研修を開催する。
地域ケア会議等の開催（再）	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。

○介護人材の確保

介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供	介護人材の確保に資する県や他団体の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。
介護人材の確保支援と処遇改善の推進	就労促進や早期離職の解消を図るため、ケアマネジャーのスキル向上や経営に関する研修を実施するとともに、処遇改善加算について、事業者への周知及び情報提供などを行う。
若者就職応援フェア「みらいワーク“かごしま”」開催事業	若者の市外流出抑制に向け、地元企業に対する理解促進等を図るため、地元の企業等が一堂に会し、中学生をはじめとする若い世代への企業等の魅力発信や情報提供を労働局・県と連携して行う。

○業務の効率化の促進

介護ロボットやＩＣＴの活用事例の周知	県と連携し、介護ロボットやＩＣＴの活用事例を周知し、業務の効率化を促進する。

介護サービス事業所等による申請手続の簡素化	業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を行う。

○施設サービス・地域密着型サービス基盤の整備

介護老人福祉施設等整備費補助事業	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

○老朽化した介護老人福祉施設等の建て替え・修繕の促進

介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

○介護療養型医療施設の介護医療院への転換の促進

介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

○介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

○指導・監査の実施

サービス提供事業者への指導・監査の実施	サービス事業者等の指導及び監査を行い、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図る。

3　サービス提供のための体制づくり

（1）介護給付の適正化の推進

○介護給付の適正化

要介護認定の適正化	認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を定期的に実施するとともに、全ての調査内容を点検すること等により、適正な要介護認定を行う。
介護給付調査指導員の配置	介護給付調査指導員を配置し、市が依頼した有資格者（旧ケアマネジメントリーダー）と連携を図りながら、ケアプラン適正化指導検討会などを通じ、サービスの適正化を図る。
介護保険住宅改修調査員の配置	介護保険住宅改修調査員を配置し、専門職による調査、査定・確認等を行うことにより、住宅改修費の適正化の強化を図る。
ケアプランの点検	ケアプラン適正化指導検討会を実施し、適切なケアプランとなっているかを作成した介護支援専門員等とともに検証確認することで、健全な給付の実施のための支援を行う。
介護給付費の通知	介護給付費通知の目的や内容等について居宅介護支援事業所の介護支援専門員による利用者への説明等を行うことにより、介護給付の費用額及びサービス内容を自己チェックしてもらい、架空請求や過剰請求の発見を促すとともに、費用やサービス内容を再認識してもらうことで、更に適正利用の意識づけを図る。
介護サービス事業者等講演会の開催	事業者を対象に介護サービスに係る講演会を開催し、介護保険に係る情報の提供を行うことで事業者における介護サービスの質の向上を図る。
縦覧点検・医療情報との突合	サービス事業者の請求内容の確認等を国民健康保険団体連合会に委託し、サービス事業者の誤請求を防ぐとともに不正請求の発見に取り組む。

（２）広報・相談体制の充実

○広報体制の充実

制度周知用パンフレットの作成	毎年発行している「わたしたちの介護保険」など、制度周知用のパンフレットを作成し、介護保険の仕組みと利用方法の周知・広報を図る。
インターネットを活用した情報の提供	ホームページの充実を図り、インターネットを通じた情報提供に努める。
市民のひろば等による広報	市の広報紙「市民のひろば」をはじめ、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用して、それぞれの特性を生かした広報活動を進める。
サービス事業者ガイドブックの作成	サービスを利用するときの判断材料となるよう、民間業者が無料で配布するガイドブックを活用して情報提供を行う。
介護サービス情報公表システム（厚生労働省運用）の活用	サービスを利用するときの判断材料となるよう、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムの周知・広報を図る。

○相談体制の充実

高齢者福祉相談員による相談体制の推進	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。
介護保険相談員の配置	介護保険を利用しやすい環境を整えるため、介護保険相談員を配置し、介護保険に係る相談業務や関連する保健、医療及び福祉に係る相談業務を行う。
介護サービス相談員の派遣	介護サービス相談員を介護サービス提供の場へ派遣し、利用者等の話を聞くことなどによって、疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的向上を図る。
保健福祉総合相談・案内窓口事業	保健や福祉に関することで相談先の分からない市民や、保健と福祉部門において多岐にわたる問題を抱えた市民のための相談・案内窓口を設置することにより、市民の利便性の向上を図る。
認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）（再）	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
地域包括支援センターにおける相談支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援等を行う。

○苦情等への対応

県・国民健康保険団体連合会など関係機関との連携	介護保険法では、国民健康保険団体連合会が、苦情処理機関として位置づけられていることから、ケースに応じて、国民健康保険団体連合会と連携を図るほか、関係機関に情報提供を行う。

○医療機関等関係機関との連携強化

救急医療市民講座開催事業	救急医療週間にあわせ、市民に対し救急の対処について正しい知識の普及を図るための講演会を開催する。
地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築（再）	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。
認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の医療と介護の連携強化等を図る。
在宅医療と介護の連携推進事業（再）	医療、介護等のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を設置し、医療と介護の連携促進を図る。

主な用語の解説

主な用語の解説

【　あ　行　】

○　お達者クラブ

　地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。

【　か　行　】

○　介護サービス計画（ケアプラン）

　要介護認定を受けた者が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼して作成してもらい、どのサービスをどの程度受けるかをあらかじめ定めた計画。利用者のニーズと生活上の課題解決を目的として作成される。

　なお、要支援認定を受けた者については、地域包括支援センターで介護サービス計画等を作成することになる。

○　介護支援専門員（ケアマネジャー）

　要介護者からの相談に応じ、本人が適切なサービスを利用できるように、市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う、介護保険法に基づく公的資格を持った専門家。

○　介護保険対象サービス

　要支援・要介護認定を受けた者がケアプランに基づいて受けるサービス。在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの３つに区分される。

○　介護保険施設

　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（介護療養病床）、介護医療院の４種類の施設のこと。

○　介護予防・日常生活支援総合事業

　要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う事業。

○　居宅介護支援事業所

　要介護者が適切な介護サービスを受けられるようにケアプラン（居宅サービ

ス計画）を作成する機関で、介護支援専門員（ケアマネジャー）という専門家を配置している。

○ **ケアハウス**
　自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安な方が入所する施設。

○ **軽費老人ホーム（B型）**
　家庭環境や住宅事情などにより家庭で生活することが困難な方が入所する施設。

○ **高齢者福祉センター**
　高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。

【　さ　行　】

○ **サービス付き高齢者向け住宅**
　高齢者の居住の安定を確保することを目的として、国土交通省・厚生労働省の共管制度として創設されたもので、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する施設。

○ **事業対象者（介護予防・生活支援サービス）**
　25項目の基本チェックリストにより、生活機能（移動や外出、人づきあいなど、高齢者が自立して生活するのに必要な能力）の低下がみられる者。

○ **集団健康教育**
　保健センターや地域の公民館等で、市民が生活習慣病予防や介護予防等について主体的に取り組めるよう実施する健康講座。

○ **重点健康相談**
　本市の重点課題である歯周疾患と肥満、心臓病等の病態別の２項目について実施する健康相談。

○ **シルバーハウジング**
　高齢者や障害者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者等の生活特性に配慮した設備・仕様（段差解消・手すり設置・緊急通報システムなど）が施され、生活指導、相談、安否の確認、関係機

関との連絡を行う生活援助員が配置されている住宅。

○ **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**
　高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

○ **成年後見制度**
　認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、成年後見人等が行うことで、本人を法律的に保護し、支えるための制度。

○ **世界アルツハイマー月間**
　認知症（アルツハイマー病等）の啓蒙を目的に，９月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取組が行われている。

○ **総合健康相談**
　保健センターや地域の公民館等で実施する心身の健康や生活習慣病の予防等に関する健康相談。

【　た　行　】

○ **地域支援事業**
　要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

○ **地域包括ケアシステム**
　高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保していくという考え方。

○ **地域包括支援センター（長寿あんしん相談センター）**
　高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための相談、調整などを行う施設。

★地域包括支援センターの体系図

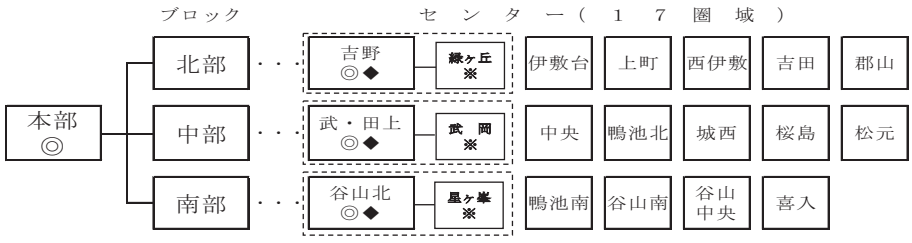

○　地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービス。

○　特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診。40歳から74歳の被保険者が対象で、それぞれが加入する医療保険者の義務付けとなっている。

【　な　行　】

○　認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護・福祉サービスなどを受けることができるかを示したもの。

○　認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症が疑われる人や、認知症の人とその家族を訪問し、観察・評価をした上で、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする。

○　認知症地域支援推進員

地域の支援関係機関の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくりなど、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する者。

○ **認知症カフェ**
　認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場。

【　は　行　】

○ **ハイリスクアプローチ**
　ここでいうハイリスクアプローチは、医療専門職が健康課題のある高齢者に対して個別の保健指導等を行うこと。

○ **バリアフリー**
　バリア（障壁）をなくすことを意味する。もともとの建築用語では、建物内の段差をなくしたり、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障害者や高齢者などが生活するのに支障のないデザインを導入すること。

○ **フレイル**
　加齢に伴い高齢者の筋力や活動が衰え、健康な状態から要介護へ移行する中間の段階。移動能力、筋力、バランス、運動処理能力、認知機能、栄養状態、口腔機能、持久力、日常生活の活動性、疲労感など広い要素を含んだ虚弱な状態のこと。

○ **ヘルスプロモーション**
　WHO（世界保健機関）が提唱している２１世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」のことをいう。

○ **ポピュレーションアプローチ**
　ここでいうポピュレーションアプローチは、医療専門職が通いの場等においてフレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談等を実施すること。

○ **ボランティアセンター**
　ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

【　や　行　】

○　**要介護認定（要支援・要介護認定）**

　介護サービスを受けようとする者からの申請により、その者が介護を必要としているかどうか、また、どの程度必要であるかを判定すること。全国一律の客観的な方法や基準に従って行われる。

○　**要支援・要介護認定者**

　要介護認定の結果、介護が必要であると判定され、要支援１・２及び要介護１～５と認定された者。

○　**養護老人ホーム**

　家庭環境や経済上の理由により家庭で生活することが困難な方が入所する施設。

○　**よかよか元気クラブ**

　住民が主体となって概ね週１回活動する集まりで、住み慣れた身近な地域で「鹿児島よかよか体操」を中心とした健康づくりを行うもの。

【　ら　行　】

○　**リハビリテーションマネジメント加算**

　指定訪問・通所リハビリテーションにおいて、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に介護報酬として算定できるもので、（Ⅰ）から（Ⅳ）までの区分がある。

　加算（Ⅱ）以上は、リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士等が利用者等に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告することなどが算定要件となっている。

【※加算区分については、令和３年２月策定時点】

地域リハビリテーション活動

お達者クラブ

資　料　編

関係法令

1　老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八　市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

３　市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

４　市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たつては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法 に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

５　厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。

６　市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

７　市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

８　市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

９　市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

10　市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条　市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二　各年度における地域支援事業の量の見込み

三　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四　前号に掲げる事項の目標に関する事項

3　市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二　各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三　介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四　指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五　指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

六　認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4　市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7　市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8　市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

9　市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

10　市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

11　市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12　市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

13　市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会設置要綱

（設置）

第１条　鹿児島市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び鹿児島市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定及び進行管理に当たり、学識経験者等の意見を反映させるため、鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に報告する。

⑴　高齢者保健福祉計画の策定及び進行管理に関すること。

⑵　介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員26人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる区分ごとに市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験者　　３人以内

⑵　保健医療関係団体代表　５人以内

⑶　福祉関係団体代表　　２人以内

⑷　各種団体代表　　10人以内

⑸　本市市民の代表　　６人以内

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　前項の規定にかかわらず、新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において処理する。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において行う。た

だし、介護保険事業計画に係る庶務は、介護保険課において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成10年10月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成27年６月１日から施行する。

策定・管理委員会　田中会長から下鶴市長への報告

鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会委員名簿

区　　分	氏　　名	職　　名　　等	備　考
学識経験者	田　中　安　平	鹿児島国際大学福祉社会学部特任教授	会　長
	飯　干　紀代子	志學館大学人間関係学部教授	副会長
	八　田　冷　子	鹿児島純心女子大学看護栄養学部教授	
保健医療関係団体代表	年　永　隆　一	鹿児島市医師会理事	
	榎　木　隆　一	鹿児島市歯科医師会副会長	
	岩　田　基　広	鹿児島市薬剤師会常務理事	
	今　村　　恵	鹿児島県看護協会専務理事	
	伊　藤　哲　彦	鹿児島市老人保健施設連絡協議会会長	
福祉関係団体代表	鬼　丸　憲　夫	鹿児島市社会福祉協議会副会長	
	新　田　美　和	鹿児島市老人福祉施設協議会会長	
各種団体代表	小　湊　麻衣子	介護労働安定センター　業務主任	
	新　地　一　浩	ＮＰＯ法人介護支援専門員協会鹿児島会長	
	北　方　睦　雄	鹿児島市老人クラブ連合会会長	
	中　島　和　美	鹿児島市民生委員児童委員協議会副会長	
	財　部　　工	鹿児島市身体障害者福祉協会理事長	
	徳　田　繁　代	鹿児島市女性団体連合会会長	
	道　免　芳　隆	連合鹿児島地域協議会役員	
	保　　直　延	鹿児島青年会議所理事長	
	三反田　千代子	鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会会長	
	辰　野　真美子	鹿児島市運動普及推進員協議会副会長	
市民の代表	廻　　健太郎	市民の代表	
	長　野　加代子	市民の代表	
	原　田　耕　一	市民の代表	
	田　中　チツ子	市民の代表	

（注）１　委員の任期　令和２年７月３日～令和５年３月31日
　　２　職名・氏名は令和３年２月１日現在

鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　鹿児島市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び鹿児島市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定に係る事項を調査検討し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を推進するため、鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　高齢者保健福祉計画の策定に係る事項の調査検討及び高齢者保健福祉計画の推進に関すること。

⑵　介護保険事業計画の策定に係る事項の調査検討及び介護保険事業計画の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、会長、副会長、常任委員及び臨時委員で組織する。

２　常任委員はすべての委員会の会議に出席するものとし、臨時委員は会長が必要と認めるときに委員会の会議に出席するものとする。

３　会長は、健康福祉局すこやか長寿部長をもって充てる。

４　副会長は、健康福祉局保健所長をもって充てる。

５　常任委員及び臨時委員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長等の職務）

第４条　会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議の議長を務める。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会の設置）

第６条　委員会の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討するため、委員会に幹事会を設置する。

２　幹事会は、調査検討の結果をその都度会長に報告するものとする。

３　幹事会は、幹事長、常任幹事及び臨時幹事で組織する。

４　常任幹事はすべての幹事会の会議に出席するものとし、臨時幹事は幹事長が必要と認めるときに幹事会の会議に出席するものとする。

５　幹事長は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課長をもって充てる。

６　常任幹事及び臨時幹事は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

７　幹事長の職務等については、前２条の規定を準用する。
８　幹事会に、必要に応じ、幹事会における調査検討に係る資料等の作成のため、関係課の係長等による準備チームを置くことができる。
（庶務）
第７条　委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において行う。ただし、介護保険事業計画に係る委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部介護保険課において行う。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付　則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２０年６月２日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２３年４月２２日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

常　任　委　員	臨　時　委　員
企画財政局企画部長	総務局市長室長
企画財政局財政部長	危機管理局次長
健康福祉局福祉部長	市民局市民文化部長
健康福祉局谷山福祉部長	こども未来局次長
建設局建築部長	産業局産業振興部長
	産業局農林水産部長
	建設局道路部長
	交通局次長
	船舶局次長
	教育委員会事務局管理部長
	教育委員会事務局教育部長

別表第２（第６条関係）

常　任　幹　事	臨　時　幹　事
企画財政局企画部政策企画課長	総務局市長室広報課長
企画財政局財政部財政課長	企画財政局企画部交通政策課長
健康福祉局すこやか長寿部健康総務課長	危機管理局危機管理課長
健康福祉局すこやか長寿部長寿あんしん課長	危機管理局安心安全課長
健康福祉局すこやか長寿部介護保険課長	市民局市民文化部地域振興課長
健康福祉局すこやか長寿部指導監査課長	市民局市民文化部消費生活センター所長
健康福祉局福祉部地域福祉課長	こども未来局保育幼稚園課長
健康福祉局福祉部障害福祉課長	健康福祉局保健所保健政策課長
健康福祉局谷山福祉部福祉課長	産業局産業振興部雇用推進課長
健康福祉局保健所保健予防課長	産業局農林水産部都市農業センター所長
建設局建築部住宅課長	建設局道路部道路建設課長
	建設局道路部道路管理課長
	交通局総務課長
	船舶局総務課長
	教育委員会事務局教育部学校教育課長
	教育委員会事務局教育部保健体育課長
	教育委員会事務局教育部生涯学習課長

高齢者等実態調査の概要

1　調査の目的

本調査は、65歳以上の高齢者及び40歳以上65歳未満の者の日常生活の実態や、保健・福祉サービス並びに介護保険サービスに対するニーズを把握し、本市の実情に応じた高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する上で、必要となる基礎資料を得ることを目的として実施した。

2　調査地域

鹿児島市全域

3　調査対象者

（1）一般高齢者調査

鹿児島市に住所を置く「65歳以上の高齢者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受けていない者の中から無作為に抽出した者

（2）在宅要介護（要支援）者調査

鹿児島市に住所を置く「65歳以上の高齢者」及び「40歳以上65歳未満の者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受け、在宅サービスを利用している者の中から無作為に抽出した者

（3）介護保険サービス未利用者調査

鹿児島市に住所を置く「65歳以上の高齢者」及び「40歳以上65歳未満の者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受け、介護保険サービスを利用していない者の中から無作為に抽出した者

（4）若年者調査

鹿児島市に住所を置く「40歳以上65歳未満の者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受けていない者の中から無作為に抽出した者

4　調査期間

令和２年２月

5　調査方法

郵送調査

6　調査数及び有効回答率等

（単位：人、％）

調　査　区　分	調　査　数 A	有効回答数 B	有効回答率 C＝B／A
一般高齢者調査	2,000	1,363	68.2
在宅要介護（要支援）者調査	1,100	568	51.6
65歳以上（高齢者）	1,000	514	51.4
40歳以上65歳未満（若年者）	100	54	54.0
介護保険サービス未利用者調査	1,100	603	54.8
65歳以上（高齢者）	1,000	556	55.6
40歳以上65歳未満（若年者）	100	47	47.0
若年者調査	1,800	756	42.0
計	6,000	3,290	54.8

第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定経過

年月日	会議名等	審議内容等
令和２年 ２月２日	高齢者等実態調査	①高齢者の実態や意識・意向を調査するためのアンケート調査（２月２日～２月20日）
令和２年 ６月19日	令和２年度第１回 策定検討・推進委員会 （書面開催）（庁内委員）	①計画策定の趣旨等について ②計画策定の体制について ③計画策定のスケジュールについて ④本市高齢者を取り巻く現状について
令和２年 ７月10日	令和２年度第１回 策定・管理委員会 （書面開催）（庁外委員）	
令和２年 ７月30日	令和２年度第２回 策定検討・推進委員会	①第７期計画における施策の分析・評価・課題と今後の基本的な考え方について ②第７期計画における介護保険の実施状況等について ③日常生活圏域について ④基本的な目標と重点課題（案）について ⑤施策の展開（案）について ⑥介護保険サービスの見込量の基本的な考え方について
令和２年 ８月７日	令和２年度第２回 策定・管理委員会	
令和２年 ８月25日	令和２年度第３回 策定検討・推進委員会	①第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（素案）について ②今後の策定スケジュールについて
令和２年 ９月１日	令和２年度第３回 策定・管理委員会	
令和２年 10月１日	パブリックコメント手続	① 第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（素案）について （10月１日～10月30日）
令和２年 11月19日	令和２年度第４回 策定検討・推進委員会	①第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について ②介護保険給付費等の見込みについて
令和２年 11月26日	令和２年度第４回 策定・管理委員会	
令和３年 １月26日	令和２年度第５回 策定検討・推進委員会	①第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（案）について ②進行管理について
令和３年 ２月２日	令和２年度第５回 策定・管理委員会	
令和３年 ２月17日	第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定	

介護保険サービス等の見込量及び給付費、保険料の推計

1　サービス見込量及び給付費の算出方法

（1）居宅サービス及び介護予防サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）

令和２年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、見込んだ将来のサービスごとの「利用者数」及び「１人１月当たり利用日数・回数」を乗じて「サービス見込量」を算出し、これに「１人１月当たりの給付費実績」と「報酬改定率」を乗じることで給付費を算出した。

（居宅サービス給付費等の推計手順）

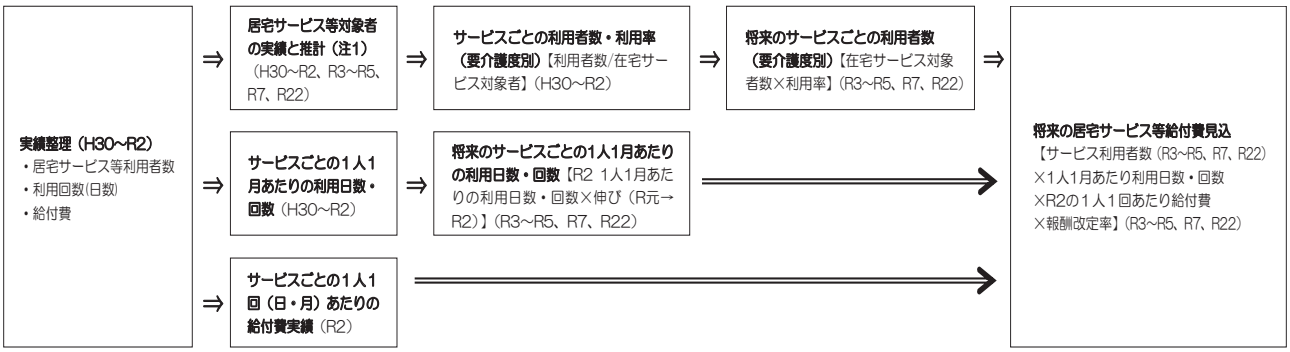

（注）１　居宅サービス等対象者数は、各年度における要介護（支援）認定者数から「（２）施設・居住系サービス」において算出された各年度の施設・居住系サービス利用者数を差し引き、平成30年度から令和２年度までの実績から見込んだ伸び率を考慮し算出

２　上記は基本的な推計手順であり、施策の反映等、必要に応じて修正・調整を行っている。

（2）施設・居住系サービス

施設・居住系サービスについては、これまでの施設整備や入所待機者の状況などを考慮して見込んだ将来のサービスごとの「利用者数」に「１人１月当たりの給付費実績」と「報酬改定率」を乗じることで給付費を算出した。

施設サービス	・・・	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居住系サービス	・・・	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

（施設サービス給付費等の推計手順）

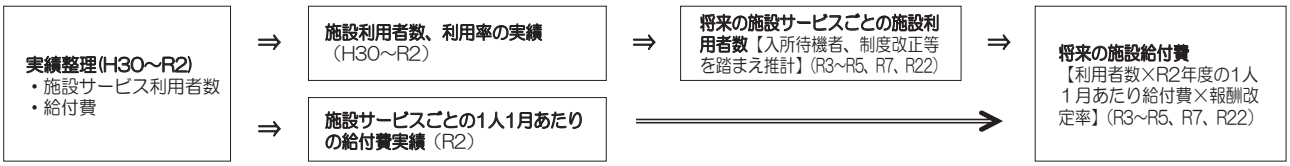

（居住系サービス給付費等の推計手順）

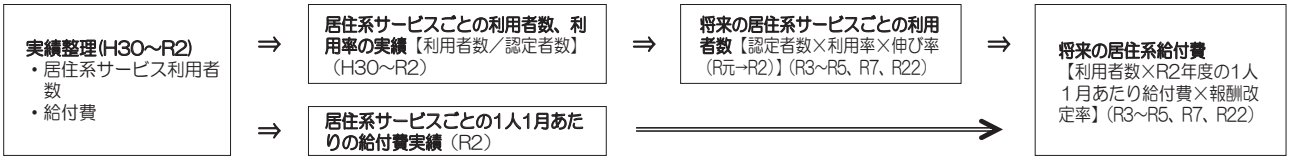

（注）上記は基本的な推計手順であり、施策の反映等、必要に応じて修正・調整を行っている。

（３）地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）

令和２年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し見込んだ将来のサービスごとの「利用者数」及び「１人１月当たり利用日数・回数」を乗じて「サービス見込量」を算出し、これに「１人１月当たりの給付費実績」と「報酬改定率」を乗じることで給付費を算出した。

（注）推計手順は「（１）居宅サービス及び介護予防サービス」と同じ

2　各所得段階の加入者数の推計について

令和２年12月の介護保険料賦課時点における各所得段階の加入割合を令和３年度から５年度、７年度及び22年度の被保険者見込数に乗じることで算出した。

3　保険料の推計手順

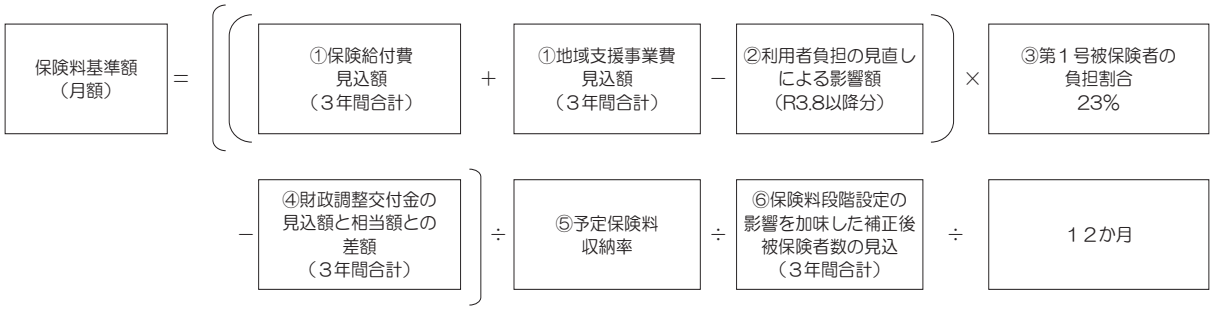

① 計画期間内の３年間における保険給付費及び地域支援事業費の見込額
② 令和３年８月から実施の一定以上所得者の利用者負担の見直しによる影響額
③ 第１号被保険者の負担割合
④ 国の交付金である財政調整交付金の見込額と相当額（国の負担分25%のうちの５%部分）との差額
⑤ 介護保険料予定保険料収納率
⑥ 人口推計から見込んだ３年間における第１号被保険者数に保険料段階設定の影響を加味して算出した補正後被保険者数

4 各サービスの見込量及び給付費の見込み

（1）施設・居住系サービスの利用者の見込み

① 介護老人福祉施設

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費	201,048円	213,884円	238,435円	257,675円	277,506円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	168	180	192	180	168
要介護２	348	372	372	348	348
要介護３	4,716	4,980	5,124	5,040	6,396
要介護４	11,664	12,336	12,672	13,200	16,836
要介護５	12,420	13,128	13,500	14,436	18,240
合　計	29,316	30,996	31,860	33,204	41,988

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	33,983,505	36,431,104	38,859,844	36,431,104	34,002,364
要介護２	74,888,766	80,097,932	80,097,932	74,930,324	74,930,324
要介護３	1,131,365,515	1,195,361,922	1,229,926,604	1,209,763,873	1,535,247,963
要介護４	3,023,980,109	3,199,975,948	3,287,134,826	3,424,098,777	4,367,282,349
要介護５	3,467,792,539	3,667,507,530	3,771,431,418	4,032,917,329	5,095,622,893
合　計	7,732,010,435	8,179,374,436	8,407,450,625	8,778,141,407	11,107,085,893

（注）端数処理の関係で計数が積み上げに一致しない場合がある。（以下同じ）

② 介護老人保健施設

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費	238,773円	262,570円	283,385円	295,146円	296,734円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	2,340	2,340	2,340	2,652	3,312
要介護２	2,748	2,748	2,748	2,652	3,348
要介護３	3,840	3,840	3,840	4,320	5,472
要介護４	4,224	4,224	4,224	4,320	5,496
要介護５	2,964	2,964	2,964	2,868	3,624
合　計	16,116	16,116	16,116	16,812	21,252

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	562,160,346	562,472,303	562,472,303	637,468,610	796,114,644
要介護２	725,973,833	726,376,694	726,376,694	701,001,089	884,974,225
要介護３	1,094,881,752	1,095,489,329	1,095,489,329	1,232,425,495	1,561,072,294
要介護４	1,254,353,500	1,255,049,572	1,255,049,572	1,283,573,426	1,632,990,636
要介護５	884,921,292	885,412,357	885,412,357	856,735,034	1,082,568,955
合　計	4,522,290,722	4,524,800,255	4,524,800,255	4,711,203,654	5,957,720,755

③ 介護医療院

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費	264,900円	298,118円	349,762円	378,910円	395,710円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	0	0	0	0	0
要介護２	0	0	0	0	0
要介護３	888	1,056	1,224	1,152	1,452
要介護４	768	900	1,056	1,044	1,320
要介護５	852	1,032	1,188	1,404	1,776
合　計	2,508	2,988	3,468	3,600	4,548

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	0	0	0	0	0
要介護２	0	0	0	0	0
要介護３	312,496,188	371,823,308	430,977,016	405,625,427	511,257,049
要介護４	292,790,123	343,303,827	402,809,824	398,232,440	503,512,280
要介護５	339,215,552	411,108,817	473,253,173	559,299,205	707,489,592
合　計	944,501,862	1,126,235,953	1,307,040,014	1,363,157,072	1,722,258,921

④ 介護療養型医療施設

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費	0円	98,127円	280,947円	320,033円	366,719円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	0	0	0		
要介護２	0	0	0		
要介護３	36	24	0		
要介護４	168	84	48		
要介護５	756	372	192		
合　計	960	480	240		

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	0	0	0		
要介護２	0	0	0		
要介護３	10,176,209	6,787,904	0		
要介護４	54,095,754	27,062,887	15,464,507		
要介護５	278,942,277	137,333,478	70,881,795		
合　計	343,214,240	171,184,269	86,346,302		

⑤　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援1	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費	56,270円	91,963円	155,487円	174,362円	194,197円	212,661円	231,682円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	228	240	240	252	300
要支援２	780	792	816	828	996
小　計	1,008	1,032	1,056	1,080	1,296
要介護１	1,428	1,524	1,584	1,608	1,980
要介護２	996	1,056	1,104	1,116	1,392
要介護３	804	804	828	840	1,056
要介護４	1,080	1,140	1,200	1,224	1,536
要介護５	864	900	960	960	1,200
小　計	5,172	5,424	5,676	5,748	7,164
合　計	6,180	6,456	6,732	6,828	8,460

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	12,908,355	13,595,282	13,595,282	14,275,046	16,994,103
要支援２	72,171,689	73,322,688	75,544,588	76,655,538	92,208,835
小　計	85,080,044	86,917,971	89,139,870	90,930,584	109,202,938
要介護１	223,399,104	238,549,835	247,941,560	251,698,251	309,926,951
要介護２	174,731,142	185,359,918	193,785,369	195,891,732	244,338,074
要介護３	157,093,313	157,180,488	161,872,443	164,218,421	206,446,015
要介護４	231,084,460	244,057,845	256,902,994	262,041,054	328,835,833
要介護５	201,402,645	209,910,842	223,904,899	223,904,899	279,881,123
小　計	987,710,665	1,035,058,928	1,084,407,266	1,097,754,356	1,369,427,995
合　計	1,072,790,708	1,121,976,899	1,173,547,136	1,188,684,940	1,478,630,933

⑥　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援1	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費		230,668円	232,710円	244,838円	253,688円	260,107円	260,944円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１					
要支援２	300	312	336	348	432
小　計	300	312	336	348	432
要介護１	5,400	5,760	5,988	6,228	7,776
要介護２	4,812	4,692	4,800	5,016	6,324
要介護３	5,244	5,304	5,316	5,544	7,068
要介護４	4,728	4,728	4,680	4,908	6,264
要介護５	3,948	4,068	4,176	4,332	5,484
小　計	24,132	24,552	24,960	26,028	32,916
合　計	24,432	24,864	25,296	26,376	33,348

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１					0
要支援２	69,625,406	72,450,604	78,023,728	80,810,290	100,316,221
小　計	69,625,406	72,450,604	78,023,728	80,810,290	100,316,221
要介護１	1,264,351,827	1,349,390,344	1,402,803,712	1,459,028,310	1,821,676,965
要介護２	1,185,396,325	1,156,476,721	1,183,096,390	1,236,335,728	1,558,729,494
要介護３	1,338,510,376	1,354,576,412	1,357,641,064	1,415,869,462	1,805,080,331
要介護４	1,237,338,831	1,238,025,462	1,225,456,675	1,285,158,411	1,640,226,627
要介護５	1,036,534,099	1,068,632,377	1,097,003,148	1,137,983,151	1,440,604,709
小　計	6,062,131,458	6,167,101,316	6,266,000,990	6,534,375,061	8,266,318,126
合　計	6,131,756,864	6,239,551,921	6,344,024,718	6,615,185,351	8,366,634,348

⑦　地域密着型特定施設入居者生活介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費	161,737円	178,146円	201,493円	218,224円	221,662円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	240	240	228	240	300
要介護２	240	252	252	264	324
要介護３	288	288	276	288	372
要介護４	132	132	144	144	180
要介護５	108	96	108	108	144
合　計	1,008	1,008	1,008	1,044	1,320

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	39,055,280	39,076,953	37,123,105	39,076,953	48,846,191
要介護２	43,017,627	45,193,574	45,193,574	47,345,649	58,106,023
要介護３	58,386,385	58,418,785	55,984,669	58,418,785	75,457,597
要介護４	28,982,482	28,998,565	31,634,799	31,634,799	39,543,498
要介護５	24,086,524	21,422,125	24,099,891	24,099,891	32,133,187
合　計	193,528,299	193,110,002	194,036,037	200,576,076	254,086,498

⑧　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1人1月あたり給付費	244,737円	263,193円	247,604円	287,303円	307,813円

サービス見込量　（単位：人/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	24	24	24	24	24
要介護２	24	24	24	24	24
要介護３	300	300	300	336	432
要介護４	876	876	876	828	1,056
要介護５	624	624	624	696	888
合　計	1,848	1,848	1,848	1,908	2,424

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	5,909,762	5,913,042	5,913,042	5,913,042	5,913,042
要介護２	6,355,427	6,358,953	6,358,953	6,358,953	6,358,953
要介護３	74,737,410	74,778,884	74,778,884	83,752,350	107,681,593
要介護４	253,223,147	253,363,667	253,363,667	239,480,726	305,424,694
要介護５	193,254,975	193,362,217	193,362,217	215,673,242	275,169,308
合　計	533,480,721	533,776,763	533,776,763	551,178,313	700,547,591

【参考】　必要入所定員総数（サービス利用に必要な施設の定員数）

（単位：人）

区　分	令和2年度	令和5年度	増減
介護老人福祉施設	2,781	2,981	200
介護老人保健施設	1,438	1,438	0
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	84	0	△ 84
特定施設入居者生活介護	548	618	70
認知症対応型共同生活介護	2,074	2,173	99
地域密着型特定施設入居者生活介護	83	83	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	156	156	0

（２）居宅サービス等利用者の見込み

（単位：人／月）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
①要支援・要介護認定者の見込み	35,046	36,048	36,979	38,509	48,463
②施設・居住系サービス利用者の見込み	6,864	7,063	7,214	7,481	9,445
③居宅サービス等利用対象者の見込み（①－②）	28,182	28,985	29,765	31,028	39,018

（注）1 各年とも9月末現在

2 要支援･要介護認定者数には第2号被保険者数を含む。

（3）各サービスの見込量及び給付費の見込み

① 訪問介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	1,675人	912人	625人	520人	428人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	24.2%	25.2%	23.9%	23.9%	25.2%
1人1月あたり利用回数	9.4回	12.9回	21.7回	28.7回	43.4回
1人1月(回)あたり給付費	2,791円	2,747円	2,778円	2,751円	2,921円

（注）サービス利用率：利用者数／居宅サービス等利用対象者数（以下同じ）

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	199,987回	214,078回	227,492回	236,340回	297,910回
要介護２	150,912回	161,834回	172,206回	180,792回	230,688回
要介護３	167,962回	173,634回	178,409回	187,099回	240,775回
要介護４	185,933回	191,434回	198,708回	210,540回	273,180回
要介護５	252,787回	278,124回	288,490回	299,938回	386,370回
合　計	957,581回	1,019,104回	1,065,305回	1,114,709回	1,428,923回

（注）1 実績値を参考にサービス1人1月あたり利用回（日）数の伸びを考慮している。（以下同じ）
2 端数処理の関係で計数が積み上げに一致しない場合がある。（以下同じ）

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	561,592,334	601,493,768	639,185,328	664,044,427	837,036,514
要介護２	417,101,324	447,537,643	476,219,316	499,963,083	637,945,726
要介護３	469,463,010	485,587,032	498,940,298	523,243,980	673,354,958
要介護４	514,642,602	530,162,280	550,308,234	583,076,150	756,553,352
要介護５	742,926,365	817,843,285	848,324,065	881,987,718	1,136,148,301
合　計	2,705,725,636	2,882,624,009	3,012,977,242	3,152,315,358	4,041,038,851

（注）端数処理の関係で計数が積み上げに一致しない場合がある。（以下同じ）

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	0人	3人	3人	6人	14人	29人	102人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.5%	1.3%	6.0%
1人1月あたり利用回数	0.0回	5.0回	5.0回	3.9回	5.2回	6.0回	6.2回
1人1回あたり給付費	8,211円	8,595円	12,194円	12,193円	12,075円	11,942円	11,983円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	0回	0回	0回	0回	0回
要支援２	330回	330回	330回	330回	462回
小　計	330回	330回	330回	330回	462回
要介護１	48回	48回	49回	49回	49回
要介護２	144回	144回	148回	148回	197回
要介護３	858回	958回	958回	1,026回	1,300回
要介護４	2,138回	2,218回	2,297回	2,455回	3,168回
要介護５	8,165回	8,970回	9,504回	9,900回	12,751回
小　計	11,353回	12,337回	12,955回	13,578回	17,465回
合　計	11,683回	12,667回	13,285回	13,908回	17,927回

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	0	0	0	0	0
要支援２	2,853,770	2,855,354	2,855,354	2,855,354	3,997,495
小　計	2,853,770	2,855,354	2,855,354	2,855,354	3,997,495
要介護１	588,907	589,234	603,964	603,964	603,964
要介護２	1,766,575	1,767,556	1,811,745	1,811,745	2,415,660
要介護３	10,423,980	11,640,492	11,640,492	12,471,956	15,797,811
要介護４	25,693,611	26,660,012	27,612,156	29,516,442	38,085,732
要介護５	98,439,692	108,207,676	114,649,471	119,426,532	153,821,374
小　計	136,912,765	148,864,970	156,317,828	163,830,640	210,724,541
合　計	139,766,535	151,720,324	159,173,182	166,685,993	214,721,036

③　訪問看護・介護予防訪問看護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	92人	174人	685人	430人	364人	358人	386人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	1.6%	3.5%	9.9%	11.9%	13.9%	16.5%	22.7%
1人1月あたり利用回数	4.4回	5.3回	6.0回	6.2回	6.0回	6.7回	9.6回
1人1回あたり給付費	4,656円	5,009円	5,224円	5,536円	5,586円	5,503円	5,271円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	5,386回	5,544回	5,702回	5,914回	7,181回
要支援２	11,584回	11,635回	11,866回	12,326回	15,322回
小　計	16,969回	17,179回	17,568回	18,240回	22,502回
要介護１	52,121回	51,127回	52,423回	54,432回	68,623回
要介護２	37,325回	39,546回	41,969回	44,059回	56,200回
要介護３	28,249回	27,605回	28,447回	29,873回	38,426回
要介護４	31,746回	31,248回	31,248回	33,120回	42,984回
要介護５	47,765回	47,206回	46,956回	48,814回	62,849回
小　計	197,206回	196,732回	201,043回	210,298回	269,082回
合　計	214,175回	213,911回	218,611回	228,538回	291,584回

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	25,229,358	25,985,810	26,728,262	27,718,198	33,657,811
要支援２	58,378,606	58,671,198	59,833,003	62,156,615	77,260,092
小　計	83,607,964	84,657,008	86,561,265	89,874,813	110,917,903
要介護１	273,951,306	268,877,986	275,693,651	286,257,932	360,889,464
要介護２	207,899,146	220,393,465	233,895,950	245,545,940	313,205,496
要介護３	158,769,186	155,233,556	159,970,730	167,987,486	216,088,025
要介護４	175,771,176	173,109,861	173,109,861	183,480,498	238,125,776
要介護５	253,314,538	250,487,816	249,163,360	259,020,372	333,495,574
小　計	1,069,705,353	1,068,102,683	1,091,833,551	1,142,292,227	1,461,804,335
合　計	1,153,313,316	1,152,759,691	1,178,394,817	1,232,167,040	1,572,722,238

④　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	31人	120人	395人	266人	324人	274人	235人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.6%	2.4%	5.7%	7.3%	12.4%	12.6%	13.8%
1人1月あたり利用回数	9.2回	11.8回	13.2回	12.7回	12.7回	12.3回	12.2回
1人1回あたり給付費	2,837円	2,787円	2,797円	2,802円	2,785円	2,753円	2,763円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	3,509回	3,486回	3,586回	3,685回	4,482回
要支援２	17,690回	18,112回	18,374回	19,070回	23,803回
小　計	21,199回	21,598回	21,960回	22,756回	28,285回
要介護１	68,886回	68,947回	68,929回	71,734回	90,331回
要介護２	36,754回	37,171回	37,241回	39,082回	49,843回
要介護３	53,288回	52,164回	53,489回	55,951回	72,094回
要介護４	40,498回	40,273回	40,892回	43,290回	56,210回
要介護５	32,736回	35,508回	36,564回	37,884回	48,840回
小　計	232,162回	234,064回	237,115回	247,940回	317,318回
合　計	253,361回	255,661回	259,075回	270,696回	345,604回

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	10,015,603	9,956,044	10,240,502	10,524,960	12,800,627
要支援２	49,605,948	50,815,225	51,552,556	53,505,304	66,783,993
小　計	59,621,551	60,771,269	61,793,058	64,030,265	79,584,621
要介護１	193,857,482	194,137,382	194,086,699	201,983,160	254,349,164
要介護２	103,616,078	104,851,532	105,047,858	110,240,338	140,596,373
要介護３	149,319,668	146,250,094	149,964,382	156,868,113	202,125,907
要介護４	112,174,627	111,614,963	113,331,042	119,975,858	155,784,038
要介護５	91,005,079	98,765,932	101,703,208	105,374,804	135,849,051
小　計	649,972,934	655,619,903	664,133,189	694,442,274	888,704,532
合　計	709,594,485	716,391,172	725,926,247	758,472,538	968,289,153

⑤　居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	89人	260人	1,237人	1,079人	1,075人	1,160人	1,010人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	1.6%	5.3%	17.9%	29.8%	41.1%	53.4%	59.5%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	9,065円	9,773円	9,578円	9,567円	9,419円	9,931円	10,645円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	1,164人	1,260人	1,296人	1,344人	1,632人
要支援２	3,504人	3,600人	3,684人	3,816人	4,752人
小　計	4,668人	4,860人	4,980人	5,160人	6,384人
要介護１	16,680人	17,112人	17,544人	18,228人	22,968人
要介護２	14,292人	15,240人	15,672人	16,452人	20,988人
要介護３	14,580人	15,132人	15,612人	16,368人	21,084人
要介護４	15,312人	16,344人	16,908人	17,904人	23,244人
要介護５	13,464人	13,896人	14,304人	14,868人	19,152人
小　計	74,328人	77,724人	80,040人	83,820人	107,436人
合　計	78,996人	82,584人	85,020人	88,980人	113,820人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	10,616,465	11,498,427	11,826,953	12,264,989	14,893,200
要支援２	34,454,911	35,418,525	36,244,957	37,543,636	46,752,453
小　計	45,071,376	46,916,951	48,071,910	49,808,625	61,645,653
要介護１	160,742,239	164,996,858	169,162,276	175,757,522	221,461,420
要介護２	137,571,324	146,777,947	150,938,582	158,450,839	202,137,504
要介護３	138,172,449	143,483,248	148,034,659	155,203,132	199,920,750
要介護４	152,997,395	163,399,756	169,038,367	178,995,915	232,382,766
要介護５	144,204,530	148,914,004	153,286,263	159,330,268	205,238,989
小　計	733,687,937	767,571,812	790,460,147	827,737,677	1,061,141,430
合　計	778,759,313	814,488,764	838,532,058	877,546,301	1,122,787,083

⑥　通所介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	1,692人	997人	732人	483人	266人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	24.5%	27.5%	28.0%	22.2%	15.7%
1人1月あたり利用回数	11.3回	13.0回	14.6回	17.7回	17.9回
1人1月(回)あたり給付費	6,072円	6,794円	7,775円	8,438円	9,264円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	229,819回	228,542回	236,966回	246,259回	310,292回
要介護２	161,568回	169,938回	176,730回	185,608回	236,736回
要介護３	147,152回	157,345回	165,672回	173,534回	223,517回
要介護４	112,387回	122,393回	130,806回	138,528回	179,946回
要介護５	64,864回	71,866回	73,993回	76,830回	99,052回
合　計	715,790回	750,084回	784,168回	820,759回	1,049,543回

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	1,404,032,646	1,397,007,106	1,448,500,343	1,505,304,278	1,896,718,892
要介護２	1,104,434,656	1,162,294,316	1,208,748,334	1,269,466,855	1,619,160,559
要介護３	1,151,136,652	1,231,555,435	1,296,730,069	1,358,269,801	1,749,486,669
要介護４	954,147,479	1,039,669,874	1,111,136,093	1,176,730,889	1,528,557,523
要介護５	604,586,896	670,223,530	690,065,674	716,521,866	923,762,036
合　計	5,218,338,328	5,500,750,261	5,755,180,512	6,026,293,689	7,717,685,680

⑦　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	756人	1,145人	1,771人	1,075人	686人	354人	164人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	13.6%	23.2%	25.6%	29.7%	26.3%	16.3%	9.7%
1人1月あたり利用回数	－	－	8.6回	9.0回	9.6回	9.4回	8.6回
1人1月(回)あたり給付費	21,456円	39,913円	6,713円	7,883円	9,226円	10,671円	12,405円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	10,164人	10,416人	10,692人	11,100人	13,476人
要支援２	15,432人	15,840人	16,200人	16,788人	20,880人
小　計	25,596人	26,256人	26,892人	27,888人	34,356回
要介護１	202,478回	210,631回	215,894回	224,357回	282,665回
要介護２	130,082回	133,267回	135,511回	142,297回	181,552回
要介護３	89,494回	97,445回	102,588回	107,532回	138,556回
要介護４	42,278回	44,453回	46,920回	49,680回	64,560回
要介護５	17,690回	17,279回	17,833回	18,480回	23,839回
小　計	482,023回	503,075回	518,747回	542,346回	691,171回

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	219,418,151	224,983,050	230,944,583	239,757,283	291,078,301
要支援２	619,720,298	636,457,807	650,922,757	674,548,842	838,967,109
小　計	839,138,449	861,440,857	881,867,340	914,306,125	1,130,045,410
要介護１	1,367,585,483	1,423,440,826	1,459,009,411	1,516,198,117	1,910,242,245
要介護２	1,031,737,467	1,057,583,991	1,075,391,963	1,129,244,411	1,440,760,110
要介護３	830,738,931	905,049,197	952,818,283	998,737,237	1,286,878,669
要介護４	453,923,637	477,534,013	504,037,898	533,687,186	693,535,522
要介護５	220,797,197	215,779,616	222,703,026	230,780,337	297,706,635
小　計	3,904,782,715	4,079,387,643	4,213,960,581	4,408,647,288	5,629,123,183
合　計	4,743,921,164	4,940,828,500	5,095,827,921	5,322,953,413	6,759,168,593

⑧　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	5人	20人	221人	223人	260人	209人	101人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.1%	0.4%	3.2%	6.2%	10.0%	9.6%	6.0%
1人1月あたり利用日数	4.3日	7.2日	9.4日	10.0日	10.7日	14.0日	15.2日
1人1日あたり給付費	5,473円	6,508円	6,934円	7,623円	8,354円	9,015円	9,693円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	317日	324日	324日	324日	432日
要支援２	1,896日	1,991日	1,991日	2,086日	2,560日
小　計	2,213日	2,315日	2,315日	2,410日	2,992日
要介護１	28,799日	30,406日	32,136日	33,372日	42,024日
要介護２	27,984日	29,172日	28,908日	30,360日	38,676日
要介護３	38,438日	42,541日	44,321日	46,445日	59,897日
要介護４	44,167日	45,461日	46,939日	49,711日	64,680日
要介護５	20,641日	21,643日	22,244日	23,046日	29,860日
小　計	160,030日	169,223日	174,548日	182,934日	235,136日
合　計	162,242日	171,538日	176,863日	185,344日	238,128日

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	1,744,495	1,785,133	1,785,133	1,785,133	2,380,177
要支援２	12,414,951	13,042,932	13,042,932	13,664,024	16,769,485
小　計	14,159,446	14,828,065	14,828,065	15,449,157	19,149,662
要介護１	200,917,314	212,245,008	224,323,992	232,951,838	293,346,759
要介護２	214,632,185	223,868,090	221,842,134	232,984,890	296,802,490
要介護３	323,086,571	357,770,292	372,736,678	390,599,458	503,730,399
要介護４	400,612,719	412,574,967	425,992,039	451,149,049	586,996,904
要介護５	201,303,946	211,193,114	217,059,589	224,881,557	291,368,278
小　計	1,340,552,735	1,417,651,471	1,461,954,433	1,532,566,792	1,972,244,830
合　計	1,354,712,182	1,432,479,536	1,476,782,498	1,548,015,949	1,991,394,491

⑨　短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【介護老人保健施設】

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	0人	6人	30人	38人	48人	35人	45人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.0%	0.1%	0.4%	1.0%	1.8%	1.6%	2.7%
1人1月あたり利用日数	0.0日	5.0日	5.5日	5.7日	5.6日	7.2日	10.1日
1人1日あたり給付費	0円	8,579円	11,060円	11,278円	12,456円	12,480円	13,616円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	0日	0日	0日	0日	0日
要支援２	270日	270日	270日	270日	378日
小　計	270日	270日	270日	270日	378日
要介護１	1,882日	1,984日	2,088日	2,158日	2,714日
要介護２	3,132日	3,257日	3,398日	3,540日	4,531日
要介護３	3,240日	3,360日	3,420日	3,600日	4,680日
要介護４	2,652日	2,496日	2,652日	2,808日	3,588日
要介護５	6,660日	6,793日	7,060日	7,326日	9,457日
小　計	17,566日	17,890日	18,618日	19,432日	24,971日
合　計	17,836日	18,160日	18,888日	19,702日	25,349日

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	0	0	0	0	0
要支援２	2,330,556	2,331,849	2,331,849	2,331,849	3,264,589
小　計	2,330,556	2,331,849	2,331,849	2,331,849	3,264,589
要介護１	20,938,307	22,085,605	23,248,005	24,022,938	30,222,406
要介護２	35,539,636	36,976,283	38,583,947	40,191,612	51,445,263
要介護３	40,605,302	42,132,569	42,884,937	45,142,039	58,684,650
要介護４	33,300,230	31,358,786	33,318,710	35,278,634	45,078,254
要介護５	91,239,502	93,115,936	96,767,541	100,419,146	129,631,989
小　計	221,622,978	225,669,178	234,803,140	245,054,369	315,062,563
合　計	223,953,534	228,001,028	237,134,989	247,386,218	318,327,152

⑩　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	829人	1,648人	2,517人	2,170人	1,713人	1,399人	990人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	14.9%	33.3%	36.4%	59.9%	65.6%	64.4%	58.3%
1人1月あたり利用日数	－	－	－	－	－	－	－
1人1日あたり給付費	5,494円	6,158円	7,435円	12,443円	15,477円	18,120円	22,256円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	10,440人	10,980人	11,616人	12,072人	14,652人
要支援２	21,600人	22,800人	23,316人	24,156人	30,048人
小　計	32,040人	33,780人	34,932人	36,228人	44,700人
要介護１	32,340人	34,656人	35,700人	37,092人	46,740人
要介護２	28,548人	30,624人	31,488人	33,060人	42,168人
要介護３	21,504人	22,476人	23,472人	24,600人	31,692人
要介護４	17,580人	18,348人	19,176人	20,316人	26,364人
要介護５	12,852人	13,620人	14,016人	14,568人	18,768人
小　計	112,824人	119,724人	123,852人	129,636人	165,732人
合　計	144,864人	153,504人	158,784人	165,864人	210,432人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	57,357,360	60,324,120	63,818,304	66,323,568	80,498,088
要支援２	133,012,800	140,402,400	143,579,928	148,752,648	185,035,584
小　計	190,370,160	200,726,520	207,398,232	215,076,216	265,533,672
要介護１	240,447,900	257,667,360	265,429,500	275,779,020	347,511,900
要介護２	355,222,764	381,054,432	391,805,184	411,365,580	524,696,424
要介護３	332,817,408	347,861,052	363,276,144	380,734,200	490,497,084
要介護４	318,549,600	332,465,760	347,469,120	368,125,920	477,715,680
要介護５	286,034,112	303,126,720	311,940,096	324,225,408	417,700,608
小　計	1,533,071,784	1,622,175,324	1,679,920,044	1,760,230,128	2,258,121,696
合　計	1,723,441,944	1,822,901,844	1,887,318,276	1,975,306,344	2,523,655,368

⑪　特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	34人	38人	64人	36人	29人	21人	8人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.6%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	0.5%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	25,690円	28,228円	26,753円	26,808円	30,873円	34,144円	42,353円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	408人	420人	432人	444人	540人
要支援２	480人	492人	444人	456人	576人
小　計	888人	912人	876人	900人	1,116人
要介護１	852人	864人	888人	924人	1,164人
要介護２	408人	420人	432人	456人	576人
要介護３	384人	396人	408人	432人	564人
要介護４	276人	276人	312人	336人	432人
要介護５	108人	108人	108人	108人	144人
小　計	2,028人	2,064人	2,148人	2,256人	2,880人
合　計	2,916人	2,976人	3,024人	3,156人	3,996人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	10,481,520	10,789,800	11,098,080	11,406,360	13,872,600
要支援２	13,549,440	13,888,176	12,533,232	12,871,968	16,259,328
小　計	24,030,960	24,677,976	23,631,312	24,278,328	30,131,928
要介護１	22,793,556	23,114,592	23,756,664	24,719,772	31,140,492
要介護２	10,937,664	11,259,360	11,581,056	12,224,448	15,441,408
要介護３	11,855,232	12,225,708	12,596,184	13,337,136	17,412,372
要介護４	9,423,744	9,423,744	10,652,928	11,472,384	14,750,208
要介護５	4,574,124	4,574,124	4,574,124	4,574,124	6,098,832
小　計	59,584,320	60,597,528	63,160,956	66,327,864	84,843,312
合　計	83,615,280	85,275,504	86,792,268	90,606,192	114,975,240

⑫　住宅改修・介護予防住宅改修

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	51人	45人	61人	32人	18人	10人	4人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.5%	0.2%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	78,127円	71,239円	70,158円	63,272円	69,037円	72,692円	88,655円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	540人	564人	576人	600人	720人
要支援２	480人	492人	504人	528人	660人
小　計	1,020人	1,056人	1,080人	1,128人	1,380人
要介護１	672人	696人	708人	744人	936人
要介護２	360人	372人	384人	396人	516人
要介護３	192人	204人	204人	216人	276人
要介護４	108人	108人	120人	120人	156人
要介護５	60人	60人	60人	72人	84人
小　計	1,392人	1,440人	1,476人	1,548人	1,968人
合　計	2,412人	2,496人	2,556人	2,676人	3,348人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	42,188,580	44,063,628	45,001,152	46,876,200	56,251,440
要支援２	34,194,720	35,049,588	35,904,456	37,614,192	47,017,740
小　計	76,383,300	79,113,216	80,905,608	84,490,392	103,269,180
要介護１	47,146,176	48,829,968	49,671,864	52,197,552	65,667,888
要介護２	22,777,920	23,537,184	24,296,448	25,055,712	32,648,352
要介護３	13,255,104	14,083,548	14,083,548	14,911,992	19,054,212
要介護４	7,850,736	7,850,736	8,723,040	8,723,040	11,339,952
要介護５	5,319,300	5,319,300	5,319,300	6,383,160	7,447,020
小　計	96,349,236	99,620,736	102,094,200	107,271,456	136,157,424
合　計	172,732,536	178,733,952	182,999,808	191,761,848	239,426,604

⑬　居宅介護支援・介護予防支援

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	1,440人	2,321人	5,188人	2,929人	2,048人	1,495人	1,012人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	25.8%	47.0%	75.0%	80.8%	78.4%	68.8%	59.6%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	4,400円	4,407円	13,327円	13,337円	16,617円	16,603円	16,654円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	18,696人	19,860人	20,376人	21,156人	25,680人
要支援２	29,532人	31,500人	32,832人	34,032人	42,324人
小　計	48,228人	51,360人	53,208人	55,188人	68,004人
要介護１	63,504人	65,136人	66,696人	69,288人	87,312人
要介護２	36,660人	38,424人	39,996人	41,988人	53,568人
要介護３	25,524人	26,448人	27,432人	28,764人	37,044人
要介護４	18,528人	19,068人	19,668人	20,832人	27,036人
要介護５	13,140人	13,920人	14,328人	14,880人	19,176人
小　計	157,356人	162,996人	168,120人	175,752人	224,136人
合　計	205,584人	214,356人	221,328人	230,940人	292,140人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	82,767,628	87,969,473	90,255,084	93,710,079	113,749,046
要支援２	130,946,847	139,750,597	145,660,051	150,983,883	187,771,565
小　計	213,714,475	227,720,070	235,915,136	244,693,962	301,520,611
要介護１	851,515,610	873,883,524	894,812,938	929,587,964	1,171,403,191
要介護２	491,937,292	515,894,376	537,000,611	563,745,916	719,223,140
要介護３	426,737,187	442,430,975	458,891,656	481,173,796	619,684,401
要介護４	309,509,686	318,707,130	328,735,674	348,191,050	451,886,195
要介護５	220,177,563	233,376,899	240,217,256	249,471,857	321,496,797
小　計	2,299,877,338	2,384,292,904	2,459,658,134	2,572,170,583	3,283,693,724
合　計	2,513,591,813	2,612,012,974	2,695,573,270	2,816,864,545	3,585,214,335

⑭　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	101人	73人	93人	99人	96人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	1.5%	2.0%	3.6%	4.6%	5.7%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	77,957円	123,666円	186,825円	238,755円	281,686円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	1,356人	1,392人	1,428人	1,476人	1,860人
要介護２	852人	888人	864人	900人	1,152人
要介護３	1,260人	1,308人	1,344人	1,404人	1,812人
要介護４	1,356人	1,392人	1,440人	1,524人	1,980人
要介護５	1,272人	1,320人	1,356人	1,404人	1,812人
合　計	6,096人	6,300人	6,432人	6,708人	8,616人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	106,358,926	109,243,202	112,068,457	115,835,464	145,971,520
要介護２	106,010,539	110,551,171	107,563,302	112,045,106	143,417,736
要介護３	236,845,245	246,004,360	252,775,122	264,059,725	340,795,030
要介護４	325,740,156	334,573,685	346,110,708	366,300,500	475,902,224
要介護５	360,505,179	374,316,751	384,525,390	398,136,908	513,834,813
合　計	1,135,460,045	1,174,689,169	1,203,042,979	1,256,377,703	1,619,921,323

⑮　夜間対応型訪問介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	3人	13人	10人	3人	3人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.0%	0.4%	0.4%	0.1%	0.2%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	22,607円	23,350円	32,828円	44,393円	59,708円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	0人	0人	0人	0人	0人
要介護２	180人	180人	192人	204人	252人
要介護３	132人	132人	132人	144人	192人
要介護４	60人	60人	60人	60人	84人
要介護５	36人	48人	48人	48人	60人
合　計	408人	420人	432人	456人	588人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	0	0	0	0	0
要介護２	4,228,813	4,231,160	4,513,237	4,795,315	5,923,624
要介護３	4,359,910	4,362,329	4,362,329	4,758,904	6,345,206
要介護４	2,679,939	2,681,426	2,681,426	2,681,426	3,753,996
要介護５	2,162,689	2,885,186	2,885,186	2,885,186	3,606,483
合　計	13,431,351	14,160,101	14,442,179	15,120,831	19,629,309

⑯　認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	0人	3人	61人	50人	51人	45人	33人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.0%	0.1%	0.9%	1.4%	2.0%	2.1%	1.9%
1人1月あたり利用回数	0.0回	9.2回	11.0回	10.8回	13.8回	13.2回	14.0回
1人1回あたり給付費	7,564円	5,741円	8,371円	9,861円	10,387円	12,109円	12,886円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	0回	0回	0回	0回	0回
要支援２	594回	606回	606回	606回	848回
小　計	594回	606回	606回	606回	848回
要介護１	7,997回	8,422回	8,567回	9,002回	11,326回
要介護２	5,832回	5,962回	6,278回	6,540回	8,371回
要介護３	8,820回	9,120回	9,485回	9,850回	12,768回
要介護４	6,656回	6,653回	6,790回	7,085回	9,299回
要介護５	4,724回	4,838回	4,990回	5,141回	6,653回
小　計	34,030回	34,994回	36,109回	37,618回	48,416回
合　計	34,624回	35,600回	36,715回	38,224回	49,265回

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	0	0	0	0	0
要支援２	3,431,098	3,502,356	3,502,356	3,502,356	4,903,298
小　計	3,431,098	3,502,356	3,502,356	3,502,356	4,903,298
要介護１	67,352,343	70,969,545	72,193,158	75,863,996	95,441,802
要介護２	57,862,555	59,181,213	62,326,108	64,923,029	83,101,478
要介護３	92,175,999	95,364,127	99,178,692	102,993,257	133,509,778
要介護４	81,097,380	81,098,499	82,766,109	86,364,635	113,353,584
要介護５	61,252,515	62,765,351	64,726,769	66,688,186	86,302,358
小　計	359,740,792	369,378,735	381,190,836	396,833,104	511,708,999
合　計	363,171,890	372,881,091	384,693,191	400,335,460	516,612,297

⑰　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	13人	43人	192人	122人	94人	79人	50人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.2%	0.9%	2.8%	3.4%	3.6%	3.6%	2.9%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	41,042円	75,909円	119,227円	163,973円	218,285円	243,076円	262,371円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	132人	144人	144人	144人	180人
要支援２	480人	492人	504人	528人	660人
小　計	612人	636人	648人	672人	840人
要介護１	2,544人	2,688人	2,760人	2,868人	3,612人
要介護２	1,524人	1,584人	1,620人	1,704人	2,172人
要介護３	1,128人	1,140人	1,140人	1,188人	1,536人
要介護４	996人	1,056人	1,128人	1,188人	1,548人
要介護５	660人	684人	696人	732人	936人
小　計	6,852人	7,152人	7,344人	7,680人	9,804人
合　計	7,464人	7,788人	7,992人	8,352人	10,644人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援１	5,450,817	5,949,645	5,949,645	5,949,645	7,437,057
要支援２	36,660,100	37,597,454	38,514,466	40,348,488	50,435,610
小　計	42,110,916	43,547,100	44,464,111	46,298,133	57,872,666
要介護１	305,176,338	322,629,407	331,271,266	344,234,054	433,533,265
要介護２	251,429,623	261,473,445	267,416,023	281,282,039	358,535,557
要介護３	247,737,715	250,512,161	250,512,161	261,060,041	337,532,175
要介護４	243,590,616	258,408,067	276,026,799	290,709,076	378,802,735
要介護５	174,228,381	180,664,158	183,833,704	193,342,344	247,224,637
小　計	1,222,162,673	1,273,687,237	1,309,059,953	1,370,627,555	1,755,628,368
合　計	1,264,273,590	1,317,234,337	1,353,524,064	1,416,925,688	1,813,501,035

⑱　看護小規模多機能型居宅介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	26人	34人	28人	32人	45人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	0.4%	0.9%	1.1%	1.5%	2.7%
1人1月あたり利用回数	－	－	－	－	－
1人1月あたり給付費	138,526円	182,399円	248,643円	283,905円	325,248円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	252人	264人	264人	276人	348人
要介護２	444人	468人	480人	504人	636人
要介護３	324人	336人	348人	360人	468人
要介護４	408人	444人	456人	492人	636人
要介護５	540人	552人	564人	588人	756人
合　計	1,968人	2,064人	2,112人	2,220人	2,844人

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	35,122,949	36,815,889	36,815,889	38,489,338	48,530,035
要介護２	81,482,540	85,934,662	88,138,115	92,545,021	116,783,003
要介護３	81,055,107	84,103,793	87,107,500	90,111,207	117,144,569
要介護４	116,544,649	126,898,381	130,328,067	140,617,124	181,773,356
要介護５	176,712,605	180,739,793	184,668,919	192,527,171	247,534,934
合　計	490,917,849	514,492,518	527,058,490	554,289,862	711,765,897

⑲　地域密着型通所介護

令和2年度実績（見込み）

区　分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1月あたり利用者数	1,181人	685人	506人	449人	325人
ｻｰﾋﾞｽ利用率	17.1%	18.9%	19.4%	20.7%	19.2%
1人1月あたり利用回数	9.9回	11.9回	13.6回	14.6回	15.0回
1人1月あたり給付費	6,414円	7,528円	8,834円	9,927円	11,105円

サービス見込量

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	146,718回	155,400回	163,800回	170,160回	214,440回
要介護２	109,813回	113,988回	117,245回	123,192回	157,034回
要介護３	84,269回	86,533回	87,900回	92,100回	118,650回
要介護４	84,348回	87,271回	87,636回	92,782回	120,439回
要介護５	65,413回	68,483回	70,963回	73,735回	94,987回
合　計	490,561回	511,675回	527,544回	551,969回	705,551回

給付費の見込み　（単位：円/年）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護１	946,828,863	1,003,413,729	1,057,652,308	1,098,718,662	1,384,633,462
要介護２	831,750,924	863,850,945	888,532,401	933,602,885	1,190,075,401
要介護３	749,002,624	769,555,999	781,711,208	819,062,596	1,055,176,732
要介護４	842,465,152	872,145,688	875,791,321	927,213,931	1,203,610,458
要介護５	730,874,976	765,596,854	793,326,246	824,315,553	1,061,900,236
合　計	4,100,922,539	4,274,563,215	4,397,013,484	4,602,913,627	5,895,396,290

5 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス見込量及び必要利用定員総数

（1）日常生活圏域の状況

圏　域　名	人　口	高齢者人口	高齢化率	高齢者人口の割合
中　央　圏　域	37,403人	8,558人	22.9%	5.2%
上　町　圏　域	29,145人	8,676人	29.8%	5.3%
鴨 池 北 圏 域	48,405人	11,851人	24.5%	7.2%
鴨 池 南 圏 域	52,325人	12,252人	23.4%	7.4%
城　西　圏　域	46,103人	13,167人	28.6%	8.0%
武 ・ 田 上 圏 域	60,333人	17,771人	29.5%	10.8%
谷 山 北 圏 域	58,475人	14,210人	24.3%	8.6%
谷 山 中 央 圏 域	60,989人	13,312人	21.8%	8.1%
谷 山 南 圏 域	45,311人	12,122人	26.8%	7.4%
伊 敷 台 圏 域	35,606人	10,692人	30.0%	6.5%
西 伊 敷 圏 域	27,888人	10,739人	38.5%	6.5%
吉　野　圏　域	50,360人	14,763人	29.3%	9.0%
桜　島　圏　域	3,945人	1,955人	49.6%	1.2%
吉　田　圏　域	10,252人	3,808人	37.1%	2.3%
郡　山　圏　域	7,063人	2,836人	40.2%	1.7%
松　元　圏　域	17,110人	3,866人	22.6%	2.3%
喜　入　圏　域	10,961人	4,157人	37.9%	2.5%
合　計	601,674人	164,735人	27.4%	100.0%

（注）1 令和2年10月1日現在　住民基本台帳人口による
2 端数調整の関係で計数と積み上げが一致しない場合がある。（以下同じ）

（2）日常生活圏域ごとのサービス見込量及び必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込量については各圏域の必要利用定員総数の割合で、その他のサービスの見込量については、各圏域の高齢者人口の割合で按分した。

①　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫　（単位：人／年）

圏　域　名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
中　央　圏　域	318	329	335	349	449
上　町　圏　域	321	332	339	353	454
鴨 池 北 圏 域	439	453	463	483	620
鴨 池 南 圏 域	453	469	478	499	641
城　西　圏　域	487	504	514	536	689
武 ・ 田 上 圏 域	658	680	694	724	929
谷 山 北 圏 域	526	543	555	579	743
谷 山 中 央 圏 域	493	509	520	542	696
谷 山 南 圏 域	449	464	473	494	634
伊 敷 台 圏 域	396	409	417	435	559
西 伊 敷 圏 域	397	411	419	437	562
吉　野　圏　域	546	565	576	601	772
桜　島　圏　域	72	75	76	80	102
吉　田　圏　域	141	146	149	155	199
郡　山　圏　域	105	108	111	115	148
松　元　圏　域	143	148	151	157	202
喜　入　圏　域	154	159	162	169	217
合　計	6,098	6,304	6,432	6,708	8,616

② 夜間対応型訪問看護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫ （単位：人／年）

圏域名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
中央圏域	21	22	22	24	31
上町圏域	21	22	23	24	31
鴨池北圏域	29	30	31	33	42
鴨池南圏域	30	31	32	34	44
城西圏域	33	34	35	36	47
武・田上圏域	45	46	47	50	64
谷山北圏域	35	36	37	39	51
谷山中央圏域	33	34	35	37	48
谷山南圏域	30	31	32	34	43
伊敷台圏域	26	27	28	30	38
西伊敷圏域	27	27	28	30	38
吉野圏域	38	38	39	41	53
桜島圏域	5	5	5	5	7
吉田圏域	9	10	10	11	14
郡山圏域	7	7	7	8	10
松元圏域	10	10	10	11	14
喜入圏域	10	11	11	12	15
合計	409	421	432	459	590

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫ （単位：回／年）

圏域名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		令和22年度	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
中央圏域	1,768	32	1,818	31	1,876	31	1,954	31	2,515	44
上町圏域	1,792	31	1,843	32	1,902	32	1,981	32	2,550	45
鴨池北圏域	2,448	43	2,517	44	2,598	44	2,706	44	3,483	61
鴨池南圏域	2,531	44	2,603	45	2,686	45	2,798	45	3,601	63
城西圏域	2,720	47	2,797	48	2,886	48	3,007	48	3,870	68
武・田上圏域	3,671	64	3,775	65	3,895	63	4,058	65	5,223	92
谷山北圏域	2,935	51	3,019	52	3,115	52	3,245	52	4,176	73
谷山中央圏域	2,750	48	2,828	49	2,918	49	3,040	49	3,912	69
谷山南圏域	2,504	44	2,575	45	2,657	45	2,768	45	3,563	62
伊敷台圏域	2,209	39	2,271	39	2,344	39	2,442	39	3,142	55
西伊敷圏域	2,218	39	2,281	40	2,354	40	2,452	40	3,156	55
吉野圏域	3,050	53	3,136	54	3,236	54	3,371	54	4,339	76
桜島圏域	404	7	415	7	429	7	446	7	575	10
吉田圏域	787	14	809	14	835	15	870	15	1,119	20
郡山圏域	586	10	602	10	622	10	648	10	834	15
松元圏域	799	14	821	14	847	14	883	14	1,136	20
喜入圏域	859	15	883	15	911	15	949	15	1,222	21
合計	34,031	595	34,993	604	36,111	603	37,618	605	48,416	849

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫ （単位：人／年）

圏域名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		令和22年度	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
中央圏域	356	32	372	33	383	35	399	36	509	45
上町圏域	361	32	377	33	387	34	404	35	516	44
鴨池北圏域	493	44	515	46	528	47	552	48	705	60
鴨池南圏域	510	46	532	47	546	48	571	50	729	62
城西圏域	548	49	572	51	587	52	614	54	784	67
武・田上圏域	739	65	771	68	792	70	827	72	1,057	91
谷山北圏域	591	53	617	55	633	56	662	58	846	72
谷山中央圏域	554	49	578	51	593	52	621	54	792	68
谷山南圏域	504	45	526	47	540	48	565	49	721	62
伊敷台圏域	445	40	464	41	477	42	498	44	636	55
西伊敷圏域	447	40	466	41	479	42	501	44	639	55
吉野圏域	614	55	641	56	658	58	688	60	879	75
桜島圏域	81	7	85	8	87	8	91	8	116	10
吉田圏域	158	14	165	15	170	15	178	16	227	19
郡山圏域	118	11	123	11	126	11	132	12	169	14
松元圏域	161	14	168	15	172	15	180	16	230	20
喜入圏域	173	15	180	16	185	16	194	17	247	21
合計	6,853	611	7,152	634	7,343	649	7,677	673	9,802	840

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫ （単位：人／年）

圏域名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		令和22年度	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
中央圏域	1,190	15	1,210	15	1,231	17	1,283	17	1,623	21
上町圏域	1,082	13	1,100	14	1,119	15	1,167	16	1,475	19
鴨池北圏域	2,055	26	2,091	27	2,126	29	2,217	30	2,803	37
鴨池南圏域	1,298	16	1,321	17	1,342	18	1,400	19	1,770	23
城西圏域	1,262	16	1,284	16	1,305	18	1,361	18	1,721	23
武・田上圏域	1,731	22	1,761	22	1,790	24	1,867	25	2,361	31
谷山北圏域	2,055	26	2,091	27	2,126	29	2,217	30	2,803	37
谷山中央圏域	2,150	27	2,189	28	2,225	30	2,320	31	2,934	39
谷山南圏域	2,343	28	2,384	29	2,424	33	2,528	33	3,197	41
伊敷台圏域	1,622	20	1,651	21	1,678	23	1,750	23	2,213	29
西伊敷圏域	649	8	660	8	671	9	700	9	885	12
吉野圏域	3,028	37	3,081	38	3,132	42	3,266	43	4,131	53
桜島圏域	216	3	220	3	224	3	233	3	295	4
吉田圏域	1,178	15	1,198	15	1,218	16	1,270	17	1,606	21
郡山圏域	973	12	990	13	1,007	14	1,050	14	1,328	17
松元圏域	865	11	880	11	895	12	933	12	1,180	15
喜入圏域	433	5	440	6	447	6	467	6	590	8
合計	24,130	300	24,551	310	24,960	338	26,029	346	32,915	430

⑥　地域密着型特定施設入居者生活介護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫　（単位：人／年）

圏域名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
中央圏域	－	－	－	－	－
上町圏域	－	－	－	－	－
鴨池北圏域	304	304	304	314	398
鴨池南圏域	－	－	－	－	－
城西圏域	－	－	－	－	－
武・田上圏域	－	－	－	－	－
谷山北圏域	352	352	352	365	461
谷山中央圏域	352	352	352	365	461
谷山南圏域	－	－	－	－	－
伊敷台圏域	－	－	－	－	－
西伊敷圏域	－	－	－	－	－
吉野圏域	－	－	－	－	－
桜島圏域	－	－	－	－	－
吉田圏域	－	－	－	－	－
郡山圏域	－	－	－	－	－
松元圏域	－	－	－	－	－
喜入圏域	－	－	－	－	－
合計	1,008	1,008	1,008	1,044	1,320

⑦　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫　（単位：人／年）

圏域名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
中央圏域	－	－	－	－	－
上町圏域	237	237	237	245	311
鴨池北圏域	－	－	－	－	－
鴨池南圏域	－	－	－	－	－
城西圏域	－	－	－	－	－
武・田上圏域	237	237	237	245	311
谷山北圏域	－	－	－	－	－
谷山中央圏域	－	－	－	－	－
谷山南圏域	－	－	－	－	－
伊敷台圏域	－	－	－	－	－
西伊敷圏域	237	237	237	245	311
吉野圏域	450	450	450	465	590
桜島圏域	－	－	－	－	－
吉田圏域	344	344	344	355	451
郡山圏域	－	－	－	－	－
松元圏域	－	－	－	－	－
喜入圏域	344	344	344	355	451
合計	1,848	1,848	1,848	1,908	2,424

⑧　看護小規模多機能型居宅介護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫　（単位：人／年）

圏域名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
中央圏域	102	108	110	115	148
上町圏域	104	109	111	117	150
鴨池北圏域	142	148	152	160	205
鴨池南圏域	146	154	157	165	212
城西圏域	157	165	169	177	227
武・田上圏域	212	224	228	239	307
谷山北圏域	170	178	182	191	245
谷山中央圏域	159	167	171	179	230
谷山南圏域	145	152	155	163	209
伊敷台圏域	128	134	137	144	185
西伊敷圏域	128	135	138	145	185
吉野圏域	176	186	189	199	255
桜島圏域	23	24	25	26	34
吉田圏域	45	48	49	51	66
郡山圏域	34	36	36	38	49
松元圏域	46	48	50	52	67
喜入圏域	50	52	53	56	72
合計	1,967	2,068	2,112	2,217	2,846

⑨ 地域密着型通所介護

≪日常生活圏域ごとのサービス見込量≫　（単位：回／年）

圏域名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
中央圏域	25,487	26,583	27,407	28,675	36,653
上町圏域	25,836	26,948	27,784	29,070	37,159
鴨池北圏域	35,291	36,810	37,951	39,709	50,757
鴨池南圏域	36,485	38,055	39,236	41,052	52,475
城西圏域	39,210	40,897	42,166	44,118	56,394
武・田上圏域	52,920	55,198	56,909	59,544	76,112
谷山北圏域	42,316	44,137	45,506	47,613	60,861
谷山中央圏域	39,642	41,348	42,630	44,604	57,015
谷山南圏域	36,098	37,652	38,819	40,617	51,918
伊敷台圏域	31,840	33,210	34,240	35,825	45,793
西伊敷圏域	31,979	33,356	34,390	35,983	45,995
吉野圏域	43,962	45,855	47,277	49,466	63,229
桜島圏域	5,822	6,072	6,261	6,551	8,373
吉田圏域	11,340	11,828	12,195	12,759	16,309
郡山圏域	8,445	8,809	9,082	9,502	12,146
松元圏域	11,512	12,008	12,380	12,954	16,558
喜入圏域	12,379	12,912	13,312	13,929	17,804
合計	490,564	511,678	527,545	551,971	705,551

6 その他（高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費等）のサービスにおけるサービス見込量及び給付費の見込みについて

【算出方法】

令和2年度までの実績をもとに直近の増加率、報酬改定を考慮して算出した。

①高額介護サービス等費給付額

実績（平成30年度～令和2年度）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	104,577件	110,533件	109,119件
給付費	1,145,598,746円	1,289,642,599円	1,341,884,000円
平均給付額	10,955円／件	11,667円／件	12,297円／件

※2年度は推計値

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
件数	106,193件	108,258件	111,054件	115,649件	145,543件
給付費	1,302,446,820円	1,327,778,522円	1,362,070,627円	1,418,426,074円	1,785,067,980円

②高額医療合算介護サービス等費給付額

実績（平成30年度～令和2年度）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	6,127件	6,553件	7,037件
給付費	180,573,350円	208,148,558円	213,958,000円
平均給付額	29,472円／件	31,764円／件	30,405円／件

※2年度は推計値

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
件数	6,843件	7,039件	7,221件	7,520件	9,464件
給付費	188,805,228円	194,203,357円	199,218,984円	207,460,637円	261,087,364円

③審査支払手数料

実績（平成30年度～令和2年度）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	735,044件	774,627件	800,125件
給付費	52,923,168円	55,773,144円	57,609,000円
平均単価	72円／件	72円／件	72円／件

（注）給付費は、前年度剰余金還付前の額　※2年度は推計値

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
件数	829,600件	853,318件	875,357件	911,575件	1,147,203件
給付費	59,731,200円	61,438,896円	63,025,704円	65,633,400円	82,598,616円

④特定入所者介護サービス等費の見込み

実績（平成30年度～令和2年度）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	42,457件	43,279件	43,144件
給付費	1,342,788,989円	1,383,119,518円	1,450,099,000円
平均給付額	31,627円／件	31,958円／件	33,611円／件

※2年度は推計値

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
件数	35,513件	33,039件	33,892件	35,294件	44,417件
給付費	1,178,803,860円	1,096,692,757円	1,125,015,223円	1,171,567,078円	1,474,392,865円

7 利用者負担の見直しによる影響額の見込みについて

【算出方法】

一定以上所得者の利用者負担の見直しの影響による給付費の減少額ついては、国の示す推計手順等に基づき算出した。

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う減少	225,199,448	347,452,403	356,427,406	371,169,994	467,118,644
高額介護サービス費等の見直しに伴う減少	23,151,180	35,719,643	36,642,163	42,482,061	53,463,037
計	248,350,628	383,172,046	393,069,569	413,652,055	520,581,681

8 介護予防・生活支援サービス事業の見込量及び事業費の見込み

サービス見込量　（単位：円）

事業内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
		見込	見込	見込	見込	見込
訪問型サービス	人	29,887	30,304	30,833	33,201	41,198
予防型	人	26,821	27,196	27,671	29,808	36,948
生活支援型	人	695	704	716	756	924
住民主体サービス	人	2,371	2,404	2,446	2,637	3,326
通所型サービス	人	73,338	74,363	75,663	82,169	103,725
予防型	人	29,873	30,291	30,821	33,852	42,840
ミニデイ型	人	355	359	365	366	414
運動型	人	43,110	43,713	44,477	47,951	60,471
訪問型短期集中予防サービス	人	302	304	307	312	322
訪問型個別支援	人	62	64	67	72	82
短期集中予防サービス	人	240	240	240	240	240
通所型短期集中予防サービス	人	240	240	240	240	240
介護予防ケアマネジメント	人	36,610	37,122	37,771	40,721	51,350
高額介護予防サービス費相当	件	960	972	988	1,063	1,325
高額介護予防	件	694	703	715	770	963
高額医療合算介護予防	件	266	269	273	293	362
審査支払手数料	件	101,292	102,872	104,670	112,841	142,272

事業費の見込み　（単位：円）

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
	見込	見込	見込	見込	見込
訪問型サービス	473,198,538	480,360,946	489,516,505	528,212,917	663,765,277
予防型	463,139,020	469,495,427	477,814,527	514,675,864	637,776,391
生活支援型	6,303,518	6,383,519	6,493,978	6,877,053	8,438,886
住民主体サービス	3,756,000	4,482,000	5,208,000	6,660,000	17,550,000
通所型サービス	931,452,410	944,469,522	960,988,485	1,045,851,796	1,322,953,144
予防型	795,835,197	806,970,413	821,089,933	895,229,796	1,133,675,144
ミニデイ型	4,806,622	4,860,044	4,941,077	5,158,278	5,833,719
運動型	130,810,591	132,639,065	134,957,475	145,463,722	183,444,281
訪問型短期集中予防サービス	2,253,000	2,265,000	2,281,000	2,295,000	2,309,000
訪問型個別支援	312,000	324,000	340,000	354,000	368,000
短期集中予防サービス	1,941,000	1,941,000	1,941,000	1,941,000	1,941,000
通所型短期集中予防サービス	1,521,000	1,521,000	1,521,000	1,521,000	1,521,000
介護予防ケアマネジメント	162,024,000	164,250,000	167,121,000	190,966,000	218,253,000
高額介護予防サービス費相当	5,680,000	5,747,000	5,836,000	6,144,000	7,035,000
高額介護予防	1,677,000	1,699,000	1,728,000	2,039,000	2,411,000
高額医療合算介護予防	4,003,000	4,048,000	4,108,000	4,105,000	4,624,000
審査支払手数料	7,294,000	7,407,000	7,537,000	7,776,000	8,903,000
一般事務費	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000
合　計	1,583,656,948	1,606,254,468	1,635,034,990	1,783,000,713	2,224,973,421

鹿児島市ふれあい長寿社会宣言

　親から子へ、子から孫へ、家族から隣人へ、そしてまちへと広がっていくふれあいの輪。
　そこには、暮らしの中に生きる豊かな心があります。
　わたくしたちは、励ましあい、助けあい、この輪を大きく広げ、ぬくもりに満ちた長寿社会を築いていきます。

　さんさんと輝く南の太陽のもと、健やかな心と体をつくります。生き生きとした日々を送るために。

　自らの能力をさらに高め、社会に役立てます。生きがいに満ちた人生のために。

　高齢者を敬い、豊かな経験と知恵に学びます。いまと未来へ生かすために。

　家族のきずなを大切にし、明るい家庭をつくります。心が通うやすらぎの場にするために。

　世代を超えてふれあい、共に生きる喜びを分かちあいます。思いやりに満ちた社会にするために。

平成６年９月１５日
鹿　児　島　市

第８期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画

■発行日　令和３年３月
■発　行　鹿児島市
■編　集　鹿児島市　長寿支援課・長寿あんしん課・
介護保険課・保健予防課
鹿児島市山下町11-１
☎099-224-1111
■印　刷　株式会社　あすなろ印刷
鹿児島市城西２-２-36

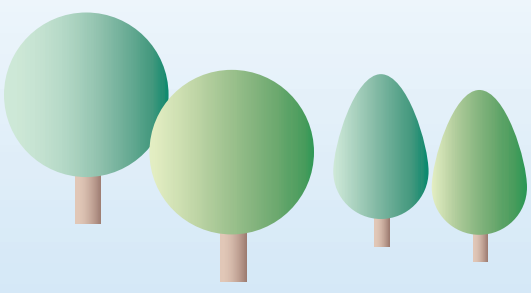

再生紙を使用しています。